MALAYSIA MADANI

MIDA
MALAYSIAN INVESTMENT DEVELOPMENT AUTHORITY

マレーシア

製造業における投資

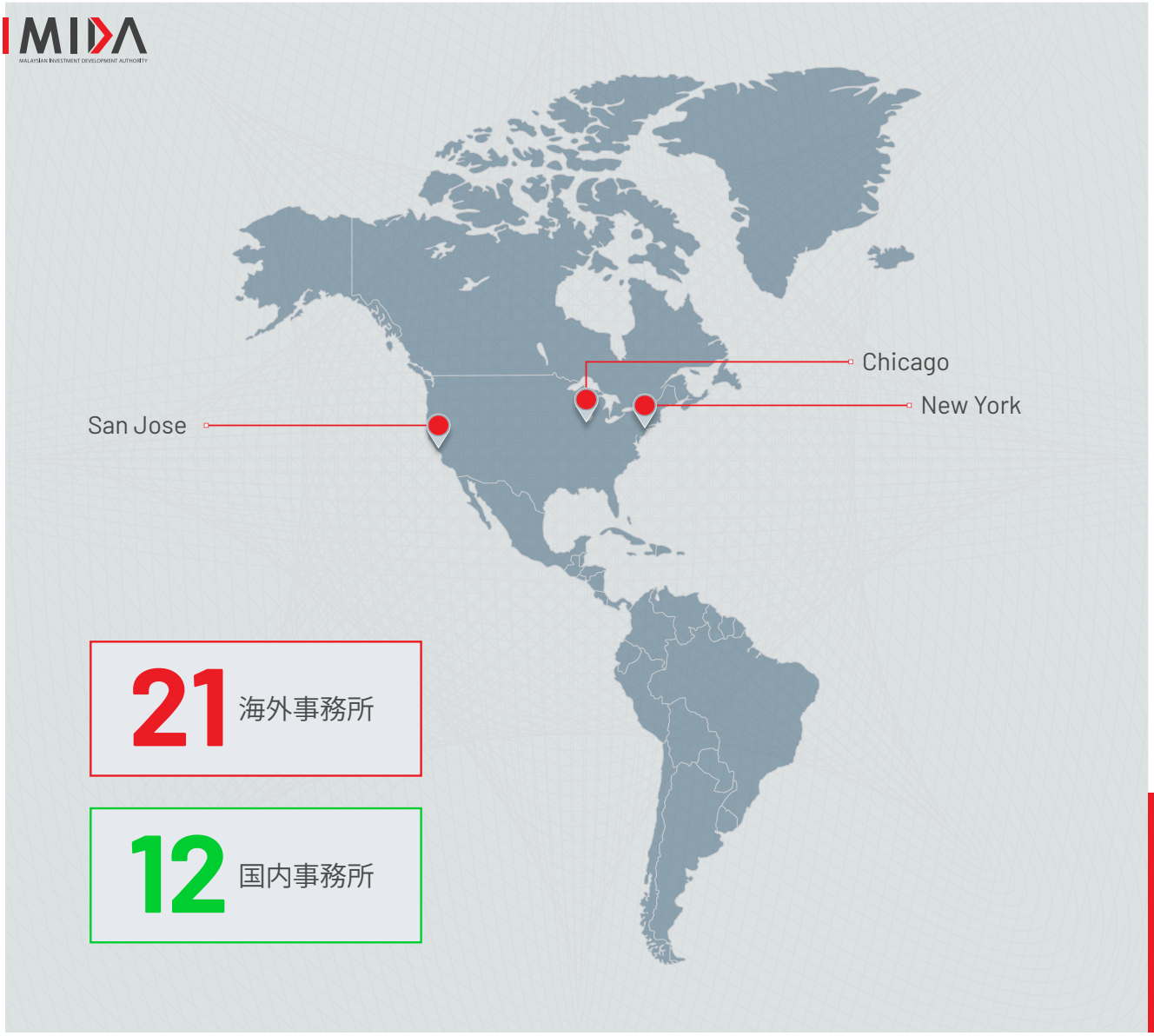

著作権

本書の内容を、マレーシア投資開発庁（MIDA）の書面による事前の許可なく、電子的な手段や、複写、録画により、またはその他何らかの形態や手段により、再生することも、検索システムに保存することも禁じる。

免責事項

MIDAは、本ガイドブックが発行された時点で、すべての情報が最新かつ正確なものであるよう、作成されたものである。本ガイドブックに掲載された情報の誤りや記載漏れについては、一切の責任を負いかねる。

新訳：
最新の情報については、MIDAのウェブサイトをご覧ください。*www.mida.gov.my*

©MIDA – All rights reserved

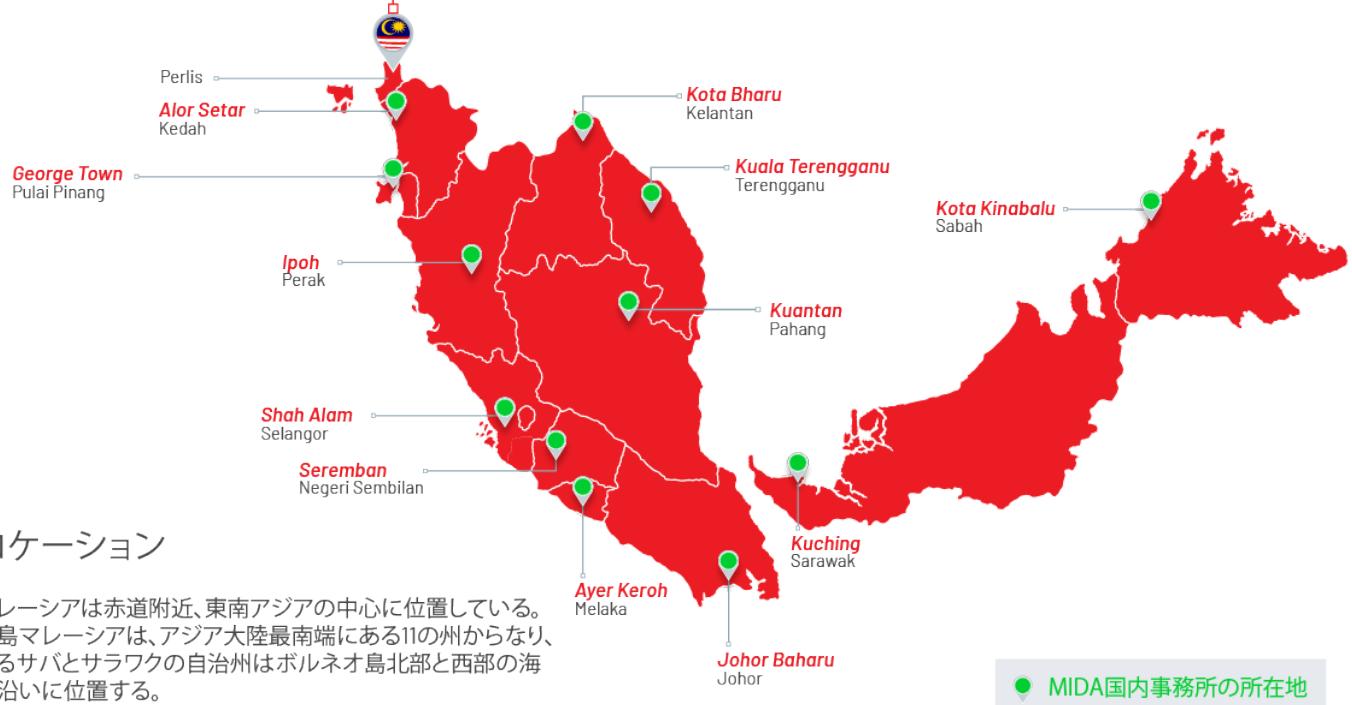

› ロケーション

マレーシアは赤道附近、東南アジアの中心に位置している。半島マレーシアは、アジア大陸最南端にある11の州からなり、残るサバとサラワクの自治州はボルネオ島北部と西部の海岸沿いに位置する。

マレーシア投資開発庁（MIDA）は投資貿易産業省の傘下にある政府主要機関で、マレーシアにおける製造業およびサービス産業への投資を監督・促進する役割を担っています。MIDAは本部をクアラルンプール・セントラルに構え、12か所の国内事務所と21か所の海外事務所を有します。MIDAは、この時代のテクノロジー革命から生まれるチャンスをつかむための戦略的パートナーであり続けます。詳しくは www.mida.gov.myをご覧ください。またX、インスタグラム、フェイスブック、LinkedIn、Youtubeチャンネルでのフォローをお願いします。

マレーシア:
豊かな事業機会に出会える国

戦略的なロケーション

マレーシアは、東南アジアの中央に位置する。インド洋と南シナ海の間という戦略的な要所にあり、主要な航空会社、船会社はすべてマレーシアに乗り入れている。持続可能で強固な経済的基礎、事業を受け入れやすい環境、未来を見据えた戦略、ダイナミックな熟練労働層に加え、マレーシアは域内においてコスト競争力がある投資対象国であるとともに、シェアードサービスと主導的技術産業の受け入れ先として急速に人気が高まっている。

総面積

33万平方キロメートル
(12万7千平方マイル)
500か箇所の工業団地

人口

人口
3,240万人 (2022年推計)

通貨

通貨マレーシアリンギット (RM) は
100 センで1リンギット

主要言語

ビジネス英語が広く普及。多言語を話す国民は、英語、中国語、ヒンディー語、タミル語に堪能。

気候

熱帯性気候 - 年間を通じて暖かく、晴天の日が多い。
日中の気温は33℃(90° F)、
夜間は22℃。

政府のシステム

議会制民主主義、立憲君主制

主要州

13州と3つの連邦直轄領からなる連邦国家

主要宗教

信教の自由を憲法が保障。イスラム教、仏教、キリスト教、ヒンドゥー教が普及。

経済的影響

マレーシアは高度に多様化した経済・輸出構造、支持的な労働市場、低く安定したインフレ率、強固で資本が充実した金融部門、健全な経常収支を有している。

マレーシアのビジネスは、3,240万人の地元市場と6億人以上のASEAN市場に対応している。

2022年におけるマレーシアの主要輸出品目は以下の通り:

1. 電気・電子製品
2. 石油製品
3. 化学製品
4. 鉄鉱製品
5. 金属製品
6. パーム油
7. 機械設備および部品
8. 光学・科学機器
9. 液化天然ガス
10. パーム油由来工業製品

ダイナミックで高度な労働力

マレーシアの人材プールは、特定スキル習得能力があり、教育水準が高く、多言語を操り、多様性に富む労働力であるとともにマレーシアの経済成長の基盤である。
マレーシアには20の公立大学、36のポリテクニック、105のコミュニティ・カレッジ、404を超える私立の高等教育機関がある。
さらに、マレーシアの人材プールの成長を支援するため、様々な省庁下に1,300以上の技術・職業教育訓練(TVET)カレッジが設立されている。

マレーシアの労働力は、25～29歳の若い層が大部分を占めており、総人口の17.19%、260万人を占めている。次いで30～34歳が16.1%、35～39歳が14.22%となっている。

マレーシアでは、男性940万人、女性590万人、合計1,530万人の労働者が働いている。労働者の30.3%が高等教育(学位、ディプロマ、サーティフィケート)を受けており、25.7%が熟練職についている。

多民族国家であるため、マレーシアの労働力は多言語であり、バハサ・マレーシア(マレーシアの公用語)、英語、北京語、タミル語が主な使用言語である。

金融システム

マレーシアの公式通貨はマレーシアリンギット (RM)で、1リンギットは100 セン。

リンギットの為替レートは、種々の通貨の貿易額調整バスケットに対する管理変動相場制により決まる。

貿易パートナーシップ

2021年におけるマレーシアの主要貿易相手国は以下の通り:

1. ASEAN
2. 中華人民共和国
3. アメリカ合衆国 (USA)
4. 欧州連合
5. 日本

また、マレーシアは 16 の自由貿易協定 (FTA) に署名しており、うち 14 を実施している。実例は以下の通り:

2国間FTA 2国間FTA

- マレーシア・日本経済連携協定 (MJEPA)
- マレーシア・パキスタン経済提携緊密化協定 (MPCEPA)
- マレーシア・ニュージーランド自由貿易協定 (MNZFTA)
- マレーシア・インド包括的経済協力協定 (MICECA)
- マレーシア・チリ自由貿易協定 (MCFTA)
- マレーシア・オーストラリア自由貿易協定 (MAFTA)
- マレーシア・トルコ自由貿易協定 (MTFTA)

域内 FTA

- ASEAN 自由貿易地域 (AFTA)
- ASEAN・中国自由貿易協定
- ASEAN・韓国自由貿易協定 (AKFTA)
- ASEAN・日本包括的経済連携 (AJCEP) 協定
- ASEAN・インド自由貿易協定 (AIFTA)
- ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 (AANZFTA)
- ASEAN・香港自由貿易協定 (AHKFTA)

マレーシアは以下の協定の調印国でもある:

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) および地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

世界におけるマレーシアの位置

マレーシアは世界で最も成長が速い地域のひとつである。同国は、投資対象として新興国の間でトップクラスにあり、投資家保護、事業ニーズの円滑化への反応の良さはよく知られている。

1位
外国投資に有力な東南アジアの国

(ブルームバーグ、Global Opportunity Index 2022)

1位
東南アジアで最も外国投資誘致に有望な国

(ミルケンインスティテュート、Global Opportunity Index 2022)

2位
最も競争優位なASEAN国

(IMD、世界競争力イヤーブック2023)

2位
アジア太平洋における接続性

(DHL国際連結性指数2020年版)

3位
世界で最もイノベーティブな高中所得国
(世界知的所有権機関、世界イノベーション指数2021)

9位
アジア太平洋トップ都市(クアラルンプール)

(KPMG、世界技術産業調査)

13位
感染症対策、ワクチン接種及び社会的流動性

(日経コロナ回復指数)

16位
世界貿易接続性

(DHL国際連結性指数2020年版)

27位
世界で最も競争優位な国

(IMD、世界競争力イヤーブック2023)

目次

第 I 章
マレーシアで事業を始める 12

1. 製造業プロジェクトの認可 14
1.1 1975年工業調整法 14
1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン 14

2. マレーシアでの企業体の登録 14
2.1 個人事業・事業組合の登記 14
2.2 企業の登記 15
2.2.1 企業の種類 15
2.2.2 有限責任株式会社 15
2.2.3 会社設立手続き 15
2.2.4 MyCoID 15
2.2.5 クライアント憲章 15
2.2.6 現地法人の設立要件 16
2.3 外国企業の登録 16
2.3.1 登記手続き 16
2.4 有限責任事業組合(LLP)の構成 17
2.4.1 有限責任事業組合の特徴 17
2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者 17
2.4.3 登記手続き 18
2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換 18
2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件 18
2.5 E-サービス 18

3. 製造業界における出資比率政策のガイドライン 18
3.1 新規設立、拡張、多角化における出資規制 18
3.2 既存企業に適用される出資規制 19
3.3 株式所有権 19

4. 駐在員事務所 (RE) / 地域事務所(RO)の設立 19
4.1 駐在員事務所 (RE) 19
4.2 地域事務所(RO) 19

第 II 章
マレーシアで貴社事業のための投資優遇措置と円滑化サービスを受ける 20

1. 一般製造業のための優遇措置 22

1.1 製造企業に対する主な優遇措置5 22
1.1.1 パイオニア・ステータス 22
1.1.2 投資税額控除 22
1.1.3 1986年投資促進法に基づき、税制上の優遇措置を受けることを「望ましい」の定義 22
1.2 ハイテク企業に対する優遇措置 23
1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置 23
1.4 小規模企業に対する優遇措置 23
1.5 製造業に対する追加的優遇措置 23
1.5.1 特別税制優遇措置(リロケーション) 23
1.5.2 再投資控除(RA) 24
1.5.3 追加的RA 24
1.5.4 加速減価償却 24
1.5.5 オートメーション化資本控除 (オートメーションCA) 24

2. 特定産業に対する投資優遇措置 25
2.1 航空宇宙業界に対する優遇措置 25
2.2 自動車産業に対する優遇措置 25
2.3 造船業・船舶修理(SBSR) 業界への優遇措置 25
2.3.1 SBSR 業界への税制優遇 25
2.4 機械・機器 (M&E)業界への優遇措置 26
2.5 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置 26
2.6 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース業界に対する優遇措置 26
2.6.1 バイオネクサス・ステータス企業への優遇措置 26
2.6.2 バイオベース・アクセラレータ・プログラム 27
2.6.3 バイオテクノロジー及びバイオベース資金供給 27
2.6.4 バイオアグリテック及びBeST2.0 (バイオ制約エンプロイアビリティ・起業家専修) 28
2.7 農業部門に対する優遇措置(川上産業) 28
2.7.1 加工食品産業に対する主な優遇措置 (川下産業) 29
2.7.2 ハラル製品・関連製品に対する優遇措置 29
2.7.3 農業及び加工食品生産に対するその他の優遇措置 30
2.7.4 1986年PIA第4F条に規定される再投資プロジェクトに対する追加優遇措置 30
2.8 付加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置 30

3. 環境マネージメントに対する優遇措置 31
3.1 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置 31
3.2 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置 31
3.2.1 MIDA管轄下の優遇措置 31
3.2.2 グリーン投資税額控除 (GITAプロジェクト) 31
3.2.3 グリーン所得税控除 32
3.2.4 ソーラーリーシング 32

4. 研究開発に対する優遇措置 32
4.1 研究開発に対する主な優遇措置 32
4.2 研究開発に対する追加的優遇措置 33

5. 研修に対する優遇措置 34
5.1 労働者採用に対する追加的優遇措置 34
5.2 雇用前研修に対する控除 34
5.3 従業員以外の研修に対する控除 34
5.4 特別産業建物控除 34
5.5 教育施設に対する免税 34
5.6 ロイヤリティ支払いの免税 34
5.7 人的資源開発基金(HRDF) 35
5.8 認可された研修経費の二重控除 35

6. その他の優遇措置 35
6.1 産業建物控除(IBA) 35
6.2 MSCマレーシア内のIBA 35
6.3 工業化建築システムに対する税制優遇 35
6.4 グループリリーフ 35
6.5 監査費用控除 36
6.6 エンジェル投資家に対する税制優遇措置 36
6.7 資産の撤去や移転のための費用に対する税 制優遇措置 36
6.8 所有権取得に対する優遇措置 36
6.9 輸入税と売上税の免除 36
6.10 環境保護活動への寄附 38
6.11 従業員の住宅施設に対する優遇措置 38

7. サービス業界への円滑化および優遇措置 38
7.1 地域事業 38
7.2 研究開発 (R&D) 38
7.3 石油・ガス (O&G) サービス 38
7.4 ホスピタリティ・サービス 38
7.5 教育および工業訓練サービス 38
7.6 医療およびヘルスケア・サービス 38
7.7 物流およびサプライチェーン・サービス 38
7.8 環境管理 38
7.9 デジタル・サービス 38
7.10 その他のサービス業界 39

第 III 章
マレーシアでの納税義務を最適化する 40

1. マレーシアの税制 42

2. 課税対象所得の種類 42

3. 法人税 42
3.1 居住形態 42
3.2 法人税率 42
3.3 税の徴収 42
3.4 税額控除 42

4. 個人所得税 43
4.1 居住形態 43
4.2 個人の所得税率 43
4.2.1 個人所得税控除 43
4.2.2 税額払い戻し 44
4.3 非居住者たる個人 44

5. 源泉税 44

6. 不動産譲渡益税 45

7. 売上税とサービス税 45
7.1 売上税 45
7.1.1 売上税の税率 45
7.2 サービス税 45
7.2.1 課税対象サービス 46
7.2.2 課税 46
7.2.3 サービス税の税率 46
7.2.4 クレジットカードおよびチャージカードに対するサービス税の税率 46

8. 輸入税 46

9. 物品税 46

10. 二重課税条約 47

第 IV 章
マレーシアへの入国と就労 48

1. マレーシアへの入国要件 50
1.1 パスポートまたは旅行証明書 50
1.2 ビザの要件 50
1.3 必要なパス 50
1.3.1 訪問パス(社交)短期 50
1.3.2 訪問パス(社交)長期 50
1.3.3 訪問パス(一時就労) 50
1.3.4 雇用パス 50
1.3.5 専門業務用訪問パス(PVP) 50
1.3.6 扶養家族パス 50
1.3.7 学生パス 50

2. 外国人駐在員の雇用 52
2.1 外国人駐在員ポストの種類 52
2.1.1 キー・ポスト 52
2.1.2 タイム・ポスト 52

目次

2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン 52

3. 外国人ポストの申請 53
3.1 MyFutureJobs 53
3.2 Seksyen 60(K), Akta Kerja 1955 54
3.3 ESD登録番号 54
3.4 申請手続き 54

4. 外国人労働者の雇用 54

第 V 章
マレーシアの人材プールを採用する 55

1. 人的資源の開発 57
1.1 工業技能訓練施設 57
1.2 人的資源開発基金 (HRD Corp) 58

2. 労働費用 59

3. リクルートの手段 59

4. 労働基準 60
4.1 1955年雇用法 60
4.2 サバ州とサラワク州の労働法令 60
4.3 1991年被雇用者積立基金法 61
4.4 1969年被雇用者社会保障法 61
4.5 1952年労働者災害補償法 63
4.5.1 1994年職業安全保健法 (OSHA) 63
4.5.2 1967年 工場機械法(FMA) 64
4.5.3 石油法(安全対策) 65

5. 労使関係 65
5.1 労働組合 65
5.2 1967年労使関係法 65
5.3 労働組合が組織されていない企業の労使関係 65

第 VI 章
マレーシアの銀行、金融、外国為替を利用する 66

1. マレーシアの金融システム 68
1.1 中央銀行
1.2 金融機関 68
1.2.1 イスラム金融業界 68
1.2.2 開発金融機関 69

2. 輸出再融資-i 70
2.1 融資の方法 70
2.2 融資期間とマージン 70
2.3 支払い 70

3. マレーシアの資本市場 70
3.1 マレーシア証券委員会 70
3.2 マレーシア証券取引所(Bursa Malaysia) 71

4. ラブアン金融サービス 73
4.1 ラブアン金融サービス庁(Labuan FSA) 73
4.2 ラブアンIBFCにおける事業活動 73
4.3 ラブアンIBFCの事業活動 74

5. 外国為替政策 74
5.1 非居住者に適用される規則 74
5.1.1 マレーシアへの投資 74
5.1.2 国内融資の利用可能性 74
5.1.3 支払いと受取 74
5.1.4 外国為替(FX)ヘッジ 74
5.1.5 リンギット口座と外貨口座 74
5.2 居住者に適用される規則 74
5.2.1 外貨資産への投資 74
5.2.2 オンショアおよびオフショアでの借入 75
5.2.3 支払いと受取 75
5.2.4 物品の輸出 75
5.2.5 為替ヘッジ 75
5.2.6 外貨口座 75

第 VII 章
マレーシアにおける知的財産権保護 76

1. 特許 78

2. 商標 78

3. 工業デザイン 78

4. 著作権 78

5. 集積回路のレイアウトデザイン 79

6. 地理的表示 79

7. 知的財産権評価 79

8. 知的財産権ファイナンシング 79

9. 知的財産権市場 79

第 VIII 章
環境の持続可能性の確保 80

1. 政策 81

目次

2. 環境保護上の要求項目 82
2.1 特定の活動における環境影響評価 82
2.2 立地適正評価 86

第 IX 章
マレーシアのインフラとアメニティを貴社事業に活用する 87

1. 工業用地 89
1.1 工業団地 89
1.2 自由地区 89
1.2.1 自由貿易区 (FCZs) 90
1.2.2 自由工業区(FIZs) 90
1.3 保税工場 90

2. 電力供給 90

3. 水の供給 90

4. 通信サービス 91

5. 航空貨物施設 91

6. 海港 91

7. 貨物輸送 92
7.1 コンテナ輸送 92
7.2 貨物フォワーディング 92

8. 高速道路 92

9. 鉄道 92

10. デジタルインフラ 92

第 X 章
その他の投資促進機関 94

1. バイオエコノミー公社 96

2. 東海岸経済地域開発委員会 (ECERDC) 96

3. ハラル開発公社 (HDC) 96

4. インベストKL 96

5. イスカンダル地域開発庁 (IRDA) 96

6. マレーシア・デジタル・エコノミー公社 (MDEC) 96

7. 北部回廊実行庁 (NCIA) 96

8. 地域回廊開発庁 (RECODA) 97

9. サバ経済開発投資庁 (SEDIA) 97

連絡先 98
省庁 100
関連機関 102
国際通商産業省(MITI)海外事務所 104
マレーシア投資開発庁(MIDA)海外事務所 105
マレーシア投資開発庁(MIDA)国内事務所 108
マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 海外事務所 110
マレーシア貿易開発公社(MATRADE)国内事務所 116

付録

付録 I 117
パイオニア・ステータスと
投資税額控除の対象となる奨励事業および奨励製品リスト(1986年投資促進法に基づく)

付録 II 121
パイオニア・ステータスと
投資税額控除の対象となるハイテク企業向け奨励事業と奨励製品リスト(1986年投資促進法に基づく)

付録 III 123
パイオニア・ステータスと
投資税額控除の対象となる小規模企業向け奨励事業と奨励製品リスト(1986年投資促進法に基づく)

付録 IV 125
パイオニア・ステータスと
投資税額控除の対象となる特定産業向け奨励事業と奨励製品リスト(1986年投資促進法に基づく)

付録 V 127
再投資向け奨励事業と奨励製品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

第 章 マレーシアで事業を始める

1. 製造業プロジェクトの認可

1.1 1975年工業調整法

1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン

2. マレーシアでの企業体の登録

2.1 個人事業・事業組合の登記

2.2 企業の登記

2.2.1 企業の種類

2.2.2 有限責任株式会社

2.2.3 会社設立手続き

2.2.4 MyCoID

2.2.5 クライアント憲章

2.2.6 現地法人の設立要件

2.3 外国企業の登録

2.3.1 登記手続き

2.4 有限責任事業組合(LLP)の構成

2.4.1 有限責任事業組合の特徴

2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者

2.4.3 登記手続き

2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換

2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件

2.5 E-サービス

3. 製造業界における出資比率政策のガイドライン

3.1 新規設立、拡張、多角化における出資規制

3.2 既存企業に適用される出資規制

3.3 株式所有権

4. 駐在員事務所(RE)/ 地域事務所(RO)の設立

4.1 駐在員事務所(RE)

4.2 地域事務所(RO)

マレーシアで事業を始める

マレーシアは事業を開始するには理想的な国で、万人のニーズに合わせて幅広い事業体を登記できる。下調べをするにしろ、本格的に製造施設の設立に関与するにしろ、貴社がマレーシアで事業を開始できるようにする適切な事業体が存在する。

1. 製造業プロジェクトの認可

1.1 1975年工業調整法

1975年工業調整法(ICA)に基づき、製造業企業は投資貿易産業省(MITI) に製造ライセンスを申請する必要がある。その対象は、株主資本(shareholders' funds)が250万リンギット以上、またはフルタイム(常勤)の有給従業員75人以上を雇用する製造業企業である。

製造ライセンスの申請は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

製造業セクターの秩序ある発展と成長を維持するために制定された工業調整法(ICA)には、以下の通り定義されている。

- 「製造活動」とは、物品や物質を使用、販売、輸送、引き渡し、処理する目的で、それらを製作、加工、混合、装飾、仕上げまたは処理、改造することを指し、これには部品の組立てや船舶の修理は含まれるが、通常小売りや卸売業に関連する活動は含まれない。
- 「株主資本(shareholders' funds)」とは、企業の払込資本金、準備金、利益処分勘定残高の総計である。

  i. 払込資本金とは優先株と普通株の合計で、固定資産の再評価で得られた資本準備金により発行された特別配当株(ボーナスシェア)は含まれない。

  ii. 準備金とは、固定資産の再評価で得られた資本準備金や、資産価値の減価償却、更新、または代替および減少に当てる引当金以外の準備金を指す。

- 「フルタイム有給従業員」とは、通常該当事業所での労働時間が1日6時間以上、かつ年間平均労働日数が月20日以上を年間12か月行い、当該事業所から給与を受け取っているすべての者と定義されている。これには、出張販売、エンジニアリング・サービス、メンテナンス、修理に携わる者で、該当事業所の管理下にあり給与を受け取っている者が含まれる。また、会社の取締役で、取締役会に出席するだけの役割に対して報酬を受け取っている場合以外の者も、フルタイム有給従業員に含まれる。

1.2 工業プロジェクト認可のガイドライン

マレーシアにおける工業プロジェクト認可のための政府のガイドラインは、下記の基準に基づく。

- プロジェクトにおける従業員1人当たりの投下資本(CIPE)が14万リンギット以上である。
- フルタイムの従業員の80%以上がマレーシア人である。アウトソースの労働者を含む外国人労働者の雇用は現在の政策に準拠する。
- 経営・技術・管理(MTS)レベルの従業員の総数が全従業員数の25%以上であるか、附加価値(VA)が40%以上である。

生産能力の拡張と生産品目の多角化

認可された製品の生産能力を拡大したり、追加製品を製造して製品範囲を多様化することを希望する製造ライセンス取得済み企業は、MIDAに拡大または多様化プロジェクトの製造ライセンスを申請する必要がある。

2. マレーシアにおける事業体登記

マレーシアでの事業実施方法
マレーシアでの事業形態は以下の通り。

- 自営の個人事業、または
- 2人以上(ただし20名以下)による事業組合、または
- 現地法人、または
- 外国企業、または
- 有限責任事業組合(LLP)

2.1 個人事業・事業組合の登記

最初の2種類の事業、個人事業および事業組合は、1956年事業登記法に基づきマレーシア企業委員会(SSM)へ登記しなければならない。事業組合において、その資産が不十分である場合、組合員は事業組合の債務や負債に対して共同または別々に責任を負う。各組合員の権利義務を規定するために、正式な事業組合証書を作成することもできる。ただしこれは法的義務ではない。個人事業および事業組合の所有者になれるのは、市民または永住持者のみである。

事業には、あらゆる形態の貿易、商業、職人技、職業、または利益を得る目的で行われるその他の活動が含まれるが、事務所や雇用、慈善事業は含まれない。

または1956年企業登録法(ROBA 1956)および1957年ROBA Rulesの別表に指定された職業は含まれない。
事業には2種類ある:

個人事業：

1. 個人事業：一個人が、身分証明書通りの個人名または屋号を使用して、完全に所有する事業。

2. パートナーシップ：2人以上（20人以下）が所有する事業。IDカード名をビジネス名として使用することはできない。

2.2 企業の登記

2016年会社法は、マレーシアにおける全企業の準拠法である。同法の規定により、いかなる事業を行う際にも、マレーシア企業委員会(SSM)に会社の登記を行わなければならない。

2.2.1 企業の種類

2016年会社法に基づき設立できる企業の種類は3種類である。

1. 有限責任株式会社とは、出資者の責任が、未払いを含む所有する株式の額までに限定されるという原則に基づき設立された企業。

2. 保証有限責任会社とは、会社清算時の出資者の責任が、会社の資産に寄与した額までに限定される企業。

3. 無限責任会社とは、出資者の責任に限度を定めないという原則に基づいて設立された企業。

2.2.2 有限責任株式会社

マレーシアで最も一般的な会社形態は、有限責任株式会社である。有限責任株式会社は、非公開有限責任会社（社名の一部に、「Sendirian Berhad」または「Sdn. Bhd.」という文字があることによって識別できる）か、公開有限責任会社（社名の一部に、「Berhad」または「Bhd.」という文字があることによって識別できる）のいずれかの形態で法人化されている。

以下のような授権資本を有する企業は、非公開会社として設立され、非公開会社として存続できる。

- ❖ 株式譲渡の権利を制限している。
- ❖ 株主の数を50人以下に制限している。ただし、当該企業またはその子会社の従業員、および当該企業またはその子会社の元従業員を除く。
- ❖ 株式および社債の公募を禁止している。
- ❖ 利附きであるか無利子であるかに関わらず、期限附きの要求払い勘定での供託金の公募を禁止している。

公開会社として会社を設立することも、あるいは、2016年会社法第41項の規定に従い、非公開会社を公開会社に変更することもできる。公開会社は、下記の条件を満たすことによって株式を一般公募することができる。

- ❖ 2007 年資本市場およびサービス法に基づき、発行目論見書が証券委員会に登録されている。
- ❖ 交附日または交附日前に、発行目論見書の写しがマレーシア企業委員会（SSM）に提出されている。

2.2.3 会社設立手続き

会社を設立するには、申請書をMyCoID2016ポータルを通じて、下記の情報とともに、マレーシア企業委員会（SSM）に提出しなければならない。

- ❖ 申請会社の社名。
- ❖ 非公開または公開いずれかの会社の形態。
- ❖ 申請会社の業務の性質。
- ❖ 登記住所。
- ❖ すべての株主の氏名、身元証明書、国籍、居住地。
- ❖ 取締役となるすべての人の氏名、身元証明書、国籍、居住地。
- ❖ 有限責任株式会社の場合、株主が保有することになる株式の種類と持ち株数の詳細。

申請は、有限責任株式会社の場合は1,000リンギット、一方、保証有限責任会社を登録するには、手数料3,000リンギットを添えて、全国のSSMの支店で申請書を手書きで提出することができる。

提出された情報が十分であれば、登記通知が申請者にEメールで送信される。この通知は、登記に関する必須要件や、登記に先立つ事項や附随的な事項を満たした確証となる。

2.2.4 MyCoID

マレーシア企業委員会（SSM）での一括申請によって会社が設立されると、MyCoIDを使用することにより、被雇用者積立基金（EPF）、マレーシア国税局（IRB）、社会保障協会（SOCSO）、中小企業公社（SME公社）、人的資源開発基金（HRDF）に、データの自動追加と同時登録をすることができる。

2.2.5 クライアント憲章

マレーシア企業委員会（SSM）は、申請の手続き、認可、登録を、下記に記載された期限内に、迅速かつ正確に行う。

活動	期間
会社登記	
*会社の設立	1日
形態の変更	1日
社名変更	1日
公開会社の事業開始	1日
担保登録	2日
信託証書の認可	5日
目論見書の登録	3日
証明書なしの会社文書の写し	30分
証明書附き会社文書の写し	1時間

注記: 表示された期間は、支払いを受けてから証明書が発行されるまでの期間。

*会社を設立する前に、会社名の使用可能性と予約を申請することが可能。

2.2.6 現地法人が守るべき要件

会社は、会社法の規定で定められているすべての帳簿や文書を保管する事務所を、マレーシア国内に登録しておかなければならない。社章、公式書類、出版物、(もしあれば)ウェブサイトには、ローマ字ではっきりと明記された会社名と会社番号が表示されていなければならない。

会社は自己株式を取引したり、持株会社の株式を保有したりすることはできない。株主は、会社の株主総会における議決に対して、挙手により投票する権利を有する。投票の場合、会社の株式1株につき1個の議決権が与えられる。

会社秘書役は、マレーシアを主要な、または唯一の居住地とする成年たる自然人でなければならない。秘書役は規定された組織の会員か、マレーシア会社登記局により許可を得た者でなければならない。また会社は、マレーシアにおける会計監査人として認定された会計監査会社を任命しなければならない。

さらに、非公開会社の場合は1名以上の取締役、公開会社の場合は2名以上の取締役を有する必要がある。それぞれの最低条件とされる取締役は、マレーシアを主要な、または唯一の居住地としなければならない。取締役の最低年齢は18歳で、2016年会社法(CA)では最高年齢は規定されていない。取締役は必ずしも株主である必要はない。

2.3 外国企業の登録

外国企業は、下記のようにしてマレーシアで事業を行うことができる

- ❖ 現地法人を設立する。または
- ❖ マレーシアに支店を登録する。

外国企業は、2016年会社法(CA)において下記のように定義されている。

- ❖ マレーシア国外で法人化された会社、企業、共同体、団体、またはその他の組織。または、
- ❖ 起源地の法律に基づいて訴訟を起こすことや、起こされることが可能であるか、または、資産を所有する目的で、正式に任命された秘書や、組織の他の役員の名義で資産を所有している、本社あるいは事業の主要拠点をマレーシアに有しない、法人化されていない共同体、団体、またはその他の組織。

2.3.1 登記手続き

i. 申請者は、まず初めに、設立する会社用に提案している社名が使用可能か否かを確認するために、社名検索を行わなければならない。外国企業の登記のために使用される社名は、その起源国で登記された社名と同様でなければならない。

申請書は、MyCoID2016ポータルを通じて、申請する社名1つにつき50リンギットの手数料とともに、マレーシア企業委員会(SSM)に提出する。希望する会社名がマレーシア企業委員会(SSM)によって許可されると、認可日から30日間予約状態となる。

ii. 社名について認可を受けたら、申請者は以下の登記書類を、認可日から30日以内にマレーシア企業委員会(SSM)に提出しなければならない。

- ❖ 2016年会社法(CA)562(1)項に基づく外国企業の登記申請書。
- ❖ 外国企業の設立または登記証明書の認証謄本。
- ❖ 外国企業の設立許可書、規則、基本定款と附属定款、または設立を定義しているその他法律文書の認証謄本。
- ❖ マレーシアに居住する取締役が外国企業の現地取締役会のメンバーである場合、その取締役の権限が外国企業によって執行されるか、または外国企業のために執行されることを明記した書面を、マレーシア企業委員会(SSM)に提出しなければならない。
- ❖ 該当外国企業に送達されるべき通知を、外国企業に代わって受け取る、マレーシアに居住する人物(代理人)を指名した任命書または委任状。
- ❖ 社名予約の申請の写しと、外国企業の社名を許可したマレーシア企業委員会(SSM)からのEメールの写しからなる追加書類。

注:登記書類がマレーシア語または英語以外の言語で記述されている場合、マレーシア語または英語で表記され公証された翻訳が必要となる。

iii. 登録料は、下記の通りマレーシア企業委員会(SSM)に支払う。

授権資本金 (RM)	料金 (RM)
1,000,000まで	5,000
1,000,001 – 10,000,000	20,000
10,000,001 – 50,000,000	40,000
50,000,001 - 100,000,000	60,000
100,000,001 以上	70,000

登記料金の確定に当たっては、まず、外国企業の授権資本を、実勢相場レートでマレーシア通貨(マレーシアリンギット)に変換する。

外国企業が授権資本を有していない場合、定額の70,000リンギットをマレーシア企業委員会(SSM)に支払う。

iv. 登記手続きが遵守され、適切に作成された登記書類が提出されると、マレーシア企業委員会(SSM)は、登記状を発行する。

v. 認可をもって、会社またはその代理人には、2016年会社法(CA)を確実に遵守する責任が生じる。会社の詳細や会社名の変更は、変更日から14日以内に必要な費用とともにマレーシア企業委員会(SSM)に報告しなければならない。会社の株主資本の変更は、変更から14日以内にマレーシア企業委員会(SSM)に報告しなければならない。すべての企業は、適正な会計帳簿を保存しておかなければならない。年次報告書は、歴年に1度、登記応当日から30日以内にマレーシア企業委員会(SSM)に提出しなければならない。

注:外国人には、弁護士・事務弁護士、会計士、秘書業務会社のサポートを受けることが勧められている。

2.4 Limited Liability Partnership (LLP)

2.4.1 有限責任事業組合の特徴

有限責任事業組合 (LLP) は、2012年有限責任事業組合法の規制を受ける代替事業体で、企業と従来の事業組合の特徴を組み合わせたものである。

有限責任事業組合(LLP)は法人であり、各組合員とは異なる別の法人格を有する。他の法人と同様に、有限責任事業組合(LLP)には永久継承権がある。組合員の変更は、有限責任事業組合(LLP)の存在、権利、負債に影響を及ぼさない。有限責任事業組合(LLP)は無制限の法的能力を持ち、訴訟を起こすことも起こされることも可能で、財産を買収、所有、保有、開発または処分することができる。有限責任事業組合(LLP)は、法人が法的に行い、受けることのできるその他の行為および事項を行い、受けることができる。有限責任事業組合(LLP)は、設立、維持、解散に関して簡便かつ柔軟な手続きを有する事業体である。

新規の有限責任事業組合(LLP)およびLLPへの転換の登録手数料は500リンギットである。名称の予約申請手数料は30リンギットである。

2.4.2 有限責任事業組合(LLP)の設立有資格者

有限責任事業組合(LLP)は最低2人(全部または一部が個人または法人)から設立でき、有限責任事業組合(LLP)合意書の条件に従って、利益を目的としたいかなる合法的な事業を行うこともできる。任意の個人または法人が組合員になれる。

ただし、専門業務を営む有限責任事業組合(LLP)は、同業の専門家である自然人で構成されねばならず、登記官が認可した有効な専門職業人賠償責任保険を締結しなければならない。

有限責任事業組合(LLP)は下記の事業により設立される。

- スタートアップ、または
- 中小規模事業。または
- 専門業者、または
- ジョイントベンチャー、または
- ベンチャーキャピタリスト。

2.4.3 登記手続き

有限責任事業組合(LLP)を登記するためのすべての申請書類はMyLLP ポータルを通じて提出する。申請者は以下の情報を提供し、料金500リンギットを支払う必要がある。

- 予定組合名
- 事業の性質
- 登記事業所の住所
- 組合員の氏名と詳細
- コンプライアンス担当役員の氏名と詳細
- 承認状(専門業務の場合)。

有限責任事業組合(LLP)登記のための申請要件が満たされると、当局は有限責任事業組合(LLP)を登記し、登記通知と登記番号を発行する。登記通知は、有限責任事業組合(LLP)が登記されたことを確証するものとなる。有限責任事業組合(LLP)の登記は、当該LLPの事業に関わる他の法律上の要件が満たされたことを意味するものではない。有限責任事業組合(LLP)の会社名の末尾は、「Perkongsian Liabiliti Terhad」または「PLT」となる

2.4.4 有限責任事業組合(LLP)への転換

新規登記とは別に、既存の法人を有限責任事業組合(LLP)に転換することもできる。転換が可能な法人は下記の通り。

- 1956年事業登記法に基づき登記された従来の事業組合、または2人以上で設立された専門業務を営む事業組合。もしくは、
- 2016年会社法（CA）または以前の同様の法律に基づき設立された非公開会社。

従来型の事業組合を有限責任事業組合（LLP）に転換するための必要条件は下記の通り。

- 組合員が同一で、他の組合員がいないこと。
- 申請日時点で、従来型事業組合の債務が返済可能とみられること。
- 専門業務の場合、監督当局からの承認状があること。

非公開会社が有限責任事業組合（LLP）に転換するための必要条件は下記の通り。

- 株主が同一で、他の株主がいないこと。
- 資産に対して持続的な担保権が存在しないこと。
- 申請日時点で負債の支払い能力があること。
- 政府機関に対する法定手数料を完済していること。
- 広く新聞や官報で告知していること。
- すべての債権者が転換に同意していること。

有限責任事業組合（LLP）への転換に伴う影響は下記の通り。

- 従来型事業組合や非公開会社の資産、権利、特権、義務、負債は、有限責任事業組合（LLP）に譲渡される。
- 未決の手続きは、有限責任事業組合（LLP）に対して、またはLLPにより継続、完了、または執行される。
- 既存の合意や契約は、有限責任事業組合（LLP）を当事者として継続される。
- 従来型事業組合からの転換の場合、転換前に発生した負債や義務に対する組合員の法的責任は、（有限責任事業組合（LLP）と共同または別々に）継続する。
- 非公開会社からの転換の場合、変更前に発生した負債や義務に対する法的責任も有限責任事業組合（LLP）に継続される。

2.4.5 有限責任事業組合(LLP)の設立要件

有限責任事業組合（LLP）は、組合員の1人か2016年会社法（CA）に基づく秘書役の有資格者を、コンプライアンス担当役員として少なくとも1名指名しなければならない。コンプライアンス担当役員は、マレーシアの市民権か永住権の保持者で、通常マレーシアに居住している者でなければならない。破産請求された者や、1965年会社法に基づき取締役として不適任とされた者は、コンプライアンス担当役員になることはできない。

有限責任事業組合（LLP）は、連絡や通知が可能な登記住所を、マレーシア国内に保持しなければならない。有限責任事業組合（LLP）には、発行された登記通知書、有限責任事業組合（LLP）の合意書の写し、各組合員とコンプライアンス担当役員の名簿と住所録、最新の年次申告書の写し、担保設定証書があればその写しを、登録事務所に保管する義務がある。

有限責任事業組合（LLP）の正確で公正な状態を示すために、有限責任事業組合(LLP）には会計記録を保管する義務がある。有限責任事業組合（LLP）の合意書で定められていない限り、監査役を指名する必要はない。

2.5 E-サービス

従来のカウンターでのサービスに加え、マレーシア企業委員会（SSM）は、オンラインでの提出と製品購入のための代替手段としてE-サービスを導入している。E-サービスのポータルは下記の通り。

- 事業の登録、更新、詳細変更、終了を行うEzbiz Online
- 企業の登記、詳細変更、料金支払いを行うMyCoID
- 有限責任事業組合（LLP）の登記、詳細変更、年次申告書、清算を行うMyLLP
- 企業および事業情報書類の画像や、デジタル認証された真正の写し(DCTC)などの製品購入を行うためのSSM e-info および MyData
- 企業の年次報告書（AR）、財務諸表および報告書（FS）、FSおよびARに関連する免除申請書（EA）の提出のためのMBRS。

詳細情報は、以下のマレーシア企業委員会（SSM）のウェブサイトを参照。www.ssm.com.my.

3. 製造業界における出資比率政策のガイドライン

マレーシアは常に製造業への投資を歓迎している。製造業へのマレーシア人の参画が高まることを願って、政府はマレーシア企業と外国人投資家との合弁を奨励している。

3.1 新規、拡張または多角化事業に対する出資比率政策

2003年6月以降、輸出水準にかかわらず、あらゆる新規事業への投資や、既存企業による拡張／多角化プロジェクトへの投資において、外国資本による100%の保有が認められている。

出資比率政策は以下の場合にも適用される。

- Companies previously exempted from 以前は製造ライセンスの取得が免除されていた会社が、株主資本金を 250万リンギット以上に増資した、またはフルタイムの従業員数が75人以上になったことにより、製造ライセンスの取得が必要となった場合。

- ❖ 製造ライセンスを取得している既存企業が出資比率条件の適用を除外されていた場合で、株主資本金が250万リンギット以上に達したため、出資比率条件を遵守することが求められる場合。

3.2 既存企業に対する出資比率政策

2023年6月17日以前に企業に課された出資比率および輸出条件は、そのまま継続される。

ただし、企業はこれらの条件の取り消しを申請することができる。当局はそれぞれの場合の利点に応じて認可を行う。

3.3 株主所有権

出資が認められた企業は、当初の認可条件を守り、認可された事業内容を維持している限り、その出資比率の変更を求められることはない。

4. 駐在員事務所(RE)/ 地域事務所(RO)の設立

駐在員事務所(RE)/ 地域事務所(RO)は、外国企業 / 機関が、本社 / 本部のために許可された活動を行うためにマレーシアに設立する一時的な事務所である。駐在員事務所(RE)/ 地域事務所(RO)は、マレーシアに恒久的な事業体を設立する前に、事業の実現可能性について評価を行う。駐在員事務所(RE)/ 地域事務所(RO)の設立にはマレーシア政府の認可が必要である。

駐在員事務所(RE)/ 地域事務所(RO)は、駐在員ポストを申請することができる。当該駐在員は管理職か専門職のみに就くものとし、職位の数は駐在員事務所(RE)/ 地域事務所(RO)の機能および活動次第である。

4.1 駐在員事務所 (RE)

駐在員事務所 (RE)は、外国企業 / 機関がマレーシアのとくに製造業界およびサービス業界における投資機会に関する情報を収集し、2国間の貿易関係を改善し、マレーシア製品の輸出を促進し、研究開発(R&D)を実施するために設立する事務所である。

4.2 地域事務所 (RO)

地域事務所 (RO)は、東南アジアおよびアジア太平洋における外国企業 / 機関の関連会社、子会社、代理店のための調整センターとなる事務所である。地域事務所 (RO)は、当該企業 / 機関が操業する地域にいて指定された事業の運営に責任を負う。

製造業界およびサービス業界サブセクター(銀行業および金融業を除く)に従事する地域拠点(RE)/ 地域事務所(RO)の設立申請は、MIDAに提出しなければならない。

第11章 マレーシアで貴社事業のための投資優遇措置と円滑化サービスを受ける

1. 一般製造業のための優遇措置
- 1.1 製造企業に対する主な優遇措置
  - 1.1.1 パイオニア・ステータス
  - 1.1.2 投資税額控除
  - 1.1.3 1986年投資促進法に基づき、税制上の優遇措置を受けることを「望ましい」の定義
- 1.2 ハイテク企業に対する優遇措置
- 1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置
- 1.4 小規模企業に対する優遇措置
- 1.5 製造業に対する追加的優遇措置
  - 1.5.1 特別税制優遇措置（リロケーション）
  - 1.5.2 再投資控除（RA）
  - 1.5.3 追加的RA
  - 1.5.4 加速減価償却
  - 1.5.5 オートメーション化資本控除(オートメーションCA)

2. 特定産業に対する投資優遇措置
- 2.1 航空宇宙業界に対する優遇措置
- 2.2 自動車産業に対する優遇措置
- 2.3 造船業・船舶修理(SBSR) 業界への優遇措置
  - 2.3.1 SBSR 業界への税制優遇
  - 2.3.2 マレーシア籍船舶に対する税制優遇措置
- 2.4 機械・機器 (M&E)業界への優遇措置
- 2.5 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置
- 2.6 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース業界に対する優遇措置
  - 2.6.1 バイオネクサス・ステータス企業への優遇措置
  - 2.6.2 バイオベース・アクセラレータ・プログラム
  - 2.6.3 バイオテクノロジー及びバイオベース資金供給
  - 2.6.4 バイオアグリテック及びBeST2.0（バイオ制約エンプロイアビリティ・起業家専門研修）
- 2.7 農業部門に対する優遇措置（川上産業）
  - 2.7.1 加工食品産業に対する主な優遇措置（川下産業）
  - 2.7.2 ハラル製品・関連製品に対する優遇措置
  - 2.7.3 農業及び加工食品生産に対するその他の優遇措置
  - 2.7.4 1986年PIA第4F条に規定される再投資プロジェクトに対する追加優遇措置
- 2.8 付加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置

3. 環境マネージメントに対する優遇措置
- 3.1 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置
- 3.2 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置
  - 3.2.1 MIDA管轄下の優遇措置
  - 3.2.2 グリーン投資税額控除（GITAプロジェクト）
  - 3.2.3 グリーン所得税控除
  - 3.2.4 ソーラーリーシング

4. 研究開発に対する優遇措置
- 4.1 研究開発に対する主な優遇措置
- 4.2 研究開発に対する追加的優遇措置

5. 研修に対する優遇措置
- 5.1 労働者採用に対する追加的優遇措置
- 5.2 雇用前研修に対する控除
- 5.3 従業員以外の研修に対する控除
- 5.4 特別産業建物控除
- 5.5 教育施設に対する免税
- 5.6 ロイヤリティ支払いの免税
- 5.7 人的資源開発基金(HRDF)
- 5.8 認可された研修経費の二重控除

6. その他の優遇措置
- 6.1 産業建物控除(IBA)
- 6.2 MSCマレーシア内のIBA
- 6.3 工業化建築システムに対する税制優遇
- 6.4 グループリリーフ
- 6.5 監査費用控除
- 6.6 エンジェル投資家に対する税制優遇措置
- 6.7 資産の撤去や移転のための費用に対する税 制優遇措置
- 6.8 所有権取得に対する優遇措置
- 6.9 輸入税と売上税の免除
- 6.10 環境保護活動への寄附
- 6.11 従業員の住宅施設に対する優遇措置

7. サービス業界への円滑化および優遇措置
- 7.1 地域事業
- 7.2 研究開発 (R&D)
- 7.3 石油・ガス (O&G) サービス
- 7.4 ホスピタリティ・サービス
- 7.5 教育および工業訓練サービス
- 7.6 医療およびヘルスケア・サービス
- 7.7 物流およびサプライチェーン・サービス
- 7.8 環境管理
- 7.9 デジタル・サービス
- 7.10 その他のサービス業界

第 II 章

マレーシアで貴社事業のための投資優遇措置と円滑化サービスを受ける

マレーシアでは、直接税と間接税の双方において税制上の優遇措置が認められる。根拠となる法律は、1986年投資促進法、1967年所得税法、1967年関税法、1976年物品税法、および1990年自由地域法である。これらの法律に基づく優遇措置は、業種として、製造業、農業、観光業（ホテル業を含む）と特定サービス産業およびR&D（研究開発活動）、職業訓練事業、環境保護事業への投資を対象としている。
直接税の優遇措置とは、一定の期間、法人税の一部または全部が免除されることで、一方、間接税の優遇措置とは、輸入税および物品税が免除されることである。

1. 製造業のための一般的な優遇措置

1.1 製造企業に対する主な優遇措置

製造業部門に投資する企業に対する主な税制上の優遇措置は、パイオニア・ステータス(PS)と投資税額控除(ITA)である。これらの優遇措置は相互排他的なものであり – 企業はどちらか一方に申請することがきるが、同時に両方に対して申請できない。
PSとITAの認可基準は、附加価値の水準、使用される技術、マレーシア労働者の雇用、高度スキル人材の水準、産業間連携、1986年投資促進法に基づく奨励リスト該当製品の製造活動など特定の優先事項に基づいている。（附属資料I：奨励事業および奨励製品リスト－一般を参照）
企業は、業務／生産開始以前にこれらの優遇措置のいづれかに対する申請をMIDAに提出する必要がある。

1.1.1 パイオニア・ステータス

PSを付与された会社は、5年間、法定所得に対して70%の所得税免除を受けることができる。納税額は法定所得の30%である。ただし、免税期間は生産日（生産量が生産能力の30%に達した日または最初の請求書のいずれか該当する日）から開始される。

パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

PSの認可申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.1.2 投資税額控除

PSの代わりに、ITAを申請することができる。ITAが認められた企業は、最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する控除が得られる。

この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。法定所得の残りの30%には、現行の法人税率が課税される。

ITAの認可申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.1.3 1986年投資促進法に基づき、税制上の優遇措置を受けることが「望ましい」の定義

1986年に制定された投資促進法（PIA）では、企業が税制優遇措置を受けるための主な基準は、その企業による推奨活動の設立または参加、あるいは推奨製品の生産が「望ましい」としていることである。

1.1.3.1 設立する／参加する／生産するの定義は以下の通り。

a. 製造企業 – 企業は、業務／試験生産を含む生産の開始以前にMIDAに申請書を提出する必要がある

b. サービス企業 –企業は、業務開始以前にMIDAに申請書を提出する必要がある*

*業務の開始とは、予定された製品に対して最初の請求書が発行されること。

1.1.3.2 マレーシア人が保有する企業に対して1986年投資促進法により供与される税制上の優遇措置を受けることが「望ましい」の定義。

国内直接投資(DDI)イニシアチブの下、マレーシアが所有する製造業およびサービス業で、1986年PIAの「望ましい」に該当する条項に準拠していない企業は、2012年7月3日より税制優遇措置の対象となる。
条件は以下の通り：

i. マレーシア人の出資比率が60%以上であること
ii. マレーシア資本の企業で、申請受理日から1年以内にすでに生産を開始していること
iii. 推奨活動への参加または推奨製品の生産
iv. 付加価値税(VA)、管理・技術・監督(MTS)、研究開発費、科学技術税(S&T)などの税制優遇措置の種類と基準は、現行を維持する。

[1] 法定所得は総所得から支出と資本控除を差し引いた後に算出されます。

[2] 適格資本支出とは、承認されたプロジェクトに使用される工場、プラント、機械、その他の設備。

1.2 ハイテク企業に対する優遇措置

「ハイテク」企業は以下の優遇措置を受ける資格がある。

5年間の法定所得の100%が法人税免除となるパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。

i. PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

ここで

[ハイテク」とは、投資促進法(1986年)に基づき、新技術や新興技術の分野で推奨活動やハイテク推奨製品の生産に従事していることを指す。

(附属資料II: 奨励事業と奨励製品リスト – ハイテク企業を参照)

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.3 戦略的プロジェクトに対する優遇措置

戦略的プロジェクトとは、国家に重要な製品や事業活動に係わるプロジェクトである。これらは通常、長期計画期間と多額の設備投資を伴い、高度な技術を備え、統合的で、広範囲な産業間連携を創出し、経済に多大な影響を与えるプロジェクトのことである。

戦略的プロジェクトは以下の優遇措置を受ける資格がある。

10年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

i. PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.4 小規模企業に対する優遇措置

小規模企業は下記の優遇措置の対象となる。

5年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

i. PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当するITAが得られる。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

株主資本が50万リンギット以下でマレーシア資本が60%以上のマレーシアで設立された、小規模企業は、1986年投資促進法に基づく小規模企業に対する優遇措置の対象となる。2012年7月3日より、小規模会社はマレーシアで設立され、株主資本が250万リンギットを超えない会社と定義された。

小規模企業に対する税制優遇措置の主な基準は以下の通り:

i. 2016年会社法に基づいて設立;
ii. 株主資本が250万リンギットを超えないもので、マレーシアの出資比率は以下の通り;
   a. 株主資本が50万リンギット以下の企業は、60%以上のマレーシア資本。
   b. 株主資本が50万リンギット超、250万リンギット以下の企業は、100%のマレーシア資本。

個人企業や事業組合の場合も、新規の非公開有限会社か有限責任会社を設立して現在の生産活動を引き継ぐことによって、この優遇措置を申請することができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

1.5 製造業に対する追加的優遇措置

1.5.1 特別税制優遇措置(リロケーション)

この優遇措置の主な目的は、マレーシアへの事業移転を意図する企業を支援することである。

特別税制優遇措置で提供される優遇措置の種類は以下の通りである:

a) 新規製造企業

   i. 製造業への新規投資(資本投資額3億～5億リン

ギ)の場合、10年間特別税率0%;
ii 資本投資額が5億リンギットを超える製造業への新規投資については、15年間特別税率0%。

b) 既存の製造会社

マレーシアの既存企業が海外施設をマレーシアに移転し、資本投資額が3億リンギットを超える場合、5年間100%のITAが適用される。引当金は各評価年度の法定所得の100%と相殺される。

この優遇措置は2020年7月1日から2024年12月31日まで有効。

1.5.2 再投資控除(RA)

再投資控除(RA)は、最低36か月操業してきていることを条件に、拡張、自動化、近代化、または、既存の事業を同一産業内で他の関連製品に多角化するなどの目的で再投資する、製造業や特定の農業活動に従事する既存の企業に与えられる。

再投資控除(RA)は、再投資が初めて行われた年から連続した15年間にわたり認められる。企業は、例えば、建物が完成した後や工場に機械が設置され操業を開始した時など、対象となるプロジェクトが完了したときのみ申請できる。2009賦課年度から、すでにある資産に再投資控除(RA)が申請されている同一グループ内の関連会社からその資産を購入する企業は、同資産に対するRAを再投資控除(RA)申請することができなくなった。

再投資目的で取得した資産は、取得日から5年間は処分できない。

再投資控除(RA)は、適格資本的支出の60%の割合で与えられ、該当賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。15賦課年度終了時に未利用だった控除は、最大7連続賦課年度まで繰り越すことができる。この期間は15賦課年度の終了直後から開始される。財務省が定めるある一定の生産性水準を達成した場合、企業は、再投資控除で賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。各サブセクターに対して規定された生産性の水準の詳細については、国税局(IRB)に照会されたい(連絡先住所ー関連団体を参照)。

免税期間の有効期限内に再投資する予定の企業は、そのPSまたはパイオニア認証の取り消しを申し出て、再投資控除(RA)に切り替えることができる。

企業はある賦課年度において、RA または 加速減価償却 (1.5.5を参照), または オートメーション化資本控除(1.5.8を参照)のいずれかひとつだけを申請することができる。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業であれば誰でも所得税申告書で再投資控除を申請することができる。IRBM の監査に備え、関連書類を保管しておく必要がある。RAのためのPSまたはパイオニア証明書の取消申請は、InvestMalaysia portalポータルを通じてオンラインでMIDAに提出する必要があります。詳細はMIDAウェブサイトのフォームとガイドラインのセクションをご覧ください。

1.5.3 追加的RA

追加的RAは、既存の製造業および特定の農業活動への再投資プロジェクトを実施し、当初の再投資控除を使い果たした企業に与えられる。

追加RAは、製造プロジェクトまたは特定の農業活動に対するRA奨励期間(1.5.2項参照)がこれらの評価年度より前に終了している場合に限り、評価年限5年以内(YA2020〜YA2024)に行われた再投資活動のために発生した適格資本支出に対し、60%の割合で付与される。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

1.5.4 加速減価償却

a) 奨励事業または奨励製品への再投資

再投資控除(RA)の対象となる15年間が経過した後に、奨励製品の製造に再投資する企業は、税制上の加速減価償却(ACA)を申請することができる。加速減価償却による特別控除は、資本支出を3年間で償却する。すなわち初年度に40%、以後の2年で各20%を償却する。

ACA申請書は国税局(IRB)に提出する。その際、対象企業が奨励事業に従事するか奨励製品を生産していることを証明する、マレーシア投資開発庁(MIDA)の文書を添附する。

b) 廃棄物リサイクル

2001賦課年度から、事業での使用を目的として適格支出が生じた製造業企業は、加速減価償却(ACA)を申請することができる。対象となる工場や機械は下記の通り。

- 廃棄物リサイクル専用か否かに関わらず使用されるもの。
- 廃棄物の処理を一段と進めて、最終製品を作るために使用される。

企業はある賦課年度において、RA (1.5.1を参照) 、または 加速減価償却、または オートメーション化資本控除 (1.5.8を参照)のいずれかひとつだけを申請することができる。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

1.5.5 オートメーション化資本控除(オートメーションCA)

マレーシアで36か月以上操業している製造企業で、既存事業のオートメーション化/近代化のためにオートメーション機器に対して適格資本的支出を行った企業は、以下のオートメーション化資本控除を受ける資格がある。

高労働集約型産業(ゴム製品、プラスチック、木材、家具、繊維)の場合、2015年賦課年度から2023年賦課年度に発生した資本的支出のうち、最初の400万リンギットに対する200%のオートメーション化資本控除を請求できる。その他の産業は、2015年賦課年度から2023年賦課年度に発生した資本的支出のうち、最初の200万リンギットに対する200%のオートメーション化資本控除を請求できる。

企業はある賦課年度において、RA (1.5.1を参照) 、または 加速減価償却 (1.5.5を参照), または オートメーション化資本控除のいずれかひとつだけを申請することができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

2. 特定産業に対する投資優遇措置

2.1 航空宇宙業界に対する優遇措置

航空宇宙産業の発展は、政府が戦略的分野およびハイテク分野の一つに指定している。対象となるのは、メンテナンス、修理、オーバーホール (MRO)、航空製造、システム・インテグレーション、工学および設計に直接・間接に寄与する活動である。

上記のような高価値の活動をマレーシアで計画している新規および既存の航空宇宙企業は、以下の税制優遇措置を受けることができる：

i. 新会社
   a. 5年から10年間、70%から100%の所得税が免除される。
   b. 5年間、60%から100%の投資税額控除があり、各年度の法定所得に対して70%から100%の控除が可能。

ii. 既存会社
   a. 5年間60%の投資税額控除があり、各年度の法定所得に対して最大70%まで控除可能。

申請書はInvestMalaysia portalポータルを通じてオンラインでMIDAに提出する必要があります。詳細はMIDAウェブサイトのフォームとガイドラインのセクションをご覧ください。

これらの優遇措置の有効期限は2025年12月31日であり、申請書はこの日までにMIDAに提出（および受領）する必要があります。

2.2 自動車産業に対する優遇措置

エネルギー効率の高い自動車（EEV）、次世代自動車（NxGV）、およびそれらの重要な部品／システムの組み立てと製造を促進することは、マレーシアの自動車産業の発展にとって極めて重要である。

EEVまたはNxGV、あるいはそれらの重要部品・システムの組立・製造活動を計画している企業は、5年間または10年間、以下のいずれかの優遇措置を受けることができる：

i. 法人税免除

または

ii. 法人税免除相当の投資税額控除(ITA)

ここで

「EEVまたはNxGV、あるいはそれらの重要部品／システムの組立・製造」とは、以下を指す：

i. EEV自動車の組み立て

ii. 次世代自動車 (NxGVs)の組み立て

iii. トランスミッションおよび/またはその一部 (クラッチペダルを除く)、エンジンおよび/またはその一部 (スパークプラグ, オルタネーター, タイミングベルトとタイミングチェーン, 電子制御ユニットを除く)、エアバッグおよび/またはその一部、ハンドリングとコントロール機構 (サスペンション, ブレーキ, ステアリングシステム, コーナーモジュール)、ブレーキ機構および/またはその一部 (ブレーキパッド, ドラムブレーキ, ブレーキシュー, ハンドブレーキを除く)、ブレーキパッド、ドラムブレーキ、ブレーキシュー、ハンドブレーキを除く)、EEV製造に貢献する軽量新素材（先進高強度鋼、超高強度鋼、ホウ素、マルテンサイト、高強度アルミニウム、マグネシウム、炭素繊維強化プラスチック、複合材料など）を使用した白色ボディおよび／または部品、ターボチャージャーおよび／またはその部品；

iv. 以下のものを含むが、それに限定されないハイブリッド車、EV車のコンポーネント、電気モーター、電気バッテリー、バッテリー・マネジメント・システム、EVシャーシ、車載型充電器モジュール、熱管理システム、バッテリーパック

v. 以下のものを含むが、それに限定されない次世代自動車のコンポーネント。先進運転支援システム(ADAS)、LIDAR（光による検知と測距）および／またはその部品、レーダー複雑ネットワーク、テレマティクス・デバイスおよび／またはその部品、AACVのマスターコントローラーおよび中心コンポーネント(センサー、V2X モジュールなど)。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2025年12月 31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

2.3 造船業・船舶修理(SBSR) 業界への優遇措置

2.3.1 SBSR 業界への税制優遇

新規のSBSRプロジェクトは、以下のいずれかの優遇措置を受ける資格がある。

i. 所得税が5年間70%免除のパイオニアステータス。パイオニアステータス期間中に発生した未吸収の資本手当および累積損失は繰り越すことができ、パイオニアステータス後の所得から控除することができる；

または

ii. 5年以内に発生した適格資本支出に対し、投資税額控除(ITA)の60%に相当する所得税が免除される。この控除額は、その年の法定所得の70%と相殺することができる。

既存企業による拡張プロジェクトは、5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当する投資税額控除(ITA)に相当する法人税免除を受ける資格がある。控除額は、その年の法定所得の70%と相殺することができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

この優遇措置の期限は2027年12月31日までであり、申請書はこの期限までにMIDAに提出されなければならない。

2.3.2 マレーシア籍船舶に対する税制優遇措置

マレーシア籍船舶の運用から得られた海運会社の所得は、2012賦課年度以降、70%が免税対象となる。本優遇措置はマレーシア住民にのみ適用される。「マレーシア籍船舶」の定義は、1952 年の商船に関する政令(改定)に基づき登録された海洋船舶であって、フェリー船、はしけ、タグボート、補給船、クルーボート、ラッシュ船、浚渫船、漁船、その他類似船舶を除くもの。

「マレーシア籍船舶」の船上での雇用から発生する個人の所得は免税となる。

非居住者がマレーシアの海運会社にISOコンテナをレンタルすることで受け取る所得も、所得税が免除される。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

2.4 機械・機器 (M&E)業界への優遇措置

機械・機器(M&E)および専用機械・機器の製造を行う企業は、以下のいづれかの優遇措置を受ける資格がある。

i. 10年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。

または

ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。

ここで

「機械・機器(M&E)」とは、工作機械、マテリアルハンドリング機器、ロボティックおよびファクトリーオートメーション機器およびモジュール、また工作機械およびロボティック、ファクトリーオートメーション機器用のコンポーネントをいう。

「専用機械・機器(M&E)」とは、特定業界向けの特殊加工機械・機器、包装機械およびモジュール、また特定業界向け特殊加工機械・機器および包装機械用のコンポーネントをいう。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照(附属資料IV「特定産業向け奨励事業と奨励製品リスト」を参照)。

2.5 工業用ビル・システム(IBS)に対する優遇措置

工業化建築システム(IBS)部品およびモジュールは、以下の税制優遇措置の対象となる: -

i. IBSの基本コンポーネント／製品／モジュラー・システムのうち、少なくとも3つ以上を製造する会社。

ii IBSの基本的な構成要素は、柱、梁、スラブ、壁、屋根トラスの5つである。

投資税額控除(ITA)

i. 5年以内に発生した適格資本支出の60%で、評価年度の法定所得の70%と相殺できる。と相殺することができる。未使用の引当金は完全に吸収されるまで繰り越すことができる。

ii. ITAの承認は、付加価値(VA)、経営・技術・監督(MTS)指数、投資額、地元製造業者との連携、および追加基準の基準に基づいて検討される。

iii. この奨励金は、2021年1月1日から2025年12月31日までにMIDAが受理した申請に対して適用される。

2.6 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース業界に対する優遇措置

2.6.1 バイオネクサス・ステータス企業への優遇措置

バイオテクノロジー事業に従事し、マレーシア・バイオエコノミー開発公社(バイオエコノミー・コーポレーション)よりバイオネクサス・ステータス*の認定を受けた企業は、下記の優遇措置の対象となる。

i. 非知財財産権に対する所得税免除(法定所得に対する所得税100%免除):

   a) 新規事業からの法定所得が初めて発生した年から10連続賦課年度。もしくは、

   b) 既存の事業や拡張プロジェクトからの法定所得が初めて発生した年から5連続賦課年度。本免税措置は、既存事業および拡張プロジェクトの非知的財産権から生ずる法定所得に対するもの

または

ii. 適格資本的支出(QCE)が最初に発生した日から5年間にわたり、QCEの100%を控除。本控除は、新規事業または拡張プロジェクトから生ずる法定所得の70%を相殺できる。

バイオネクサス・ステータス企業は、法人税免除期間終了後10連続賦課年度にわたり、認可適格事業の非知的財産から生ずる法定所得に対し、20%の譲許税率の適用を受けられる。

バイオネクサス・ステータス企業が受けられるその他の優遇措置は以下の通り。

i. バイオネクサスのステータスを有する企業における事業活動の資金調達のために、企業または（事業を行う）個人が事業化の開始段階で行った投資総額に相当する税額控除。

ii. 新規事業または拡張プロジェクトの目的のみに使用される10年間の適格支出に対する産業用建物手当（IBA）。

iii. 輸入原材料／部品および機械設備に対する輸入関税および消費税の免除。

iv. 研究開発費の二重控除

v. 輸出促進のために発生した支出に対する二重控除。

申請者はバイオネクサス・ステータスを申請するに当たり、以下の適格基準をすべて満たしている必要がある。

i. 提案された適格事業 (製品／サービス) には、商業化が可能なバイオテクノロジーの要素と技術が備わっている必要がある。

ii. 提案された適格事業は、マレーシアで実施する必要がある。

iii. 継続的な研究開発 (R&D) を実施する。および

iv. 企業はマレーシアで設立し、資本金は25万リンギット以上とする(新規事業にも既存事業にも等しく適用)。

詳細については バイオエコノミー開発公社ウェブサイト (BNX Framework)を参照。

2.6.2 バイオベース・アクセラレーター・プログラム

バイオベース・アクセラレーター・プログラム（BBA）は、バイオエコノミー・コーポレーションの下で新たに導入されたプログラムであり、農業、工業、ヘルスケア分野のバイオベース企業が、より効率的で競争力のあるバリューチェーンに段階的に移行できるよう準備することを目的としている。このプログラムは、スキル、技術導入、財務、規制、製品市場性などのギャップを特定し、バイオベース企業が既存のビジネス能力と業績を向上できるようにするものである。このプログラムは、企業に提供される促進プログラムと育成プログラムで構成される。

以下は、バイオアクセラレーター企業に提供される特典の一覧である：

1. バイオベース・アクセラレーター・プログラムによる育成と指導；
2. 効率向上のための技術導入の促進
3. 国際的な認定と基準の促進
4. 資金調達の促進
5. リクルート、ビジネスマッチング、規制サービスなどのファシリテーション；
6. ブランディング、マーケティング、プロモーション活動の開発支援
7. バイオネクサス・パートナー・プログラム（BioNexus Partners Programme）による共同研究室やその他の関連施設の利用。

申請者は、申請時点で以下の申請資格を満たしている必要がある：

i. 一般要件

   a. 設立された法人であること
   b. バイオベースまたはバイオテクノロジー活動を行う；
   c. 事業プロセスにテクノロジーを導入している、または導入する予定があること；
   d. 事業を遂行するのに十分な人数の正社員を常時雇用していること。
   e. 申請料250リンギットの支払い（承認された企業のみ）。手数料は条件付きで返金不可。

さらに、各組織のタイプ（非公開会社／Sdn.Bhd.、企業または類似のもの、大学または研究スピンオフ）は、各自の基準を満たさなければならない：

i. 非公開有限会社 / Sdn.Bhd.

   a. 最低払込資本金RM50,000、または
   b. バイオベースまたはバイオテクノロジー事業による年間売上がRM80,000であること。

ii. 企業または類似企業 / 個人事業 / パートナーシップ / 協会

   a. 最低10,000リンギットの払込資本金、または
   b. 年間売上がRM30,000であること。
   c. 物理的な営業スペース

iii. 大学または研究スピンオフ / 研究スピンオフ企業または大学

   a. 研究開発活動を2年以上行っていること；
   b. 研究開発に携わる研究者は、組織・大学の常勤職員であること。
   c. 組織・大学によって正式に認可・任命された個人が主導していること；
   d. 研究開発を行うための物理的な活動スペースがあること；
   e. 組織・大学内に設立・登録されていること（技術移転オフィスなど）。
   f. 研究開発活動のための資本支出、消耗品、および／または施設の賃借料として最低20,000リンギットを支出していること。

詳細およびオンライン申込書については、BBA programmesプログラムに関するバイオエコノミー・コーポレーションのウェブサイトを参照のこと。

2.6.3 バイオテクノロジーおよびバイオ・ベース関連の資金供給

エクイティ・ベースの資金調達

2021年以降、バイオエコノミー・コーポレーションは、RMK-12の下で、アグロ・ベンチャー・ファンド（AGVF）

プログラムとして知られるエクイティ・ファンディング・プログラムを開始した。このプログラムでは、バイオエコノミー・コーポレーションは、資金提供だけでなく、技術、ネットワーク、マーケティング、プロモーション、そして人材育成や採用支援も行います。

バイオエコノミー・コーポレーションは、一定の範囲で資金と経営支援の両方を提供するが、これは、出資先が第三者に対して義務付けている保証に関与することを除外している。

デットファイナンス

2023年後半、バイオエコノミー株式会社は、価格設定、元金据置期間、返済期間において、より魅力的な借入パッケージを備えた強化版バイオテクノロジー商業化ファンド（BCF）を再出発させる予定である。

さらに、調達資金の利用は、適用可能な負債性資金調達要件の幅広い目的に対応するために緩和された。これには、実行可能な初期の商業化構想、既存事業の運転資金調達、中古機械の購入から事業用不動産の取得に至る資本拡大要件などが含まれる。

どちらの資金調達プログラムも相互に排他的ではなく、国内企業だけでなく外資系企業も利用できる。

詳細については バイオエコノミー開発公社ウェブサイト (BNX Framework) を参照。

2.6.4 バイオアグロテック・バイオファーマシューティカル・エンプロイアビリティ&アントレプレナーシップ専門研修（BeST）2.0

BeST2.0は、バイオテクノロジーおよびバイオベース企業（「ホスト企業」と呼ばれる）での実際の業界実務経験に関するスキルと知識を身につけさせることによって、卒業生の雇用可能性を高めることを目的とした6ヶ月間の「配置・訓練・雇用」プログラムであり、ホスト企業で6ヶ月間在籍したのちの正規雇用を確保し、若手バイオ・アグロプレナーへの情熱を育むことを目的としている。

BeST2.0は、業界関係者との実際の実務経験を通じて、業界主導のスキルと技術的知識を卒業生に提供する統合プログラムであり、同時に、リーダーシップ・スキルと個人的な卓越性を開発することで、卒業生を業界に即応し、雇用主にとって有望な人材へと変貌させるものである。BeST 2.0は、Dasar Bioteknologi Negara 2.0の重要な戦略のひとつである、バイオテクノロジーおよびバイオベース産業をサポートするために、専門的な才能を有能で適応力があり、産業主導型の労働力へと開発・転換することに沿ったものである。

バイオエコノミー・コーポレーションは、大学や高等教育機関（IHL）との連携や、BBAやBioNexus Status企業を含むバイオテクノロジーやバイオベース企業との広大なネットワークにより、バイオテクノロジーやバイオベース産業における人材需要と人材の橋渡しを促進することができる。

バイオエコノミーコーポレーションの支援により、選ばれたホスト企業は以下の特典を受けることができる：

- Biokerjayaポータル(www.biokerjaya.my)やその他のプロモーション活動を通じて、適切な人材を発掘するための求人広告；
- 毎月の手当支給
- 候補者の事前審査（履歴書チェック、心理テスト、条件照合）。
- 受入企業への就職に先立ち、業界要件に合わせて作成された卒業生のための就労準備研修（ソフトスキル研修や技術研修など）。

BeST2.0は、国内のバイオテクノロジーおよびバイオベースの卒業生がこれらの分野でキャリアを追求するためのプラットフォームであり、これらの卒業生にホスト企業への就職斡旋の機会を提供し、最終的にはプログラム修了後にナレッジ・ワーカーとしての正社員としての地位を確保するのに役立つ。

詳細はバイオエコノミーコーポレーションのウェブサイト (BeST 2.0)をご参照ください。

2.7 農産物への優遇措置（食料生産チェーン-川上）

1986年投資促進法により、農業関連に関連する「企業」は以下のように定められている。

i. 農業協同組合、農業関連協会。
ii. 農業に携わる個人や事業組合。

農場レベルでの食品プロジェクトへの投資を誘致するため、特別な優遇措置を導入する。これにより、食品加工部門への原材料供給が強化され、原材料の輸入依存度が低下する。

税制優遇措置は、認可された食品生産プロジェクトに従事する子会社に投資する企業と、食品生産活動を行う子会社の両方に適用される。税制優遇措置は以下の通り：

i. 食品生産活動を行う子会社に投資する企業は、その年の評価において、子会社への投資額と同額の税額控除を受けることができる。

ii. 食品生産活動を行う子会社は、新規プロジェクトの場合は10年間、拡張プロジェクトの場合は5年間、法定所得に対する全額免税を受けることができる。

2023年補正予算では、環境管理型農業（CEA）に基づく近代的農業プロジェクトに税制優遇措置の適用範囲が拡大された。自動化による生産性の向上と効率性の改善において、加速資本控除(ACA)は、資本支出額が1,000万リンギットを上限とするインダストリー4.0の要素を適応した自動化に対して、農業部門にも適用されるように拡大された。

申請は農業食糧安全保障省（investment@mafs.gov my）まで。

この奨励金は2025年12月31日に失効するため、申請はこの日までに農業・食料安全保障省に提出（受理）されなければならない。

農業分野のACA申請については、奨励金の期限は2027年12月31日までであり、申請はこの日までに農業・食料安全保障省に提出（受理）されなければならない。

2.7.1 加工食品産業(食品製造チェーン-川下)への優遇措置

奨励製品を生産する企業、または奨励活動に従事する企業は、以下の奨励を受ける資格がある:

i. 生産日(農産品の最初の販売日)から5年間にわたり、法定所得の70%の法人税を免除するパイオニア・ステータス。パイオニア・ステータス期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の法人所得から差し引かれる。パイオニア・ステータス期間の累積損失は繰り越すことができ、パイオニア・ステータス期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 最初の適格資本的支出が発生した日から5年以内に発生した適格資本的支出の60%に対する投資税額控除(ITA)。この控除により、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、控除が満額になるまで次年度以降に繰り越すことができる。法定所得の残り30%は現行の法人税率で課税される。

申請書はInvestMalaysia portal経由で、マレーシア農業・農業関連産業省に提出する.

(農産食品の関連リストについては、付録I - V:促進活動および製品リストを参照してください。)

2.7.2 ハラル製品と関連活動への優遇措置

a. ハラル食品生産に対する優遇措置

ハラル食品製造への新規投資を促進し、国際基準に適合した高品質のハラル食品の製造に、近代的で最新鋭の機械・器具を導入することを奨励するため、ハラル食品製造に出資して、MS1500:2004に準拠した、マレーシア・イスラム開発局(JAKIM)によるハラル認証を既に取得している企業は、5年間に発生した適格資本的支出の100%に相当するITAの対象となる。

この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

JAKIMからハラル認証を取得するための詳細については、www.halal.gov.my/を参照。

申請書はハラル産業開発公社(HDC)に提出するか、InvestMalaysia portal経由でMIDAにオンラインで提出する。

b. ハラル開発公社傘下の優遇措置

1) ハラル工業団地運営者への優遇措置

ハラル工業団地の魅力を促進するため、ハラル工業団地運営者は以下の優遇措置を受けることができる:

i. 10年間の法定所得の100%が法人税免除となる PS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。
iii. 現行の方針に従い、コールドルーム業務に直接使用される設備および機械に対する輸入関税の免除。

2) ハラル産業従事者に対する優遇措置

指定されたハラル工業団地におけるプロジェクトの実施を申し出た企業は、下記の優遇措置の対象となる。

i. 10年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

または、

ii. 輸出売上に対する5年間の所得税免除;

iii. ハラル推進製品の開発・生産に使用する原材料の輸入関税免除;

iv. HACCP、GMP、コーデックス(FAOおよびWHOの食品規格ガイドライン)、衛生標準作業手順書、「農場からフォークまで」の食品トレーサビリティなど輸出市場向けコンプライアンス規制など、国際品質基準の取得にかかった費用の二重控除。

3) ハラル物流企業に対する優遇措置

マレーシアにおけるハラル産業およびハラルのサプライチェーンを促進するため、ハラル製品の物流管理企業には下記の優遇措置が与えられる。

i. 5年間にわたる法定所得の100%に対する免税措置。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

ii. 現行の政策に基づき、コールドルーム業務に直接使用される設備および機械に対する輸入関税および売上税の免除。

申請書はハラル産業開発公社(HDC)に提出する。詳細については以下を参照。www.hdcglobal.com.

2.7.3 農業および資源ベース部門に対する追加的優遇措置

a. 再投資控除

少くとも36か月にわたりコメ、トウモロコシ、野菜、塊茎類、家畜、水産物などの主要食品の生産や財務省が認定したその他の事業に従事している企業は、再投資控除(RA)を受けることができる。

RAは、最初の再投資が行われた年から15年以内に対象企業で発生した適格資本的支出の60%に相当する控除という形態のものである。この控除額で各賦課年度における法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、最大7連続賦課年度まで繰り越すことができる。この期間は15賦課年度の終了直後から開始される。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

b. 加速減価償却(ACA)

RAが失効した時点で、奨励食品に再投資する企業はACAを申請する資格がある。

加速減価償却による特別償却では、資本支出を2年間で償却する。すなわち初年度の当初控除が20%で、各年の控除が40%である。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

c. 産業建物控除

農業または加工食品業を営む企業は、1967年所得税法に基づき、特定の資本支出に対して特別工業用建物手当を請求することができる。

企業は、各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細はIRBMに問い合わせることができる。

d. 認可農業プロジェクトへの資本的支出に対する100%の控除

1967年所得税法の附則4A条は、財務省が承認した認可農業プロジェクトのための資本支出に対し、100%の控除を認めている。対象となるのは、財務大臣が定める通り、一定の期間内に最小面積以上の農地を開拓し利用する農場に発生した適格資本的支出である。

認可農業プロジェクトは、野菜、果物(パパイヤ、バナナ、パッションフルーツ、スターフルーツ、グアバ、マンゴスチン)、塊茎類、根菜類、ハーブ、香辛料、飼料用穀物、水耕作物の耕作、観賞魚の養殖、魚とおよびエビの養殖(池養殖、水槽養殖、海洋ケージ養殖、沖合海洋ケージ養殖)、トリガイ、カキ、ムール貝、海藻の養殖、小エビ、エビ、魚の孵化場、特定樹種の森林植林事業。

上記のプロジェクトを行う個人が、この優遇措置を受けると、該当プロジェクトに関連して発生した適格資本的支出を、他の事業活動からの所得を含む総所得から控除することができる。総所得が十分な額に達しない場合、未控除の支出を翌年以降の賦課年度に繰り越すことができる。この控除を選択した場合、同一の資本的支出に対する資本控除または農業控除は受けられなくなる。

本優遇措置は、1986年投資促進法に基づく優遇措置をすでに受けている企業や、減税期間が開始していない、または終了した企業は利用できない。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

2.7.4 PIA1986第4F条に規定される再投資プロジェクトに対する追加優遇措置

1986年PIA第4F条は、資源ベースプロジェクト(ゴム、オイルパーム、木材など)、食品加工、コールドチェーン施設サービスに携わるマレーシア企業に対し、適格な再投資プロジェクトに対する税制優遇措置を提供するものである。適格プロジェクトに再投資する既存企業には、以下の資格がある:

i. 再投資から生じる法定所得の70%の所得税が5年間免除される。PS期間中に発生した未吸収の資本手当は繰り越すことができ、PS後の所得から控除することができる。の所得から控除することができる。PS期間中に発生した累積損失は、7年間連続して繰越控除することができる;

または

ii. 5年以内に発生した追加的な適格資本支出に対し、60%のITAが適用される。この引当金は、各年度の法定所得の70%と相殺することができる。未使用の引当金は、完全に使用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

2.8 附加価値製品製造のためのパーム油バイオマスの活用に対する優遇措置

バイオ・ベースの化学品、バイオ燃料、パーティクルボード、中密度繊維板(MDFボード)、合板、パルプおよび紙など、パーム油バイオマスを利用した附加価値製品を製造する企業は、下記の優遇措置の対象となる。

i. 新設企業
10年間の法定所得の100%が法人税免除となる
PS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越す

ことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

ii. 再投資を行う既存企業に対する優遇措置

再投資によって増加した法定所得の100%が法人税免除となる10年間のPS。PS期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

5年以内に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の100%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

3. 環境マネージメントに対する優遇措置

3.1 廃棄物リサイクル事業に対する優遇措置

廃棄物のリサイクル活動を行う企業のうち、リサイクル活動において高い技術を使用している企業は、以下の優遇措置を受けることができる：

5年間の法定所得の70%が法人税免除となるPS。PS期間に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。

i. PS期間の累積損失は繰り越すことができ、PS期間後の7連続年度にわたり法人所得から差し引かれる。

または

ii. 5年以内に発生した適格資本的支出の60%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

ここで

「附加価値が高く、ハイテクを利用する廃棄物リサイクル事業」とは、農業廃棄物または農業副産物のリサイクル、化学品のリサイクル、再生木材ベースのパネルボードまたは製品の生産をいう。

自由工業団地／保税工場（FIZ/LMW）を含む、マレーシア国内で入手した廃棄物／スクラップのみ、リサイクルが認められている。海外から廃棄物／スクラップを輸入することは禁止されている。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

3.2 グリーン・テクノロジーに対する優遇措置

MIDAは、マレーシア・グリーン・テクノロジー・気候変動公社（MGTC）を含むステークホルダーと協力し、グリーン、持続可能、環境に関連する活動への投資を促進することで、グリーン成長アジェンダを支援している。

3.2.1 MIDAが管轄する優遇措置

政府は2020年予算で、グリーン・テクノロジー資産購入のための投資税額控除(ITA)の延長、グリーン・テクノロジーによるサービスおよびシステムの利用に対する所得税免除(ITE)の延長を発表した。ITE はソーラー・リーシング事業を行う企業にも適用される。

優遇措置の延長は、マレーシアのグリーン経済をさらに促進し、2025年までに31%、2035年までに40%のエネルギーを再生可能な資源から生み出すという国の目標を達成することが期待されている。これは、2030年までに温室効果ガス（GHG）排出強度を45%削減するというマレーシアの公約にも沿ったものである。

優遇措置の目的は以下の通り。

i. 事業目的であれ自家消費であれ、プロジェクト・ベースでのグリーン・テクノロジー業界への投資を促進し、選定サービス／システム・プロバイダーのグリーン・テクノロジー導入を奨励する。

ii. MGTCがグリーン・テクノロジーと認定し、マレーシア環境技術公社(MyHIJAU)のディレクトリーに掲載されたリストにある資産を取得／購入するよう企業を奨励する。

iii. グリーン・サービスの範囲を拡大し、ソーラー・リーシング事業を追加する。

3.2.2 グリーン投資税額控除 (GITA –プロジェクト)

i. グリーン・テクノロジー・プロジェクトに対して、最初の適格資本的投資(CAPEX)が発生した日から3年にわたり、適格資本的投資の100%に投資税額控除(ITA)を適用。

ii. 最初の適格資本支出発生日以前に、MIDAが申請書を受理していなければならない。

iii. 当該賦課年度の法定所得の70%を、本控除で相殺できる。

iv. グリーン・テクノロジー・プロジェクトとは、再生可能エネルギー、エネルギー効率、グリーン・ビルディング、グ

リーン・データセンター、統合廃棄物管理などの関連プロジェクトをいう。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2023年12月 31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

3.2.3 グリーン投資税額控除 (GITE)

適格グリーン・サービスに対する法定所得の70%に所得税免除(ITE)を適用。その際、

i. 優遇措置有効期間は、グリーン・テクノロジー・サービス関連の最初の請求書が発行された賦課年度から数えて3年とする。また

ii. MIDAが申請書を受理した日附が、最初の請求書発行日以前である必要がある。

企業は、各グリーン技術部門から少なくとも3つの認定活動を実施しなければならない。対象となるグリーンサービス活動には、監査、エンジニアリング、調達、コンサルタント／アドバイザリー、システム設計、フィージビリティ・スタディ、試験、試運転、設置、メンテナンス、修理／オーバーホール(MRO)のほか、再生可能エネルギー、エネルギー効率、電気自動車(EV)、グリーンビルディング、グリーンデータセンター、グリーン認証・検証、グリーン・タウンシップに関連する資金調達、認証・検証が含まれる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2023年12月 31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

3.2.4 ソーラー・リーシング

i. 最長10賦課年度にわたり、リーシング事業に対する法定所得の70%に所得税免除(ITE)を適用。本優遇措置は、以下の分類に従って供与される。

容量 (MW)	優遇措置の期間
優遇措置の期間	5 年
3MW超 - 10MW以下	10 年

ii. 優遇措置の期間は、最初の請求書発行日から開始するものとし、その日附はMIDAが申請書を受理した日附以後でなければならない。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

本優遇措置の有効期限は2023年12月 31日まで。申請書は期限日またはそれ以前にMIDAに提出(およびMIDAで受理)する必要がある。

4. 研究開発に対する優遇措置

PIA1986では、研究開発とは「科学または技術の分野において、新たな知識を得ること、または研究結果を材料、装置、製品、生産物、工程の生産もしくは改良に利用することを目的として実施される、新規性や技術的リスクを伴う体系的、調査的、実験的研究」と定義されているが、以下は含まれない：

i. 製品の品質管理や、材料、装置、製品、生産物の定期的な検査、

ii. 社会科学または人文科学研究、

iii. 定常的なデータ収集、

iv. 効率調査または経営研究、

v. 市場調査や販売促進、

vi. 材料、装置、製品、加工物や生産方法の定期的改変や変更、または

vii. 材料、装置、製品、加工物や生産方法の外観やスタイルの変更。

マレーシアの研究開発の統合性を高めるべく、その基盤をさらに強化するため、設計、開発、試作を独立に行う企業も、優遇措置の対象となる。

4.1 研究開発に対する主な優遇措置

a. 請負(コントラクト)研究開発企業

請負(コントラクト)研究開発企業とは、自社の関連会社以外の外部の会社に対して、研究開発サービスをマレーシアで行う会社のこと。1986年投資促進法において、関連会社とは、発行済み株式の20%以上が(直接または間接に)他の企業に保有される会社のことである。請負(コントラクト)研究開発企業は下記の優遇措置の対象となる。

i. 5年間の法定所得の100%が法人税免除となるPS。PS期間終了後に未控除となっているパイオニア関連の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

または

ii. 10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

b. 研究開発(R&D)企業

自社の関連会社および外部の会社双方に対して研究開発サービスをマレーシアで行う研究開発(R&D)企業は、10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当する投資税額控除(ITA)の対象となる。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が利用されるまで翌年以降に繰り越すことができる。関連会社は、R&D企業が行ったサービスに対する支払いに関して、そのR&D企業がITAを利用しないことを選択しない限り、二重控除を受けない。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

c. 社内研究

自社の事業のためにマレーシア国内で社内での研究開発を行う企業は、10年間に発生した適格資本的支出の50%に相当する投資税額控除を申請することができる。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

d. 研究開発活動の再投資に対する優遇措置

再投資を行う既存の研究開発企業は、下記のようなPSまたはITAを受けることができる。

1) 請負(コントラクト)研究開発企業

i. 5年間の法定所得の全額(100%)が法人税免除となるPS。収入期間終了後に未控除となっている収入の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

または、

ii. 最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

2) 研究開発企業:

最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した適格資本的支出の100%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

3) 社内研究開発:

最初の適格資本的支出が発生してから10年間に発生した追加的適格資本的支出の50%に相当するITA。この控除で、各賦課年度の法定所得の70%を相殺することができる。未利用の控除は、全額が控除されるまで繰り越すことができる。

(附属資料V:再投資向け奨励事業および奨励製品リストを参照)

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

e. 公的部門および民間部門の研究開発の商業化に対する優遇措置

公的研究機関および民間研究機関によって発見された、資源関連および資源未関連の研究開発の商業化を奨励するため、以下の優遇措置が与えられる。

i. 研究開発の成果の商業化に従事する子会社に投資する会社は、子会社への投資額に相当する税額控除の対象となる。また、

ii. 研究開発の成果の商業化に従事する子会社は、10年間の法定所得の100%が法人税免除となるPSの対象となる。PS期間内に発生する未控除の資本控除は繰り越すことができ、PS期間後の法人所得から差し引かれる。PS期間終了後に未控除となっているパイオニア関連の損失は、7連続賦課年度にわたり繰り越すことができる。

資源関連および資源未関連の発見の商業化は、1986年投資促進法における奨励事業／製品リストの対象となる。

発効日

i. 資源関連の研究開発の成果の商業化に対する優遇措置は、2004年9月11日以降にMIDAが受理した申請書に関して有効となる。

ii. 資源未関連の研究開発の成果の商業化に対する優遇措置は、2020年7月11日から2025年12月31日までにMIDAが受理した申請書に関して有効となる。

f. 公的部門および民間部門の研究開発成果の商業化に対する優遇措置

附加価値の創出に焦点をあてた研究を行う研究者は、その研究成果の商品化により得た所得に対して、50%の免税を5年間受けることができる。対象となる活動は、科学技術・技術革新省の証明を受けなければない。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

4.2 研究開発に対する追加的優遇措置

a. 研究開発に対する二重控除

マレーシア政府は、広汎な産業における企業が、国際的競争力を保つために研究開発(IR&D)を行うよう奨励してき

た。マレーシアにおける事業でR&Dを奨励する手段のひとつは、二重控除の優遇措置である。

本優遇措置は以下の形で与えられる。-

i. 非資本的支出に関する1967 年所得税法第34(7)項の特例規定

ii. 1967 年所得税法第34(A)条に基づく社内研究への支出に関する特別控除

iii. 認可研究機関に対する現金での寄附、または認可研究機関もしくは企業、またはR&D企業、または請負R&D企業によるサービスの利用に対する支払いに関する、1967 年所得税法第34(B)条に基づく特別控除。

	34(7)項	34(A)条	34(B)条
控除の種	**単独**	**二重**	**二重**
有資格者	34A 条・34B条の控除資格に該当しないR&D事業を自身で行うか請負で実施させる個人。 つまりITAの優遇措置が認可されたR&D企業の関連会社.	社内R&D事業を行う個人	認可研究機関に現金を寄附する個人。 自己の事業に関係する適格R&D事業を、認可R&Dサービスプロバイダーに外注する個人

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

研究開発ステータスの承認申請

i. 本法において、研究開発会社または委託研究開発会社とは、研究開発ステータス会社として承認された会社を指す。

ii. いかなる企業も、研究開発ステータス企業として承認されることを大臣に書面で申請することができ、大臣は申請に対して事前条件を課すことができる。

iii. 研究開発ステータス企業として承認されることを申請する企業は、当該企業が本法に基づく研究開発に関連する活動を行い、申請に対して課された前提条件を遵守していることを明記しなければならない。

iv. 本項に基づく申請を受理した場合、大臣は、必要に応じて、申請に関する情報または(2)、追加書類の提出を求めることができる。

申請書はInvestMalaysia Portal.を通じてオンラインでMIDAに提出する。

5. 研修に対する優遇措置

5.1 採用に対する追加的優遇措置

従業員リクルートの費用は、税金算出の目的において控除の対象となる。

費用には、ジョブ・フェアへの参加にかかる出費や、職業紹介所やヘッドハンターへの支払いも含まれる。.これらの費用は事業開始より1年以内に支出しなければならない。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

5.2 雇用前研修に対する控除

雇用した従業員に対して行った就業前研修費用は、単純控除の対象となる。ただし、企業は研修生を将来従業員として雇用することを証明しなければならない。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

5.3 従業員以外の研修に対する控除

企業の従業員ではない居住者に対する実習研修に伴う費用には、単純控除が考慮される。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

5.4 特別産業建物控除

認可産業訓練、技術訓練、職業訓練に使用される建築物に支出した企業は、建物の建設または購入のための適格資本的支出について、特別控除率10%の特別産業建物控除(IBA)を申請することができる。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

5.5 教育施設に対する免税

認可された研修機関、企業内研修事業、民間の高等訓練機関は、作業場用実習設備、スタジオ、語学実習教室などのすべての教育設備に対する、輸入税、販売税、物品税の免除が受けられる。

申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。詳細については、MIDAのウェブサイト上にあるForms and Guidelinesセクションを参照。

5.6 ロイヤリティ支払いの免税

1996 年私立高等教育機関法(Private Higher Educational Institution Act 1996)に基づき登録された私立高等教 育機関が、フランチャイズ教育プログラ

ムに関して非居住者(フランチャイザー)に支払うロイヤルティは、免税の対象となる。[所得税(免税)(No.16)令2002 を参照のこと。]

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

5.7 人的資源開発基金(HRDF)

第 5 章の「マレーシアでの人材プール募集」を参照。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

5.8 認可された研修経費の二重控除

人材開発基金(HRDF)に拠出しない製造業は、事業開始前または事業開始後に発生した認定研修の二重控除を受ける資格がある。事業開始後に請求する。

控除対象となる支出は、MIDAが承認した研修プログラム、または研修機関が実施する研修プログラムに基づき、従業員の技術、監督、技能の向上・開発、または製品の生産性・品質の向上のために従業員を研修する際に発生する支出である。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

6. その他の優遇措置

ここでは、これまで記載されなかったその他の優遇措置で、製造業、農業、航空宇宙産業、観光業、環境マネージメント、研究開発、研修、情報通信技術。認可サービス事業、製造関連サービスに適用されるものを取りあげる。

6.1 産業建物控除(IBA)

産業建物控除(IBA)は、以下のような特別な目的に使用される建物の建設または購入のために資本的支出を行う企業に与えられる。

i. 製造業、農業、鉱業、インフラ設備、研究、認可サービス事業、観光省に登録されたホテルなど。

ii. 産業研修、技術研修、職業研修、学校もしくは教育施設、教育省や関連機関が認可した幼稚園。

iii. 社会福祉局に登録済みの民間託児所。

企業は各会計年度の所得税申告書を提出する必要がある。手続きの詳細についてはIRBMに問い合わせることができる。

6.2 MSCマレーシア内のIBA

サイバージャヤ内にてMSCマレーシア・ステータス企業が使用する建物の建設を促進するため、サイバージャヤ内のMSCマレーシア・ステータス企業が占有する新規の建物の所有者に対して、産業建物控除(IBA)が10年間にわたり与えられる。対象となる新規の建物には、MSCマレーシア・ステータス企業がまだ占有していない完成した建物も含まれる。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業は所得税申告書を通じてIBAを申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

6.3 産業建物システムに対する優遇措置

IBSコンポーネントの製造に使用される金型の購入費用を負担する企業は、2006年12月期よりACAの対象となり、初回引当金40%、年次引当金20%の税率が適用される。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業は所得税申告書を通じてIBAを申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

6.4 グループリリーフ

グループリリーフは、1967年所得税法に基づき、現地法人化された全ての居住者会社に対して適用される。YA2019より、グループリリーフの適用を受ける会社は、連続する3年間、同じグループ内の他の会社の所得と相殺するために、調整損失の最大70%を放棄することができます。

但し、以下の条件を、請求する側と放棄する側の双方が満たす必要がある:

i. 請求企業と明渡企業がそれぞれ、基準期間の開始時点で250万リンギットを超える普通株式の払込資本を有していること;

ii. 請求企業と明渡企業の会計期間が同じであること;

iii. 請求者と明渡企業がグループ内で保有する株式は、直接・間接を問わず70%以上であること;

iv 70%の持株比率は、前年度および当年度に継続していること;

v. 所有権または外資系企業の取得による損失は、グループリリーフの目的上、無視されるべきである。

現在、以下の優遇措置を享受している企業は、グループリリーフの対象とはならない:

- PS
- ITA/投資控除
- RA
- 海運利益の免税
- 1967年所得税法第127条に基づく所得税の免除

本節の規定は、会社が以下のいずれかに該当する場合、その年の基準期間については適用されない:

i. is a パイオニア企業である場合、または投資促進法(1986 年)に基づき投資税額控除の承認を受けている場合;

ii. 投資促進法(1986 年)に基づき、未使用の投資税額

控除またはパイオニア事業からの調整損がある場合；

iii. 第54A条、第127項(3)(b)または第127項(3A)の規定により所得税が免除されている；

iv. 別表7Aに基づき再投資手当の申請を行っている；

v. 2006年所得税（食品製造プロジェクト投資控除）規則に基づき、承認された食品製造プロジェクトに関して控除申請を行っている；

vi. 2002 年所得税（所有権取得費用控除）規則に基づく控除を申請した；

vii. 2003年所得税（外国所有会社の取得費用控除）規則に基づく控除を受けたことがある。

viii. 第 154 条に基づき作成された規則に基づき控除を申請し、その規則が本条を適用しない旨を定めている。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業であれば誰でも所得税申告書を通じてグループ救済を申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

6.5 監査費用の控除

事業活動のコストを削減し、企業のコンプライアンスを強化するため、企業の監査費用 は、所得税の計算において控除が認められる費用とみなされる。

マレーシアの申告納税制度の下では、適格な企業は所得税申告書において控除を申請することができる。IRBM監査のために関連書類を保管する必要がある。

6.6 エンジェル投資家に対する税制優遇措置

シードキャピタル融資、スタートアップ融資、初期融資などで、ベンチャー企業に投資するエンジェル投資家は、投資総額に対する控除を申請できる。より多くのエンジェル投資によるベンチャー企業への融資を促進するため、2013年1月1日からエンジェル投資家によるベンチャー企業企業への投資総額は、総所得に対して控除される。

本優遇措置の有効期限は2023年12月 31日まで。申請書は期限日またはそれ以前に財務省(MOF)に提出(およびMOFで受理)する必要がある。

申請書は、https://mastic.mosti.gov.my/sti-incentive/angel-tax-incentiveを通じてMOFに提出する。

6.7 資産の撤去や移転のための費用に対する税 制優遇措置

工場や機械を含む資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための費用は、資産の費用と見なされないため、1967年所得税法附則第3条に基づく控除の対象にはならない。ただし、財務報告基準116項（FRS116）は、資産の費用には、資産の撤去や移転のためや、資産があった用地の復元のための債務に関連して支払わなければならない見積額が含まれると規定している。

そのため、1967 年所得税法と FRS 116 に基づく税務処理を合理化するため、1967 年所得税法別表 3 に特別規定が導入され、工場や機械を含む資産の解体・撤去費用と、資産が所在していた場所の原状回復費用に対するバランス手当3 が規定されている。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業であれば誰でも、所得税申告書を通じて団体控除を申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

6.8 所有権取得に対する優遇措置

70%以上をマレーシア市民が保有する製造企業は、関連する成文法で規定された特許、工業デザインや商標などの所有権の取得費用に対して優遇措置を受ける資格がある。

コンサルタント料、弁護士費用、印紙税などの費用が対象となるが、ロイヤリティ支払額は対象とならない。

所有権取得費用に対し、5年間にわたり年間所要額の20%が控除される。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業であれば誰でも、所得税申告書を通じて団体控除を申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

6.9 輸入税と販売税の免除

a) 機械／器具／原材料／コンポーネントに対する輸入税および／または販売税の免除

i. 農業セクターにおける特定活動のための機械・設備に対する輸入関税および売上税の免除

農業分野の特定の活動に従事する企業が直接輸入する、現地で生産されていない機械や設備は、輸入関税および／または売上税の免除を検討することができる。は、輸入関税および／または売上税の免除が検討される。地元製造業者から購入する機械設備も、売上税免除の対象とすることができる。

ii. 特定サービス業向け機械設備に対する輸入関税および売上税の免除

特定のサービス業に従事する企業は、直接輸入または現地で購入し、以下の企業活動で直接使用する機械設備について、輸入関税および/または売上税の免除を検討することができる：

a) 研究開発（R&D）；
b) 私立高等教育機関
c) 私立高等教育機関（科学、技術、職業）；
d) 観光事業（宿泊施設を除く）

さらに、研究開発活動は、サンプル、材料、部品に対する輸入関税および／または売上税免除の対象となる。ただし、観光プロジェクト（宿泊施設を伴わない）は、基本設備および観光アトラクション設備に限り、輸入関税および/または売上税免除の対象となる。

iii. 製造業向け原材料・部品の輸入関税および売上税の免除

製造業に従事する企業は、完成品の製造に直接使用され、直接輸入される原材料および部品に対 する輸入免税を検討することができる。

売上税が課税されない完成品を製造する以下の特定業種の企業も、輸入または現地調達の原材料・部品に対する売上税免税を申請することができる：

a) 航空宇宙／航空機産業
b) 航空宇宙・航空機産業、機械・設備産業、石油精製業以外の産業で原材料として使用される石油製品
c) 二輪車組立産業

申請は、機械／設備／原材料／部品の輸入または購入前に、InvestMalaysia portal ポータルを通じてオンラインでMIDAに提出する必要がある。

b) 輸入税および／または売上税の免除に関するMIDAの確認状 [Surat Pengesahan MIDA (SPM)]

i. 主要関税地域（PCA）に所在する製造業

主要関税地域(PCA)内の製造業者は、関税(免税)令2017および売上税(納税免除者)令2018に基づき、機械/設備/スペアパーツの輸入関税および/または売上税の免税を自己申告により申請することができる。

ii. ホテル事業会社

ホテル業に従事する企業は、関税（免税）令2017および売上税（納税免除者）令2018に基づき、設備または機械にかかる輸入関税および／または売上税の免税を自己申告により申請することができる。

iii. 運送事業者

運送事業者は、売上税（納税免除者）令2018に基づき、自己申告によりプライムムーバーおよび/またはコンテナトレーラーの売上税免除を申請することができる。

対象企業は、InvestMalaysia portal からオンラインでMIDAにSurat Pengesahan MIDA (SPM)を申請し、その後、MIDA確認書と輸入または購入する機械、設備、スペアパーツ、原動機、コンテナトレーラーのリストを王立マレーシア関税局（RMCD）に提出し、税関から免税申請の許可を得る必要がある。

輸入免税申請は、州税関管理局（産業課）に手動で提出する必要があります。売上税免税申請は、https://mysst.customs.gov.my/からRMCDにオンラインで提出する必要があります。

c) MRO事業に関する輸入税と売上税の免除

i. メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に対する売上税免除

売上税(納税免除者)(改正)(No.2)令 2018 年別表 A に基づき、登録航空宇宙 MRO 会社は、以下の項目に対して売上税免除を申請することができる；

i. 33A条項に基づく機械、機器、専用ツール

ii. 33B条項に基づくスペアパーツ、コンポーネント、材料、専用消耗品。これらはマレーシア国内でメンテナンス、修理、整備(MRO)事業に直接使用されるものである。

この申請は自己申告制で行われ、企業は輸入または購入前にMIDAにSPMを申請する必要がある。その後、会社はSPMと機械、設備、特殊工具、スペアパーツ、部品、材料、特殊消耗品のリストをRMCDに提出し、売上税免除を受ける。

SPMの申請書は、InvestMalaysia portalを通じて、オンラインでMIDAに対して提出する。

売上税免税申請は、RMCDポータルMySSTからオンラインで提出する。

ii. メンテナンス、修理、整備(MRO)事業に対する輸入税免除

マレーシアで登録された航空宇宙産業のメンテナンス、修理、整備(MRO)企業はまた、機械、機器、専用ツール、スペアパーツ、コンポーネント、材料、専用消耗品に対する輸入税の免除を申請できる。

輸入税免除の申請書は財務省に提出する。

d) 船積み運賃に対する追加控除

サバ州やサラワク州から半島マレーシアに船で製品を運送する製造業者は、船積み運賃に対する二重控除を受けられる。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業は所得税申告書を通じてIBSを申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

e) マレーシア・ブランド名のプロモーションに対す追加控除

マレーシア・ブランド名の普及のため、マレーシア・ブランドの登録所有者でマレーシア資本が70%以上の企業または当該マレーシア・ブランドの登録所有企業が50%超保有する関連会社は、ブランドの広告にかかった費用に対して、下記 の条件で二重控除を受けられる。

i. 該当会社が、マレーシア・ブランド名の登録所有者によって50%超所有されていること。

控除は、1賦課年度において1社からのみ申請すること。
製品が輸出品質基準を満たしていること。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業は所得税申告書を通じてIBSを申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

6.10 環境保護に関する控除

環境の保護と保全のためにのみ認可された団体への寄付は、単一の控除対象となる。

マレーシアの申告納税制度では、適格な企業は所得税申告書を通じてIBSを申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

企業は、この規定による控除の詳細について、1967年所得税法第34条(6)(h)を参照することができる。

6.11 従業員の居住施設のためのIBA

製造業、認可サービス事業、ホテル、観光業の従業員用の住宅施設として使用される建物は、建物の建設／購入に伴う支出に対して、10年間にわたり10%の産業建物特別控除の対象となる。

マレーシアの申告納税制度では、適格企業は所得税申告書を通じてIBSを申請することができる。IRBM監査のために、関連書類を保管しておく必要がある。

7. サービス業界への円滑化および優遇措置

マレーシアでは製造業に加え、サービス業界の選定事業に従事する企業に対する優遇政策がある。(円滑化および優遇措置の形を取る)これらの優遇政策の一部は、MIDAが管轄する。

7.1 地域事業

駐在員事務所　(RE)、地域事務所 (RO)、プリンシパル・ハブ、グローバル・シェアード・サービスなどの形でマレーシアでの地域事業を開始した企業は、MIDAの円滑化サービス、種々の税制上の優遇措置、および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

地域事業政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資　ブックレット 2: 地域事業

7.2 研究開発 (R&D)

マレーシアでR&Dサービスを行う企業は、MIDAの円滑化サービス、政府の資金支援、種々の税制上の優遇措置、および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

R&D政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資　ブックレット 3: 研究開発(R&D)サービス)

7.3 石油・ガス (O&G) サービス

マレーシアで O&G サービスに従事する企業は、MIDAの円滑化サービスおよび／または種々の税制上の優遇措置を受ける資格を得られる可能性がある。

O&G政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシアの税制優遇措置: 石油・ガスのサービスおよび設備(OGSE)セクターのための編纂資料および案内 ならびにマレーシアの石油・ガス

7.4 ホスピタリティ・サービス

マレーシアにおける ホスピタリティ業界の企業は、MIDAの円滑化サービス、政府の資金支援および／または種々の税制上の優遇措置を受ける資格を得られる可能性がある。

ホスピタリティ政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 9: 観光業および旅行関連サービス

7.5 教育および工業訓練サービス

マレーシアで教育および工業訓練サービスを提供する企業は、MIDAの円滑化サービス、種々の税制上の優遇措置、および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

教育および工業訓練サービス政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 10: 教育および工業訓練サービス

7.6 医療およびヘルスケア・サービス

マレーシアにおける医療およびヘルスケア業界の企業は、MIDAの円滑化サービス、および／または種々の税制上の優遇措置を受ける資格を得られる可能性がある。

医療およびヘルスケア・サービス政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 15: 医療およびヘルスケア・サービス

7.7 物流およびサプライチェーン・サービス

マレーシアにおける物流およびサプライチェーン・サービス業界の企業は、MIDAの円滑化サービス、種々の税制上の優遇措置、および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

物流および医療およびサプライチェーン政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 4: 物流サービス

7.8 環境管理

マレーシアで環境管理サービスを提供する企業は、MIDAの円滑化サービス、種々の税制上の優遇措置および／または関税免除を受ける資格を得られる可能性がある。

環境管理政策に関する詳細は、以下の資料を参照。マレーシア: サービス業界への投資 ブックレット 7: 環境管理サービスおよびマレーシアのグリーン・テクノロジー

7.9 デジタル・サービス

マレーシアにおけるデジタル・サービス業界の企業は、MIDAおよびマレーシア・デジタルエコノミー公社 (MDEC) の円滑化サービスを、マレーシア、ハート・オブ・デジタルASEAN (MHODA) ポータル経由で受ける資格を得られる可能性がある。本ポータルは、デジタル投資局

[3] 総調整控除額は、資産の処分時点での設備および機械の支出残高に、設備および機械の解体および撤去、ならびに敷地の復旧にかかる費用を加算して決定されます。

(DIO) の後援により設立されたもので、デジタル投資プロジェクトの調整および評価を行うことで、デジタル投資申請のためのプロセスを迅速化、簡素化するのが目的。本プラットフォームを通じて、投資家は一元化されたエントリー・ポイントから投資への関心を表明することができ、エントリーと円滑化が容易になり、MyDIGITALの目標に沿った質の高いデジタル投資機会を得られるようになる。

MHODA のウェブサイトはこちら。https://www.heartofdigitalasean.my.

デジタル・サービス政策の詳細は以下を参照。https://mdec.my/dio/.

7.10 その他のサービス業界

上記の他に、MIDA は、サービス業界における以下のようなその他の産業で事業を行おうと考える企業を支援するためのブックレットを作成している。

専門技術支援サービス
ブックレット 5

情報・通信技術サービス
ブックレット 6

流通サービス
ブックレット 8

法務サービス
ブックレット 11

会計・監査・税務サービス
ブックレット 12

建築コンサルタント業サービス
ブックレット 13

調査コンサルタント業サービス
ブックレット 14

経営コンサルタント業サービス
ブックレット 17

市場調査サービス
ブックレット 18

広告サービス
ブックレット 19

これらのブックレットはすべて MIDAのウェブサイトで入手可能
https://www.mida.gov.my/publications/malaysia-investment-in-the-services-sector/

他の出版物も MIDAのウェブサイトで入手可能
www.mida.gov.my/publications/

第III章 マレーシアでの納税義務を最適化する

1. マレーシアの税制

2. 課税対象所得の種類

3. 法人税
3.1 居住形態
3.2 法人税率
3.3 税の徴収
3.4 税額控除

4. 個人所得税
4.1 居住形態
4.2 個人の所得税率
4.2.1 個人所得税控除
4.2.2 税額払い戻し
4.3 非居住者たる個人

5. 源泉税

6. 不動産譲渡益税

7. 売上税とサービス税
7.1 売上税
7.1.1 1売上税の税率
7.2 サービス税
7.2.1 課税対象サービス
7.2.2 課税
7.2.3 サービス税の税率
7.2.4 クレジットカードおよびチャージカードに対するサービス税の税率

8. 輸入税

9. 物品税

10. 二重課税条約

第 III 章

マレーシアでの納税義務を最適化する

世界の他の国と同様、マレーシアも国への投資を誘致することと、必要な政府支出のための資金源となる十分な税収入を得ることとの間でバランスを取る必要がある。マレーシアにおける所得への課税方法や、法に基づき実施される種々の控除および優遇措置を理解することで、貴社に法的に課せられる適切な金額の税金を確実にお支払いいただけるようになるだろう。

1. マレーシアの税制

マレーシアで稼得する、または、マレーシアを源泉とする、もしくはマレーシア国外を源泉としマレーシア国内で受け取られた、法人を含む個人の所得は、所得税の対象となる。

ただし、賦課年度に銀行、保険、空輸、海運業を営む居住会社を除く個人が、マレーシア国外を源泉とする所得をマレーシアで受け取った場合は非課税となる。

税務管理制度の近代化と合理化のため、企業、個人事業主、事業組合、組合、給与所得者に対して自己申告制度が実施され、所得税の申告額は当年所得に基づいて計算される。

2. 課税対象所得の種類

課税対象となるのは下記の所得である。

- 営業時期に係わらず事業から生じる利益や収益
- 雇用から生じる利益や収益（給与、報酬など）
- 配当、利子、または割引料
- 賃貸料、ロイヤリティ、またはプレミアム
- 恩給、年金、またはその他の定期収入
- その他所得とされる収益または利益

3. 法人税

3.1 居住形態

ある企業の事業の経営と管理がマレーシアで行われていれば、その企業はマレーシアにおける税法上の居住者とみなされる。経営および管理は通常、その企業の経営と管理に関する取締役会合が開かれる場所で執行されるとみなされる。

3.2 法人税率

2016賦課年度から、法人税は24%となっている。この税率は下記の法人にも適用される。

- 信託機関。
- 死亡時にマレーシア国外に居住していた個人の、財産遺言執行人。
- 裁判所に任命された管財人。
- 2D項が適用される有限責任事業組合以外の有限責任事業組合。

賦課年度の基準期間初頭における払込資本金／出資金が250万リンギット以下の居住会社および有限責任事業組合で年間売り上げが5000億リンギット以下の場合の税率は以下の通り。

60万リンギットの当初課税所得に対して　-　17%

それ以上の課税対象所得に対して　-　24%

石油産業における川上事業を営む事業主は、38%の石油所得税の対象となる。

3.3 税の徴収

企業は毎賦課年度の見積り法人税(CP204)を、基準期間の開始日より30日以内に、内国歳入庁長官に申告しなければならない。ただし以下は例外とする。

- 払込資本金が250万リンギット以下の新設企業(SME=中小企業) は、一定の条件の下、営業を始めた賦課年度から2年間、申告を免除される。
- 企業が営業を始めた賦課年度の基準期間が6か月未満の場合、同企業は当該賦課年度の見積り法人税を申告する必要も、分割払いをする必要もない。

見積り法人税は通常、企業の基準期間の2か月目から12か月にわたり毎月均等に分割で支払う。

未払い税金は、企業の納税申告用紙の提出期限日までに支払う。

3.4 税額控除

総収入から総収入の創出におけるすべての支出および費用を控除することで、調整所得が得られる。

zakat perniagaanの支払いは、企業の総収入を確認する際に控除として認められる。ただし、控除金額は当該賦課年度の累計所得の2.5%までとする。

以下に対する出資には控除が認められる。

- 連邦政府、州政府、地方自治体。
- マレーシア国税局の局長に認可された機構や機関。
- 財務省またはスポーツ理事会に認可されたスポーツ事業。
- 財務省に認可された国家プロジェクト。

4. 個人所得税

4.1 居住形態

個人の税務上の居住者としての地位は、1967年所得税法第7条に規定されるマレーシア滞在期間によって決定される。一般的に、暦年で年間少なくとも182日間マレーシアに滞在する個人は、税務上の居住者とみなされる。

4.2 個人の所得税率

個人居住者は、2020賦課年度で0%から30%まで認められた免税額を控除後の課税所得に対して課税される。

4.2.1 個人所得税控除

居住者たる個人の課税対象所得は、総所得から個人所得税控除を差し引いて算定される。控除の種類は下記の通り。

No.	個人所得税控除の種類	2021賦課年度(リンギット)
1.	本人と扶養家族	9,000
2.	医療費、養護費、または親の介護費用	8,000 (制限附き)
3.	障碍者である個人、配偶者、子、または親のための基本的な支援器具の購入	6,000 (制限附き)
4.	障碍者である個人 追加的控除	6,000
5.	教育費	7,000 (制限附き)
6.	重病にかかった個人、配偶者、および子に対する医療費または個人または配偶者への不妊治療費 (1,000リンギットを限度とする完全健康診断、および1,000リンギットを限度とするワクチン接種費用を含む)	8,000 (制限附き)
7.	ライフスタイル: ❖ 書籍、定期刊行物、雑誌、出版物、電子新聞の購入または予約 ❖ パーソナル・コンピューター、スマートフォン、またはタブレットの購入 ❖ スポーツ活動用のスポーツ用品の購入 ❖ 本人名義のブロードバンド接続料	2,500 (制限附き)
8.	SSPNスキームの純貯蓄 (until YA 2022)	8,000 (制限附き)
9.	配偶者手当／慰謝料の支払い	4,000 (制限附き)
10.	障害 者である配偶者	5,000
11.	一般児童手当	2,000 (制限附き)
12.	フルタイムで教育(Aレベル、修了証、大学入学許可または準備コース)を受けている、18歳以上の未婚の子女。	2,000 (制限附き)
13.	以下に該当する18歳以上の未婚の子女 ❖ ディプロマ以上の資格取得のため、マレーシア国内でさらなる教育を受けている(大学入学許可または準備コースを除く)。 ❖ 学位取得のため、マレーシア国外で教育を受けている(修士号、博士号を含む) 関連政府当局によって認可を受けた訓練機関 や教育機関で教育を受けている。	8,000 (制限附き)

No.	個人所得税控除の種類	2021賦課年度 (リンギット)
14.	障害　者である子女 マレーシア国内においてディプロマ以上の資格、またはマレーシア国外において関連政府当局が認可した高等教育機関で学士以上の取得を目指す18歳以上の未婚の障碍者1人につき、8,000リンギットの追加控除。	6,000 (制限附き)
15.	生命保険とEPF	生命保険: 3,000 (制限付き) EPF : 4,000 (制限付き) 年金退職制度を選択した公務員:: 7,000 (制限付き)
16.	証券委員会によって認可を受けた民間の退職年金や据置年金への保険料。	3,000 (制限附き)
17.	教育や医療給付の保険料	3,000 (制限附き)
18.	社会保障機関(SOCSO)への寄附及びEIS	350 (制限附き)
19.	母乳保育器具の購入	1,000 (制限附き)
20.	託児所および幼稚園への支払い	3,000 (制限附き)
21.	スポーツ用品の購入費、スポーツ施設のレンタル／入場料、スポーツ競技の登録料	500 (制限附き)
22.	国内旅行費用 (2021賦課年度まで) (2020年3月1日から2021年12月31日の期間中は金額が増額される)	1,000 (制限附き)
23.	設置、レンタル、機器のレンタル購入、または利用料を含むEV充電設備	RM2,500 (制限附き)

4.2.2 税額払い戻し

居住者たる個人に対する課税額は、以下の税額払い戻しにより減額される。

❖ 課税所得35,000リンギット未満の居住者たる個人に対する所得税払い戻し

課税所得が35,000リンギット以下の個人は、400リンギットの払い戻しを受けられる。配偶者が就労していないか、配偶者の所得が合算賦課されている場合、同個人は. さらに400リンギットの追加の払い戻しを受けられる。

No.	税額払い戻し	2009賦課年度以降 (リンギット)
a.	分離申告	
	妻 夫	400 400
b.	合算申告	
	妻 夫	400 400
	合計	800
c.	夫または妻に所得がない場合の申告	
	妻 夫	400 400
	合計	800

❖ その他の税額払い戻し

No.	税額払い戻し	(RM)
a.	ザカット／フィットラ	課税額を上限とする
b.	小巡礼ウムラおよび聖地巡礼を行う際の出国税 (生涯に2回)	費用実額

4.3 非居住者たる個人

2020賦課年後から、非居住者たる個人は30%の税率が課せられ、個人所得税控除は受けられない。

5. 源泉税

非居住者たる個人には、以下の源泉税が課される。

下記の特定所得に対して10%。

a. 個人またはその従業員により、財産や権利の使用や、

工場、機械、器具の設置や操作などに関連して提供されたサービスの対価。

b. 科学的、工業的、商業的な事業、ベンチャー、プロジェクト、計画の管理や運営に関連して提供された助言もしくは援助またはサービスの対価。

c. 動産の使用に関する同意や取り決めに基づく賃料またはその他の支払い。

マレーシア国外で提供された、または実施された(a)および(b)のサービスに関連して受け取った所得に対しては、源泉税は適用されない。

2009年1月1日より、非居住者が提供する技術サービスのコストを削減するため、マレーシアでのホテル宿泊に関連する払い戻しや支出は、源泉税の計算上、総技術料の計算に含まれない。

未払いの源泉税に関しては、非居住者への支払総額に対してではなく、未払いの税額に対してのみ10%の罰金が課される。

6. 不動産譲渡益税

マレーシアではキャピタルゲインに所得税はかからない。しかし、住宅、商業ビル、農場、空き地などマレーシアに所在する課税対象資産の処分から生じる課税対象利益に対しては、不動産譲渡益課税(Real Property Gains Tax:RPGT)が課される。課税対象資産には、マレーシアに所在する「土地」、そのような土地に対する権利、オプション、その他の権利、不動産会社の株式の処分などが含まれる。

現在、課税資産の処分益は、不動産の保有期間に応じて以下のように最大30%の税率で課税される:

	不動産譲渡益税の税率		
処分	パート I パート II およびパートIII以外。(個人など)	パート II マレーシアで設立された企業、または信託の受託者、または1966年結社法により登録された結社	パート III 非市民および永住権不保持者、または非市民および永住権不保持者である故人の財産執行者、またはマレーシア以外で設立された企業
3年以内	30%	30%	30%
4年目	20%	20%	30%
5年目	15%	15%	30%
6年目以降	Nil	10%	10%

通常、RPGTは許容費用を控除した後の課税対象譲渡益に課税される。また、以下のような税制優遇措置が認められる。

- 市民または永住権所持者の私邸処分は、生涯に1度だけ、免税を受けられる。
- 個人が課税対象資産を処分する場合、1万リンギットまたは課税対象譲渡益の10% (金額が大きい方)に対する免税措置。
- 夫婦間、親子間、または祖父母と孫の間での寄贈による課税対象資産の処分に対しては、譲渡益および/または譲渡損失は発生しない。ただし、寄贈者はマレーシア市民でなければならない。

企業および個人への課税に関する詳細な情報については、以下を参照 www.hasil.gov.my .

7. 売上税とサービス税

2014年物品サービス税(GST)法に代わり、2018年9月1日から、2018年売上税法と2018年サービス税法が、付随する法律とともに導入された。

7.1 売上税

2018年売上税法に基づき、輸入品と国内生産品に対して、輸入時または製品の売却時や、登録された製造業者がその他の方法で製品を処分した際に、売上税が課税される。

マレーシアの売上税は、マレーシアで製造された最終製品やマレーシアに輸入された製品に、単段階で課税される。

登録製造業者がマレーシアで製造した課税対象品に対して、製品の売却時、売却以外での処分時、製品の原料として以外に使用された時に売上税が課される。

輸入品に対する売上税は、製品が申告され、輸入税が支払われ、税関の審査を通関した際に課税される。

12か月以内に売却価額が50万リンギットを上回る課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法12項に従い、登録することが義務づけられている。

売却価額が50万リンギット以下の課税対象品を生産する製造業者は、2018年売上税法14項に基づき、同法による便宜を享受するために、任意で登録することができる。

下請け業者として事業を行う製造業者で、12か月以内の下請け業務の総人件費が50万リンギットを上回る場合は、2018年売上税法12項に従い、登録することが義務づけられている。

7.1.1 売上税の税率

売上税は従価税であり、規定にある通り、課税対象製品の種類に応じて(5%および10%の)異なる税率が適用される。

石油製品の売上税には、他の課税対象製品と異なる特定の税率が適用される。

7.2 サービス税

マレーシアのサービス税は、「課税対象サービス」とされる特定のサービスに対する間接的な単段階の課税形態である。2018年サービス税施行規定の附則1に基づき、担当省が規定した課税対象サービスのリストに含まれないサービスに対して、サービス税を課すことはできない。

2018年サービス税法(STA2018)は、特定の地域、自由地域、保税倉庫、保税工場(LMWs)、共同開発地域(JDA)を除き、マレーシア全土で適用される。

7.2.1 課税対象サービス

課税対象サービスは、2018年サービス税施行規定の附則1における各種分野に記載されているサービスである。課税対象サービスを提供し、一定の限度枠を上回っている課税対象者は、登録が義務づけられている。対象となる分野は、宿泊、飲食提供者、ナイトクラブ、ダンスホール、ヘルス・ウェルネスセンター、プライベート・クラブ、ゴルフ場とゴルフ練習場、賭博およびゲーム・サービス、専門サービス、その他、保険、通信、駐車場、広告などを提供するサービス提供業者である。

7.2.2 課税

サービス税は、事業を行う登録業者がマレーシア国内で提供する課税対象サービスに課税される。

サービス税は、登録業者が顧客に提供した課税対象サービスへの対価を受け取る際に徴収される。

7.2.3 サービス税の税率

サービス税の税率は、2018年サービス税(税率)施行令で定められ、2018年9月1日から実施されている。サービス税の税率は、2018年サービス税法(STA2018)9項で定められた通り、保険製品の価格や保険料、賭博の賭け金やゲーム料金など、課税対象サービスの6%となっている。

7.2.4 クレジットカードおよびチャージカードに対するサービス税の税率

クレジットカードまたはチャージカードのサービス提供に対するサービス税の税率は、主要カードと追加カードにつき年間25リンギットである。サービス税は、カードの発行日と、その後12カ月ごとまたは12カ月以内か、もしくはカードの更新日と、その後12カ月ごとまたは12カ月以内に徴収される。

詳細情報については以下を参照。
mysst.customs.gov.my.

8. 輸入税

マレーシアの輸入税は、特定の品目に対しては固有の算定方式で課せられるが、ほとんどの場合は従価方式による。ただし、貿易の自由化に伴い、多岐にわたる物品に対する輸入税が、廃止または減額されている。

さらにマレーシアは、アセアン物品貿易協定(ATIGA)を結んでおり、2010年1月1日から、アセアン域内で取引される物品の99%超に対する輸入税が撤廃されている。マレーシアは、物品貿易、原産地規則、投資などの分野において、既存の自由貿易協定や新しい自由貿易協定の交渉に積極的に参加している。現在までにマレーシアは、ASEAN、中国、韓国、日本、インド、オーストラリア、ニュージーランド、バングラデシュ、ナイジェリア、エジプト、イラン、パキスタン、トルコ、香港、チリ、カナダ、メキシコ、ペルーなどの国々と、10本の多国間および7本の二国間自由貿易協定を締結、実施している。これらの協定の下では、輸入関税は交渉で合意されたスケジュールに従って削減または撤廃される。

2012年11月に発足した地域包括的経済連携(RCEP)は、2020年11月15日にASEAN加盟10カ国(AMS)とASEAN FTAパートナー5カ国(オーストラリア、中国、日本、韓国、ニュージーランド)によって署名された。

RCEPは2022年3月18日に批准・発効した。RCEPとは別に、同じ年に発効したもう一つの協定は、2022年12月29日に発効した太平洋横断パートナーシップに関する包括的および先進的協定(CPTPP)協定である。

9. 物品税

たばこ、たばこ製品、アルコール飲料、トランプなどのカード、マージャン牌、自動車といった、マレーシアで製造されるかマレーシアに輸入される特定の製品には物品税が課せられる。自動車、トランプ、マージャン牌には価格に応じた物品税が課されるが、たばこ、たばこ製品、アルコール飲料には、特定の税率と価格に応じた税率とが組み合わされて課税される。

政府は2019 年7月1日から、以下のスケジュールに従って、砂糖入り飲料に対する物品税を施行した。

税目No.	種類	全糖	物品税	例示
2009	フルーツジュース、野菜ジュース	12 グラム超/100ml		オレンジジュース、ライムジュース
2202	a) 炭酸飲料、乳飲料以外のアルコール飲料	5 グラム/100ml		コーラ飲料、アイソトニック飲料、炭酸飲料
2202	b) 乳飲料	7グラム超/100ml		チョコレート風味の乳飲料

政府は 2021年1月1日、電子シガレット、ベープ、喫煙器具に対して、以下のスケジュールに従って物品税を施行した。

No.	種類	物品税	例示
3824.99.9910	ニコチンを含まない液体またはジェル状の電子式またはベープ式器具による喫煙の支度	1ミリリットル当たりRM 0.40	ベープ用液体

8543.40.0000	電子シガレットおよび類似の個人用電気蒸発式器具	10%	e-シガレット器具、ベープ用器具
9614.00.9010	喫煙用パイプ (火皿を含む)	10%	喫煙用パイプ

物品税の対象となる物品および税率の詳細については、2017年物品税令を参照。

10. 二重課税条約

二重課税条約(DTA)は、国境を越えた所得流入に関連して、各国の租税権を明確にし、二重課税をなくすために税額控除や租税免除を提供することによって、二重課税を回避しようとする二国間の協定である。

マレーシアの二重課税条約の目的は下記のとおり。

- ❖ 対内投資と対外投資双方にとって好ましい環境を創出すること。
- ❖ マレーシアの特別税制優遇措置を、資本輸出国の納税者にとって完全に有効にすること。
- ❖ 一方的な措置から得られる減税と比べて、より効果的な減税を二重課税から享受すること。
- ❖ 脱税や租税回避を防止すること。

数多くの先進国や途上国と同様に、マレーシアにとっても、他の国々との国際的な租税条約ネットワークを通して、世界との貿易や投資を促進する必要性はついて回る。加速する工業化と増加する国内への外国直接投資とにより、他の国々との租税条約の合意は、税制分野における確実性と保証を投資家に提供するうえで不可欠なものとなった。2019年1月31日現在、有効な二重課税条約は下記の通り。

国			
アルバニア	フランス	モーリシャス	スロバキア共和国
アルゼンチン*	ドイツ	モンゴル	南アフリカ
オーストラリア	香港	モロッコ	スペイン
オーストリア	ハンガリー	ミャンマー	スリランカ
バーレーン	インド	ナミビア	スーダン
バングラデシュ	インドネシア	オランダ	スウェーデン
ベルギー	イラン	ニュージーランド	スイス
ボスニアヘルツェゴビナ	アイルランド	ノルウェー	シリア
ブルネイ	イタリア	パキスタン	タイ
カンボジア	日本	パプアニューギニア	トルコ
カナダ	ヨルダン	フィリピン	トルクメニスタン
中国	カザフスタン	ポーランド	アラブ首長国連邦
チリ	韓国	カタール	英国
クロアチア	クウェート	ルーマニア	米国*
チェコ共和国	キルギス共和国	ロシア	ウズベキスタン
デンマーク	ラオス	サンマリノ	ベトナム
エジプト	レバノン	サウジアラビア	ベネズエラ
フィジー	ルクセンブルク	セーシェル	ジンバブエ
フィンランド	マルタ	シンガポール	

* 制限付き協定

台湾[マレーシア台北経済文化事務所(TECO)が代表]に関しては、下記の租税免除施行令によって二重課税免除が認められる。

- P.U.(A) 201 (1998)
- P.U.(A) 202 (1998)

マレーシアの税制の詳細情報については、www.hasil.gov.my をご覧いただくか、下記に電子メールでお問い合わせいただきたい。lhdn_int@hasil.gov.my

第IV章 マレーシアへの入国と就労

1. マレーシアへの入国要件

1.1 パスポートまたは旅行証明書
1.2 ビザの要件
1.3 必要なパス
1.3.1 訪問パス(社交)短期
1.3.2 訪問パス(社交)長期
1.3.3 訪問パス(一時就労)
1.3.4 雇用パス
1.3.5 専門業務用訪問パス(PVP)
1.3.6 扶養家族パス
1.3.7 学生パス

2. 外国人駐在員の雇用

2.1 外国人駐在員ポストの種類
2.1.1 キー・ポスト
2.1.2 タイム・ポスト
2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン

3. 外国人ポストの申請

3.1 MyFutureJobs
3.2 Seksyen 60(K), Akta Kerja 1955
3.3 ESD登録番号
3.4 申請手続き

4. 外国人労働者の雇用

第 IV 章

マレーシアへの入国と就労

マレーシアは国外からの出張旅行者と駐在員を歓迎する。彼らはマレーシア経済に大きく貢献し、多文化から成る国の構成を豊かにするから。特定の需要や事情に応じて、短期滞在に対しても、長期就労に対しても、多様なビザとトラベルパスを申請することができる。マレーシアにおける駐在員のコミュニティは、多様でインクルーシブなマレーシア社会に活気を添えるものである。

1. マレーシアへの入国要件

1.1 パスポートまたは旅行証明書

マレーシアを訪れるすべての人は、有効なパスポートか、マレーシア訪問のために作成され国際的に認知された旅行証明書を所持していなければならない。これらの証明書は、マレーシア入国時から 3か月以上の残存有効期限があるものでなければならない。

マレーシアが承認していないパスポートを所持している人は、パスポートに代わる文書とマレーシア在外公館により発行されるビザを申請しなければならない。ビザの申請は、最寄りのマレーシア在外公館で行うことができる。

1.2 ビザの要件

ビザとは、外国人のパスポートまたは承認された旅行証明書に、その所持者がマレーシア入国を申請し、許可を得たことを示す証明書である。

マレーシア入国の際ビザが必要な外国人は、入国前にマレーシアの在外公館にて事前にビザを申請し、取得しなければならない。

以下の各国の国民は、マレーシア入国のためにビザを取得する必要がある。

アフガニスタン*	・インド
アンゴラ	・コートジボアール
バングラデシュ	・コソボ
ブータン	・リベリア
ブルキナファソ	・マリ
ブルンジ	・モザンビーク
カメルーン	・ミャンマー
中央アフリカ共和国	・ネパール
中国	・ナイジェリア
コロンビア	・ニジェール
コンゴ民主共和国	・パキスタン
コンゴ共和国	・ルワンダ
コートジボアール	・セルビア共和国
ジブチ	・モンテネグロ共和国
赤道ギニア	・スリランカ
エリトリア	・国際連合（通行証明書の所持者）
エチオピア	・西サハラ
ガーナ共和国	
ギニアビサウ共和国	
香港（身元証明書）	

イスラエルおよび北朝鮮の国民は、マレーシア内務省から事前の許可を得なければならない。

上記以外の国（イスラエル及び北朝鮮を除く）からの国民は、社交またはビジネス目的の滞在のみ、ビザを持たずにマレーシアに入国できる。

注:
* ビザには、身元保証、つまりマレーシア入国管理局による認可が必要。

1.3 必要なパス

社交用または商用目的での入国申請以外の場合、訪問パスへの申請を、マレーシア到着前に行わなければならない。

パスは、認可された期間中の滞在許可をパスポートにおいて証明するものである。マレーシアを訪問する外国人は、マレーシア入国の際にマレーシアでの一時的な滞在を認めるパスを取得しなければならない。

こうした申請にはすべて、マレーシア国内で保証人を立てなければならない。保証人は、必要な場合、その外国人の

扶養やマレーシアから本国への送還に関して責任を負うことに同意する。

外国人訪問者に対して、マレーシア到着時に発給されるパスは下記の通り。

1.3.1 訪問パス(社交)短期

訪問パスは、下記のような社交用や商用の目的で訪問する外国人に発給される。

- Owners 会社の会合、会議またはセミナーに出席するか、会社会計に立ち会う、もしくは会社経営を円滑に行うためにマレーシアに入国する会社の所有者や代表者。
- 事業や投資の機会を探るため、または製造工場設立のために入国する投資家や企業家。
- 直接販売や流通に従事するためでなく、マレーシアで製造する予定の商品を紹介するために入国する外国企業の代表者。
- 不動産に関連した交渉、販売、リースのために入国する不動産所有者。
- マレーシアにおけるイベント等の取材のために入国するマスメディアの外国人ジャーナリストまたはレポーター(事前にマレーシア内務省の許可が必要)。
- スポーツ・イベントの参加者。
- 国内の大学で試験を受ける、または親善使節団に参加する学生。
- 入国管理局の長官によって認可された、上記以外の活動のため入国する訪問者。

これらのパスで就労したり、新規機械の設置や工場建設の監督をしたりすることはできない。

1.3.2 訪問パス(社交)長期

外国人がマレーシアに一時的に滞在する場合、特定のカテゴリーで長期滞在許可証が発行されることがある;

例えば、マレーシア人の配偶者や子供などが対象。延長は、訪問者の資格に基づき、一定の条件を満たした場合に与えられる。

マレーシア人と結婚し、長期社交訪問パスを保持する外国人配偶者は、社交訪問パスを雇用パスや訪問パス(一時雇用)に変更することなく、任意の形態の雇用、事業、専門的職業に従事することが認められる。ただしその際、マレーシア移民局の許可が必要で、認可により初めて就労許可が下りる。

1.3.3 訪問パス(一時就労)

これは、1年単位で12ヶ月以上雇用されるために入国する外国人に発行される。

1.3.4 雇用パス

このパスは、最低2年間、就労のためマレーシアに入国する外国人に発給される。雇用パスは、申請者が関連認定機関から外国人駐在員ポストの認可を取得した後、発給される。

1.3.5 専門業務用訪問パス(PVP)

代理店との短期契約に基づき入国する外国人に発給される。

専門業務用訪問パス (PVP) は、マレーシアにおいて短期間、特別の(専門的な)仕事を行いたい外国人駐在員に支給される。給与は海外の雇用主が支払う。PVPはまた、マレーシアで実務訓練を受けることを希望する学生または海外の労働者に支給される。

パスの認可期間は最長12か月まで。

対象となる外国人の就労分野は以下の通り。

専門家	・専門技能の移転 ・研究 ・職業訓練など esd.imi.gov.my
アーティスト	・撮影や上演のために入国する者。アルバムや新製品のプロモーションのために入国する者など epuspal.kkd.gov.my/
宣教師(イスラム教、またはその他の宗教)	・宗教的目的で入国する者 プトラジャヤ移民局ビザ、パス、許可証部門

パスの有効期間はさまざまだが、いずれも1回につき最長12か月である。

申請は、関係代理店が提出する。

1.3.6 扶養家族パス

駐在員の家族に支給される。扶養家族パスは、雇用パス所有者の配偶者、18歳未満の子ども(実子、継子、法的養子)に対して発給される。

社交訪問パス(長期)は、雇用パス所有者の18歳超の子ども(実子、継子、法的養子)、両親、義理の両親、内縁の配偶者に対して支給される。

このパスは、雇用パスの申請と同時か、雇用パス発行後に申請することができる。

訪問パス(一時就労)は、外国製の雇用パス所持者に支給される。

1.3.7 学生パス

学生パスは、マレーシア高等教育省／教育省の認可を受け、マレーシア内務省が外国人留学生の受け入れを許可

した教育機関の講座を履修するため、マレーシア国内で就学することを希望する外国人に発給される。

詳細については以下を参照。
https://educationmalaysia.gov.my/

2. 外国人駐在員の雇用

マレーシア政府は、最終的にはマレーシア人があらゆるレベルの職において訓練を受け、雇用されることを望んでいる。従って、企業がより多くのマレーシア人を訓練し、組織内のすべてのレベルにおける雇用パターンが、マレーシアの複合民族的構成を反映することが奨励されている。

しかしながら、熟練したマレーシア人が不足している分野においては、企業は「キー・ポスト」や「ターム・ポスト」といった外国人駐在員を配属することが認められている。キー・ポストとは、恒久的に外国人を配属するポストで、ターム・ポストとは、定められた期間中に配属する役職である。

2.1 外国人駐在員ポストの種類

駐在員とは、下記の職責を実行する資格がある外国人である。

2.1.1 キー・ポスト

マレーシアで操業する外国資本の非公開会社における上級管理職ポストである。キー・ポストは、企業にとって利益や投資を保護するために必須なポストである。外国人駐在員は、目標や目的達成のための企業方針の決定に対して責任を負う。

2.1.2 ターム・ポスト

a. エグゼクティブ・ポスト

中間管理職や中級専門職のポストである。このポストは、該当する職務に関連した専門的資格、実務経験、技能、専門知識を必要とする。外国人駐在員は、会社の方針の実行や従業員の指揮に対する責任を負う。

b. ノンエグゼクティブ・ポスト

特定の専門技術または実践的技能と経験を必要とする技術系職務を果たすためのポスト。

2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン

2023年6月15日より、シングル・ウィンドウ・プラットフォームによる海外駐在員の雇用には2つの段階がある（3.4申請手続き参照）：

- AMIDAの駐在員ポストへの申請と、基準を満たすことを条件とした申請者のビジネスプランの要件に基づく雇用パスサポート・レター。
- MIDAサポートレターを受け取った企業は、esd.imi.gov.myのESDオンラインシステムにログインし、雇用許可証の承認および雇用許可証の裏書を得るために移民局への雇用許可証申請を開始しなければならない。esd.imi.gov.my.

a. 製造業、研究開発、医療機器試験研究所を運営し、マレーシア投資開発庁(MIDA)が管轄する税制優遇措置を申請する 企業。

製造業または研究開発、および医療機器試験研究所を運営し、マレーシア投資開発庁(MIDA)が管轄する免税措置を申請する会社は、下記の最低払込資本金を条件に、駐在員ポストの検討対象となる資格がある。

- 100%マレーシア資本の会社：250,000リンギット
- 外国資本とマレーシア資本の共同所有：350,000リンギット
- 100%外国資本の会社：500,000リンギット

キー・ポストの認可は、マレーシアで設立された会社で、外国からの払込資本金が100万リンギット以上であることが条件となっている。ただし、キー・ポストの数と外国からの払込資本金を直接関係づけてはならない。

ターム・ポストの認可には、下記の条件が課される。

- 最低基本給が5,000リンギット以上。
- 学歴と経験の最低条件

学術資格要件:-

製造業企業: -

- 学士号と関連分野での3年以上の経験。
- ディプロマと関連分野での5年以上の経験。
- 関連分野で10年以上の経験を有する技術資格、または企業が提示する学歴・経験のいずれか高い方。

請負研究開発会社、研究開発会社、社内研究開発会社:-

- 学士号と関連分野での3年以上の経験。
- ディプロマと関連分野での5年以上の経験、または企業が提案した学歴／経験のどちらか高い方。

駐在員ポストの数は、各事例の利点に応じて考慮される。ただし、外国資本が100%または過半数を占める請負研究開発会社、研究開発会社、社内研究開発会社の場合は、研究開発職員の50%までとすることが条件となる。つまり外国人駐在員1人に対して、マレーシア人の研究開発職員1人という割合になる。ターム・ポストの期間は、最高5年まで考慮することができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

b. 経営統括本部（OHQ）、地域開発会社（RDC）と国際調達センター（IPC）、プリンシパル・ハブ

経営統括本部（OHQ）、地域開発会社（RDC）、国際調達センター（IPC）、プリンシパル・ハブの駐在員ポストへの申

請は、下記の基準に基づき考慮される。

- 経営統括本部（OHQ）、地域開発会社（RDC）、国際調達センター（IPC）の場合、払込資本金が500,000リンギット以上。
- プリンシパル・ハブの場合、払込資本金が250万リンギット以上。

駐在員ポストの数は、会社の要件に基づき考慮され、ターム・ポストの期間は最高5年である。

経営統括本部（OHQ）、地域開発会社（RDC）、国際調達センター（IPC）、プリンシパル・ハブの駐在員ポストへの認可には、下記が条件とされる。

- 駐在員ポストの最低基本給は5,000リンギット以上。
- 学士号と関連分野での最低5年の経験、または会社によって提案された学歴／経験のどちらか高い方。
- マレーシア資本の経営統括本部（OHQ）、地域開発会社（RDC）、国際調達センター（IPC）については、最低払込資本金が500,000リンギット以上であることを条件に、キー・ポストが考慮される。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

c. 地域拠点（RE）/ 地域事務所（RO）

地域拠点（RE）／ 地域事務所（RO）の駐在員ポスト(ターム・ポスト) への申請は、下記の条件に基づき考慮される。

- 最低運営費が年間300,000リンギット以上。
- 駐在員ポストの最低基本給は5,000リンギット以上。

認可されれば、地域拠点（RE）／ 地域事務所（RO）の申し出通りの運営費と基本給が課される。

ターム・ポストの数は、それぞれの場合の利点を元に考慮される。ターム・ポスト認可の年限は、MIDAによるRE/ROステータスの年限に準拠したものとなる。

RE/RO の海外駐在員ポストの申請は、MIDAに対して提出する。

d. 農業 –園芸および花卉園芸を含む

漁業、畜産業、農業における、（優遇措置を受けない）新規企業や既存企業の駐在員ポストへの申請は、マレーシア投資開発庁（MIDA）に提出する。

駐在員ポストの認可は、製造業に対して定められたものと同様のガイドラインと条件に則して考慮される。

3. 外国人ポストの申請

2023年6月15日より、半島マレーシアに所在する製造業、特定サービス業、認可されたステータスを持つRE/ROの新規および既存企業（拡張や多角化を伴わない企業を含む）のすべての駐在員ポストの申請は、ESDオンラインシステム（esd.imi.gov.my）からアクセス可能なXpatsゲートウェイシステムのシングルウィンドウプラットフォームを通じて、MIDAの駐在員ポストおよび雇用パス（EP）サポートレターを申請することができる。これには、製造ライセンス／インセンティブ／ステータス／助成金を有する企業、製造ライセンスが免除されている企業も含まれる。

3.1 MyFutureJobs

2021年1月1日より、駐在員を雇用しようとする雇用主は、MIDAの駐在員ポストおよびEPサポートレターの発行をシングルウィンドウプラットフォームに申請する前に、人事省管轄のMYFutureJobsポータルで最低30日間求人広告を出すことが義務付けられている。

公共部門と私的部門のどちらでも、雇用においてはマレーシア人を優先することを保証するため、人的資源省(MOHR) は2020年6月4日の閣議決定に基づく新たな取り組みを発表。それによると、MYFutureJobsポータル上で最低30日間、人員募集広告を行わなければならない。

マレーシアへの国外投資の重要性を考慮し、以下のカテゴリーに対しては、人員募集広告の例外とされる。

a. 重要な地位

月給15,000リンギット以上の (上級職(C-Suite) ・キーポスト) または外国人駐在員。

b. (RE/RO)

製造業およびサービス業の海外組織／企業の RE/RO で、企業／組織の本社のために活動を行うためにマレーシアに設立されたもの。RE/RO はいかなる商業活動にも関与しない。業務用RE/ROの場合、1965年会社法に基づく登録は必要ない。このカテゴリーで駐在員を雇用する申請には、MIDAからの承認／確認書が必要です。

c. 投資家／株主／所有者

投資家とは、投資収益を得るためにマレーシアに資金を投資する個人のことで、企業運営に直接携わる者を指す。

一方、株主は、企業の資本金の30%以上を保有し、その企業の取締役に任命されるか、および/または重要な役職に就いている者を指す。

d. 企業移転／設置／貿易協定

海外駐在員は、親会社の指示によりマレーシアの子会社または会社グループで働く。その目的は、訓練や企業間での知識／経験の共有により、従業員の需要を満たすことにある。

e. 国際組織

国際機関法（特権および免除）（法485）の適用を受ける機関は、外国籍の職員（FRS）を任命することができる。

特殊技能を要する役職に空席が生じても、自動的にMYFutureJobs への広告掲載が免除されるわけではない。特殊技能を要する役職とは、例えば特定のおよび／ま

たは他に例のない技能や、企業が定めた職務を実行する戦略的能力を指す。企業は、MYFutureJobs ポータル上の広告掲載免除を社会保証機関(SOCSO) が検討するよう申請することができる。

企業は http://bit.ly/PDKKPERKESO 経由でPDKK 書式(特殊技能を有する外国人駐在員)を完成し、同役職が特別な免除を必要とする正当な理由を、PDKK書式にて詳しく説明する必要がある。

当該の役職がSOCSOから免除に値すると認定された場合、企業はMYFutureJobs の広告掲載を免除される。役職が特殊技能を要すると認定されない場合、企業は少なくとも30日間、MYFutureJobsポータルに人員募集広告を掲載し、国内の人材を求めるために面談を実施しなければならない。特殊技能職の免除ステータス通知は電子メールで企業に送信される。

MYFutureJobsに関する照会は、SOCSOのカスタマー・サービスセンターへの電話(1-300-22-8000/03-80915300) または下記 アドレスへの電子メールにて連絡ください。 papd@perkeso.gov.mypapd@perkeso.gov.my.

3.2 Seksyen 60(K), Akta Kerja 1955

マレーシア政府はAkta Kerja 1955の改正の発効日を2023年1月1日と公布した。

同法第60条(K)の規定に基づき、外国人労働者を雇用する前にJabatan Tenaga Kerja Semenanjung Malaysia (JTKSM)から事前の承認を得る義務がある。外国人労働者とは、Akta Kerja 1955年第2条に定義される、雇用されるすべての非市民労働者(駐在員を含む)を指す。

したがって、MIDAの駐在員ポストおよびEPサポートレターをシングルウィンドウプラットフォームを通じてMIDAに申請する前に、JTKSMからAkta Kerja 1955の第60条(K)に基づく外国人労働者の雇用に関する承認書類が必須となります。JTKSMが発行するKelulusan Penggajian Pekerja Asing承認書は6ヶ月間有効であり、有効期間が満了した場合、雇用主は新たな承認書を取得しなければならない。

2023年3月1日以降、雇用主はJTKSMの「労働者派遣承認申請システム(ePPAx)」を通じて、https://www.eppax.gov.my/eppax/。雇用主はは、JTKSMから電子メールの形でデジタル決定通知を受け取る。

3.3 ESD登録番号

マレーシア移民局のデータベースに会社口座を登録(ESD Online System)https://esd.imi.gov.my/。

3.4 申請手続き

2023年6月15日より、EPの申請はXpatsゲートウェイシステムとして知られるシングルウィンドウプラットフォーム(SWP)を通じて完全に実施されることになりました。詳細については、ESDオンラインシステム(https://esd.imi.gov.my/portal/)をご参照ください。

半島マレーシアに所在する製造業、特定サービス業、駐在員事務所(RE)/地域事務所(RO)の企業は、ESDオンラインシステム(https://esd.imi.gov.my/portal/)のシングル・ウィンドウ・プラットフォームを通じて、MIDAの駐在員ポストおよびEPサポートレターを申請することができます。

サバ・サラワク州に所在する製造業および一部のサービス業の企業で、RE/ROステータスを申請する場合は、引き続きインベストマレーシア・ポータル(https://investmalaysia.mida.gov.my/)を通じて駐在員ポスト申請書を提出することができる。

ご不明な点がございましたら、InvestMalaysiaポータルまたはMIDA外国投資部、産業人材管理・駐在部までEメール(swp@mida.gov.my)にてお問い合わせください。

4. 外国人労働者の雇用

マレーシアでは、製造業、建設業、プランテーション、農業、鉱業・採石業、サービス業、家事使用人の分野において、外国人労働者を限定的に雇用することができる。

サービス業では、外国人労働者は以下の6サブセクターでのみ雇用できる。レストラン、清掃サービス、貨物運搬、ゴルフ・クラブのキャディ(男性のみ)、卸売／小売、ホテル／リゾート・アイランド。

認可は各事例の利点に基づいてなされ、その都度定められる条件に従う。適格なマレーシア人や永住権資格者がどうしても見つからない場合のみ、外国人労働者の雇用申請が考慮される。

外国人労働者に対する年次課税は下記の通り。

認可セクター	Annual Levy	Annual Levy (Sabah/ Sarawak) RM
製造業	1,850	1,010
建設業	1,850	1,010
プランテーション	640	590
農業	640	410
鉱業・採石業	1,850	1,490
サービス業	1,850	1,490
サービス業 (アイランド・リゾート)	1,850	1,010
家事手伝い	410	410

外国人労働者の申請はすべて、内務省のワンストップ・センターに提出する。ただし、外国人家事手伝いの申請は、マレーシア入国管理局に申請する。

外国人労働者の雇用に関する詳細は、人的資本省のウェブサイトを参照www.mohr.gov.my。

マレーシアへの入国と就労に関する詳細情報は、www.imi.gov.myを参照

第V章 マレーシアの人材プールを採用する

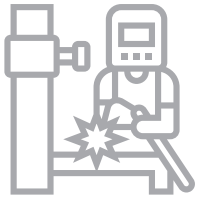

1. **人的資源の開発**
   - 1.1 工業技能訓練施設
   - 1.2 人的資源開発基金 (HRD Corp)

2. **労働費用**

3. **リクルートの手段**

4. **労働基準**
   - 4.1 1955年雇用法
   - 4.2 サバ州とサラワク州の労働法令
   - 4.3 1991年被雇用者積立基金法
   - 4.4 1969年被雇用者社会保障法
   - 4.5 1952年労働者災害補償法
     - 4.5.1 1994年職業安全保健法 (OSHA)
     - 4.5.2 1967年　工場機械法(FMA)
     - 4.5.3 石油法(安全対策)

5. **労使関係**
   - 5.1 労働組合
   - 5.2 1967年労使関係法
   - 5.3 労働組合が組織されていない企業の労使関係

第 V 章

マレーシアの人材プールを採用する

マレーシアは、勤勉で、規律正しく、教育を受けた、訓練可能な労働力を、将来の投資家に提供している。労働市場に参入するマレーシアの若者は、少くとも11年間の、つまり中等学校レベルの学校教育を修了しているので、新しい技術を訓練することは容易である。さらに、27%の労働力は高等教育を受けている。

製造業における技術的訓練を受けた労働力への高まる需要に対応するため、マレーシア政府は、エンジニア、技能労働者、熟練労働者を増員する政策をとっている。技術職業教育訓練(TVET)に力を入れており、供給される卒業生が産業界の必要条件に合うよう、産業界と技術職業教育訓練(TVET)提供者が協力できるプラットフォームが提供されている。

さらにマレーシアは、労使関係が良好で調和がとれた、自由で競争力のある労働市場を有する。政府は、労働市場の要求に対応するため、労働関係の法制度を継続的に見直している。安定した労使関係を確保するため、スキルアップや技能再教育のプログラムが利用可能である。

工業先進国と比べて、マレーシアの労働コストは、生産性が高いにもかかわらず相対的に低いといえる。生産性に応じた賃金制度、自動化、技能訓練を含む、生産性向上のための、多くのプログラムや促進活動がある。

Jabatan Tenaga Manusia (JTM)は、マレーシアの製造業のニーズに応えるため、雇用前研修プログラム(マレーシア技能証書(SKM)、マレーシア技能証書(DKM)、マレーシア上級技能証書(DLKM))を提供、実施している。

短期コースは、以下の6つの実施モデルを通じて、既存の従業員にも実施されている、i) モジュラー方式、ii) カスタマイズ方式、iii) プロフェッショナル認定、iv) ナショナル・デュアル・トレーニング・システム(NDTS)、v) プレイス・アンド・トレーニング、vi) 事前経験学習認定(RPEL)。

1. 人的資源の開発

現在、人的資源省の人材局は、23か所の工業訓練所(ITI)、8か所の高等技術研修センター(ADTEC)、日本マレーシア技術学院(JMTI)の合計32か所の技能訓練機関を運営している。工業訓練所(ITI)では、入社前または新入社員に対する基礎、中級、上級レベルの産業技術訓練プログラムを提供している。プログラムは、i)輸送、ii)エレクトロニクス、iii)ICT、iv)生産、v)電気、vi)印刷、vii) エンジニアリング・サービス、viii) 土木、xi) 製造、x) 溶接の１０の分野を包含する。さらに、同省は、インストラクター・高度技能訓練センター(CIAST)の下で、既存の労働者の技能を向上させるプログラムを実施するとともに、インストラクターの訓練も行っている。

1.1 工業技能訓練施設

マレーシアでは、職業技術訓練校、工科専門学校、工業訓練研究所で、さまざまな工業分野で雇用される若者を育成している。これらの大半は政府機関が運営しているが、民間の学校も、産業で必要とされる熟練労働者を育成することで、政府の取り組みを補足している。

人的資源省人材局の他に、職業訓練を実施している政府機関は以下の通り。

- 教育省は、技術職業訓練コースを提供する職業訓練校85校を運営している。技術訓練校の卒業生は、新入社員として就職するか、他の省の管轄下にあるディプロマ・レベルの工科専門学校や、修了証書レベルのコミュニティー・カレッジ、またはその他の職業訓練施設において、高等教育を受けることができる。

- 青年スポーツ省、22か所の国立青年技能研修センターと国立高等青年技能研修センターで、基礎、中級、上級レベルの工業技能研修を提供している。また、短期コースや技能向上プログラムも実施している。

- Majlis Amanah Rakyat (マラ)と呼ばれる、地方地域開発省傘下の先住民信託評議会。マラは、基礎、中級、上級、プロフェッショナル・レベルの訓練プログラムを提供する技能訓練所を、全国各地で230か所超運営している。

産業のニーズに合った人材を育成

MIDAは、産業において即戦力となる卒業生を育成すべく、国内の学界、技術・職業訓練機関、地域産業の指導者たちとの間にパートナーシップを築き上げている。これは、新たなインダストリー4.0環境のニーズを満たすため、適正な業界における知識と技能を身に着けた才能を即戦力として提供できるようにするためである。

人材パイプラインの取り組みの一環として、MIDA はいくつかの取り組みを開始した。

- 基金付き研修プログラム

業界のための人材準備に関連して、MIDAはマレーシアの労働力のスキルギャップを減らし、新たなスキルを身につけ、雇用可能性を向上させる機会を提供することを目的に、訓練プロバイダーと協力して資金提供訓練プログラムを実施した。

失業中のマレーシア人、卒業生、再就職した労働者に新しい技能を習得し、雇用可能性を向上させる機会を提供する。訓練プロバイダーと提携することで、MIDAは彼らの専門知識を活用し、産業界のニーズに沿った適切な訓練プログラムを設計・提供することができる。

- タレント・ファシリテーション特別タスクフォース(STF-TF)

最近、MIDAのタレント・ファシリテーションを強化する

ため、「タレント・ファシリテーション特別タスクフォース（STF-TF）」と呼ばれる専門タスクフォースが設立された。このタスクフォースは、教育省（MOE）、高等教育省（MOHE）、青少年スポーツ省（Ministry of Youth and Sports）、Jabatan Tenaga Manusia（JTM）、Majlis Amanah Rakyat（MARA）、社会保障機構（SOCSO）、公務員局（JPA）、人材公社（Talentcorp）、技能開発省（Department of Skills Development）、マレーシアデジタル経済公社（MDEC）、およびさまざまな大学や技術機関の代表など、17のステークホルダーを積極的に関与させることにより、人材の需要と供給のギャップを縮めることを目的とした単一のプラットフォームとして機能する。

タスクフォースの重要な目的のひとつは、業界が必要とする短期的・長期的な人材要件に対応し、業界の運営と成長を効率的にサポートすることである。また、このタスクフォースは、アカデミック・コースとテクニカル・コースの両方のカリキュラムの組み込みにおいて、アカデミアを支援するプラットフォームとしても機能した。カリキュラムを業界のニーズに合わせることで、学術界は業界の要求に直接対応する知識と技能を備えた卒業生を輩出することができる。このような協力的な取り組みは、学術界と産業界のギャップを埋めるのに役立つ。卒業生と就職先とのより良いマッチングも促進する。

❖ 産学連携

MIDAは、産業界が必要とする重要なスキルを開発し、産業界と高等教育機関の情報交換を促進するために、産業界と学術界を結びつける重要な役割を担っている。このことを踏まえ、MIDAは産業界に地元の人材を育成するため、各関係者を粘り強く働きかけている。

❖ インターンシップ促進プログラム

人材間のギャップを埋めるためのMIDAとアカデミアのもう一つの戦略的イニシアティブは、ドアツードアの人材インターンシップ促進プログラムである。このイニシアチブを通じて、MIDAはインターンシップに適した人材を見つけるために産業界と協力した。このイニシアティブは、インターン生に実地での経験と経験を提供し、インターン生が実社会で知識を活用し、選択した業界について実践的な見識を得ることを可能にしている。

❖ グローバル・タレント・アウトリーチ・プログラム

MIDAは、海外のマレーシア人学生に産業界のニーズに応える活動を行うことは、国内の人材に働きかけることと同様に重要であると認識し、関連省庁との協力のもと、タレント・アウトリーチ・プログラムを開催した。このプログラムは、海外にいるマレーシア人留学生に、自国の業界の状況や仕事の見通しについて見識を深める場を提供するものである。このプログラムは、マレーシアの学生たちに潜在的なキャリアの機会を提供するだけでなく、マレーシアに戻ってからの将来やキャリアの道筋を計画することを可能にする。

❖ 対面円滑化プログラム

MIDAはまた、要望に応じて、企業が人材ニーズを満たすことができるよう、1対1のファシリテーションも提供している。MIDAは、経験豊富な求職者のためのSOCSOなど、支援と協力のための適切な利害関係者をつなぐことで支援する。

❖ その他の取組

適切なスキルや継続的な技術向上・改善を地元の人材に促すため、関係省庁や業界関係者との対話が継続的に行われている。

1.2 人的資源開発基金 (HRD Corp)

人材開発公社(HRD Corp)は、人事省傘下の機関であるPembangunan Sumber Manusia Berhad (PSMB)によって運営されている。1993年にMajlis Pembangunan Sumber Manusia (MPSM)として設立されて以来、大きく発展してきた。HRDコーポレーションは、マレーシアの主要産業、特に中小企業への研修とスキルアップの介入において重要な役割を果たしている。

Pembangunan Sumber Manusia Berhad Act 2001 (PSMB Act 2001)によって管理されるHRD Corpは、有能な現地労働力を育成し、マレーシアの高所得経済へのビジョンに貢献することを義務付けられている。2021年4月、HRDFはHRD Corpに改称され、その目的を国家の経済および人的資本の願望により合致させることになった。

HRDコーポレーションは、2001年PSMB法の対象となる雇用主に対し、現地の従業員、実習生、研修生の再教育とスキルアップを奨励することに引き続き尽力する。この取り組みは、急速に進化するグローバルビジネスの状況を反映し、各企業の願望を満たすものである。

2001年PSMB法の拡大（2021年3月1日より施行）

PSMB法2001の拡張は、マレーシア政府の第11次マレーシア計画（11MP）の戦略的推進事項5「重点分野C：技能向上のための生涯学習の強化」において義務付けられていた。これは、全産業へのHRDコープへのアクセス拡大を伴うものである。

11MPは、国の将来の経済を推進する質の高い人的資本を特定し、労働人口の35%を熟練労働者で構成することを目標としている。

この拡大により、HRD Corpのもとで研修を受けることができる従業員の数は、2020年の現在の250万人から、2021年3月には610万人に増加する見込みである。

この拡大は、マレーシアの人的資本の全体的な発展に向けた重要な一歩であり、同省が陣頭指揮を執ることで、企業のニーズに対応できる熟練した現地労働者の数を増やすことができる。

義務的カテゴリー (1% の税)		
雇用主の階級	a. 10人以上のマレーシア人従業員を雇用する会社	
任意カテゴリー (0.5% の税)		
雇用主の階級	a. マレーシア人従業員5～9名を雇用する、別表第1(2)欄の業種の雇用主。	b. マレーシア人従業員が5人以上50万人未満の非政府組織の雇用主で以下に関する活動を行う者 ・ 労働組合 ・ 宗教団体 ・ 政治団体 ・ 老人ホームを含む介護施設、障害者施設、児童養護施設、化学薬品虐待、その他福祉サービス ・ 宿泊を伴わない社会事業
対象外		
連邦政府、州政府、地方議会、法定機関		

対象セクターの全リストについては以下を参照。
www.hrdcorp.gov.my.

2. 労働費用

従業員の給与とフリンジ・ベネフィットは、業種、勤務地、雇用規模によって異なる。

MEFの2022年役員・非役員給与調査によると、2023年の役員給与の平均上昇率は5.28%と予測され、2022年の実際の上昇率5.01%を上回った。製造業の非エグゼクティブについては製造業の非エグゼクティブの平均昇給率は5.72%で、2022年の実際の昇給率5%を上回った。

ボーナスの支給に関しては、製造業のエグゼクティブは2023年のボーナスが高く、2022年の平均2.16ヶ月に対し2.27ヶ月となる。製造部門の非役員賞与は平均2.17ヶ月で、2022年の1.83ヶ月より多い。

企業が提供する一般的な休暇の種類には、年次休暇、祝祭日、病気休暇、入院休暇、出産休暇、同情休暇などがある。2023年1月1日より施行される1955年雇用法(改正)2022年改正では、重要な改正点がある、2023年1月1日から施行される1955年雇用法改正2022では、全従業員への適用拡大、産前産後休暇の98日への増加、連続日数の出産休暇の導入、労働時間の週45時間への短縮、フレキシブル・ワーク・アレンジメントの導入、強制労働防止に関する規定が重要な改正点となっている。一部の企業では、従業員に制服、交通費、報奨金、交替手当、医療保険、団体傷害保険などの付加給付を支給している。労働組合と企業間の労働協約に特に明記されていない限り、一部の企業では会社の業績と個人の成績に基づいて賞与が支給される。

2022年最低賃金令[2022年4月27日付P.U. (A) 140]が2022年5月1日に発効した。この命令により、従業員5人未満の雇用主を除く民間部門のすべての雇用主は、1,500リンギットの新しい最低賃金を遵守しなければならなくなります。この命令は従業員5人未満の雇用主については、2023年7月1日より施行される。

マレーシアの製造業における給与とフリンジベネフィットに関する詳細は、マレーシア雇用主連盟(MEF)www.mef.org.my。

3. 採用に関する支援

雇用者と求職者は、登録された民間の職業紹介所に加え、MYFutureJobs portalに無料で登録できる。(https://www.myfuturejobs.gov my/) 同ポータルでは、全国規模で適切な求職者と提供可能な職種をオンラインで検索することができる。

MYFutureJobsポータルは、雇用保険制度法の開始を受けて2019年に設立された。受益者向けサービスから始まったこのポータルは、障害者、オラン・アスリ、オラン・ディパロルといった少数民族グループを含む、学卒者から専門職までのすべてのカテゴリーの求職者を管理する雇用サービス機能を担うという、人的資源省から与えられた権限により、その範囲を拡大した。

MYFutureJobsは、60年以上にわたる雇用のベストプラクティスの検証研究を持つ人工知能を搭載したポータルであり、資格、スキル、コンピテンシー経験、給与、その他の双方向のマッチングパラメータに基づいて職種をマッチングする。このポータルはまた、職業紹介の結果や国家雇用委員会、国会、DOSM、Bank Negaraなどの最高レベルで報告されるような適切な労働市場に関してリアルタイムの最新情報を作成することができる。

MYFutureJobsのユニークな機能とは別に、同ポータルは全国54の支店と292のサテライトセンターにおいて、官民の数多くの共同パートナーシップを通じて、社会的に弱い立場の求職者のためのケースマネージメント、人材紹介サービス、雇用可能性プログラム、人材関連プログラム、再スキルアップ/スキル向上プログラム、起業家精神、インフォーマル関連プログラムなど、様々なサービスを提供している。MYFutureJobsが提供する全てのサービスは、求職者と雇用者の双方にとって無料である。

❖ リクルートサービス

リクルートサービスは、雇用主の採用ニーズを促進し、支援するために提供されます。このサービスには、ポータルサイトに掲載された求人情報に基づいて、求人企業と候補者を結びつけることも含まれます。PERKESOのリクルート・サービスチームは、全支店とサテライト・センターで定期的に開催されるPERKESOの日替わり、週替わり、またはテーマ別のプログラムでの面接を企画することにより、候補者を探し、スクリーニングし、候補者を絞り込んでから雇用主に紹介します。

❖ キャリアフェア

PERKESOでは、人材紹介サービスだけでなく、中・大規模のキャリアフェアも開催しています。このようなキャリアフェアでは、インターンや実習生を含む求職者が採用担当者と面談し、面接を受けたり、企業に関する詳しい情報を得たりすることができます。

❖ MYFutureJobs サテライトセンター

MYFutureJobsサテライトセンターは、特に農村部での雇用機会を促進するためにPERKESOによって設立された。現在までに、農村開発省（KPLB）、通信マルチメディア省（SKMM）、地方自治体、高等教育機関、産業センターと協力して、全国に292のサテライトセンターが設置されている。

地方開発省（KPLB）、通信・マルチメディア省（SKMM）、地方自治体、高等教育機関、産業センターと協力している。センターは、プロファイリング、キャリア・カウンセリング、国内労働市場の雇用可能性活動など、さまざまな雇用サービスを提供する物理的なワンストップ・センターとして機能している。

❖ 教育・雇用プログラム

教育・雇用プログラムは、求職者の社会人への移行において、並行して行われるプログラムです。これらのプログラムでは、PERKESOが主催する様々な取り組みを求職者や雇用主に紹介するだけでなく、定期的に様々なトピックに関する継続的な教育が行われ、未就職やミスマッチ、産業分野や雇用に関する課題など、雇用市場に関するより良い見識を提供します。

雇用不足、ミスマッチ、即戦力、工業科目などの分野を含む、雇用市場に関するより良い見識を提供するための様々なトピックに関する継続的な教育も定期的に行っています。

また、参加する求職者の雇用可能性を高めながら、特定のトピックに対する理解を深めるために、様々なトピックに関する継続的な教育も行っている。これらのプログラムは、大学や教育機関の校内で、あるいはバーチャルに開催される。

教育プログラムには、障害者が社会で活躍し、生産的な一員となることを提唱しながら、雇用主が変革の担い手となれるよう訓練する障害平等訓練などの特別プログラムも含まれる。

4. 労働基準

労働局は、労使協調を維持するために、労働法の執行に対する責任を負っている。労働法は、従業員の権利と利益保護のために雇用者が守らなければならない最低限の要件を定めたものである。半島マレーシア労働省労働局長に適用除外を申請することで、事業運営に柔軟性を持たせることができる。

4.1 1955年雇用法

労働法の枠組みの主要な法律である1955年雇用法は、給与に関係なく半島マレーシアとラブアン連邦準州の全従業員に適用される。雇用主は雇用契約を作成することができるが、これらの契約が法律に規定された最低福利厚生に反したり、それを下回ったりしない限り、雇用主は雇用契約を作成することができる。従業員は、賃金、残業代請求、解雇手当、出産手当等の福利厚生に関して雇用主と従業員の間で争いがある場合、労働裁判所を通じて金銭的請求を行う権利を有する。

1955年雇用法に基づく雇用者の義務の一部は下記の通り。

❖ 2023年1月1日より施行される1955年雇用法の改正により、雇用主は駐在員を含む外国人労働者を適用する前に、法265条60K項の要件に従い、JTKSMの事前承認を得ることが義務付けられる。第60K条に違反した雇用主は犯罪を犯し、有罪判決を受けた場合、10万リンギット以下の罰金もしくは5年以下の懲役、またはその両方が科される。

❖ 従業員の個人的な明細、賃金の支払い、控除などに関連する労働記録を保管する こと。

❖ すべての従業員に、労働契約の解除などを含む雇用条件を明記した労働契約書を手交しなければならない。

❖ 正規の勤務時間とその他労働時間に関する規定。

❖ 年次有給休暇、病気休暇、入院休暇、祝祭日の権利、および超過勤務や時間外労働に対する手当。

❖ 夜間勤務や出産給付金などに関する、女性従業員に対する特別規定。

❖ 職場でのセクシャル・ハラスメント行為に関する特別規定。

4.2 サバ州とサラワク州の労働法令

労働法令（サバ67）と労働法令（サラワク76）は、それぞれの州における労働法の運用を規定している。サバ州労働法令とサラワク州労働法令は、1995年雇用法の規定と相似している。ただ、なかには異なるため留意すべき条項もある。

それらの条項は、下記の通り。

対象範囲

サバ・サラワク両労働条例は、雇用主と雇用契約を結び、月2,500リンギ以下の賃金を受け取る者を対象としている。その上、これら2つの条例は、肉体労働に従事する者、輸送または商業目的の機械式推進車両の運転・保守に従事する者、監督者として従事する者（受け取る賃金に関係なく）も対象としている。
または肉体労働者の監督者として従事する者、マレーシアで登録された船舶に従事する者（一定の例外を除く）、家事使用人も対象となる。

児童や青少年の雇用に関する特別条項

法令は、「児童」や「青少年」の雇用における条件を規定し

ている。「児童」とは15歳未満で、「青少年」とは15歳以上18歳未満の者を指し、半島マレーシアで適用される1966年児童・青年（雇用）法と同じ対象範囲となる。

非居住者の雇用

「非居住者」の雇用を希望する雇用者は、まず、「非居住者」雇用のライセンスを、サバ／サラワク労働局長から取得しなければならない。「非居住者」とは、1959年／1963年移民法71項で規定されているように、サバ／サラワクに属していない人と定義されている。

従業員の供給に関する情報

労働規則（SABAH CAP.67）は、非居住者を雇用する雇用主に対し、雇用後14日以内に所定の書式で最寄りの局長事務所に報告することを義務付けている。

同様に、労働規則（SARAWAK CAP.76）においても、非居住者を雇用する雇用主は、雇用後14日以内に、所長が定める様式で、雇用する非居住者の詳細を最寄りの事務所に提出することが義務付けられている。

4.3 1991年被雇用者積立基金法

2022年7月1日より適用される1991年従業員積立基金法（EPF）に基づく法定拠出金は以下の通りである：

60歳以下の場合

雇用者負担	(a) 月給が5,000リンギット（1,171米ドル）以下 従業員の月給の13%
	(b) 月給が5,000リンギット（1,171米ドル）超 従業員の月給の12%
従業員負担	従業員の月給の11%
[1991年被雇用者積立基金法の附則3（パートA）参照]	

60-75歳の場合

(i) マレーシア国民	
雇用者負担	従業員の月給の4%
従業員負担	従業員の月給の0%
[1991年被雇用者積立基金法の附則3（パートE）参照]	

(ii) 永住者	
雇用者負担	(a) 月給が5,000リンギット（1,171米ドル）以下 従業員の月給の6.5%
	(b) 月給が5,000リンギット（1,171米ドル）超 従業員の月給の6%
従業員負担	従業員の月給の5.5%
[1991年被雇用者積立基金法の附則 3（パートC）参照]	
すべての外国人労働者と外国人駐在員、およびその雇用者は、強制加入から免除されている。ただし加入を選択することもでき、その場合は以下の料率となる。	

60歳以下の場合

雇用者負担	従業員1人につき月額5.00リンギット（1.17米ドル）
従業員負担	従業員の月給の11%
[1991年被雇用者積立基金法の附則3（パートB）参照]	

60-75歳の場合

雇用者負担	従業員1人につき月額5.00リンギット（1.17米ドル）
従業員負担	従業員の月給の5.5%
[1991年被雇用者積立基金法の附則3（パートD）参照]	

4.4 社会保障組織（PERKESO）

PERKESOは、1969年の被雇用者社会保障法（法4）および1971年の被雇用者社会保障通則、2017年の自営業社会保障法（法789）、2017年の雇用保険制度法（法800）、2022年の主婦社会保障法（法838）の管理・執行を委任された。

PERKESOの社会保障の概念は、資源のプール、リスクの共有、所得の代替を通じた共同責任の概念に基づいている。

1969年被雇用者社会保障法

社会保障機関（SOCSO）は、1969年被雇用者社会保障法（法律第4号）に基づき、従業員とその家族を保護するため2種類の社会保障制度を提供している。2種類の社会保障制度は以下の通り。

a. 雇用傷害制度

雇用傷害制度は、就業によって、または就業中に生じた、仕事に関連した事故で被災した、または職業病を患った被雇用者を保護する。雇用傷害保険制度に基づき支 給される手当には、医療手当、一時障害手当、永久障害手当、看病手当、扶養手当、葬儀手当、リハビリ手当、教育手当などがある。

b. 疾病制度

疾病制度は、雇用と関連のない原因による疾病や死亡に対し、24時間補償を従業員に提供する。ただし、従業員は疾病年金の対象となる条件を満たさなければならない。疾病制度で支給される給付は、無効年金、無効助成金、常時出席手当、遺族年金、葬儀給付金、身体・職業リハビリテーション・人工透析、教育給付金である。

拠出金

適格雇用者および従業員は、同法に基づき社会保障機関（SOCSO）に拠出しなければならない。

拠出には2種類ある。

❖ 第 1 種

雇用傷害保険制度および疾病年金制度。雇用者と従業員の双方が拠出を行う。第 1 種の拠出料率は、拠出予定表に従い、雇用者は従業員の給与の1.75%、従業員は自身の月給の0.5%である。

❖ 第 2 種

第 2 種の拠出料率は、拠出予定表に従い、雇用者が従業員の月給の1.25%相当を支払う。60歳になったすべての従業員は、雇用傷害保険制度のみを対象とするこちらの分類に入れられる。

雇用者資格

1人以上の従業員を雇用する雇用者は、被雇用者社会保障法で定義されている通り、社会保障機関（SOCSO）に登録し、拠出する義務を負う。

従業員資格

民間企業で勤務契約または見習い契約に基づいて雇用されているすべての従業員、連邦／州政府および連邦／州法定機関の契約／臨時職員は、PERKESOに登録する必要がある。拠出率の上限は月給5,000リンギである。

1969年被雇用者社会保障法の対象から免除される従業員は以下の通り。

❖ 連邦および州政府の常勤職員

❖ 自営業者（自営業のタクシー運転手、Grabのような e-hailを含む同様のサービスを運営する個人、自営バス運転手を除く）

❖ 個人事業またはパートナーシップのパートナー

2017年自営業社会保障法（法律第 789 号）

2017年6月1日に自営業社会保障法2017（Act 789）が施行された。当初、この制度は、自営業のタクシー運転手や、GrabCarのようなe-hailing運転手、ステージバスや貸切バスのような自営業のバス運転手を含む同様のサービスを提供する個人に対して、自営業社会保障制度による保護を提供するものであった。この制度はその後、2020年1月1日から、商品・食品輸送、農業、畜産業、林業、漁業、食品、建設業、製造業、行商人、宿泊施設、オンラインビジネス、情報技術、データ処理、代理店、専門サービス、サポートサービス、芸術、家庭サービス、美容・医療など、さらに19の非正規部門に拡大された。この制度は、自営業の被保険者を、業務活動中の職業病や事故などの職業災害から保護するものである。自営業被保険者とその扶養家族に対し、治療、身体リハビリテーション、職業訓練に加えて現金給付が行われる。保護期間は保険料を支払った日時から12ヶ月間である。

2017 年雇用保険制度法（法律第 800 号）

雇用保険制度（EIS）は2018年1月に実施され、雇用を失った被保険者に即時の財政支援を提供する。PERKESOに申請した被保険者（IP）は、雇用サービス担当者（ESO）から再就職支援を受ける。求職活動の一環として、IPはMyFutureJobsに登録する必要があり、そこで適切な求人とマッチングされる。資格のあるIPは、失業期間中または再就職後に、EISの積極的労働市場プログラムの一環として技能訓練に参加することもできる。

雇用保険制度（EIS）の目的

❖ 失業した被保険従業員に対し、収入を即時に填補する。

❖ 再就職先紹介プログラムにより、失業者の再就職先確保を支援する。

❖ 職業訓練を通じて失業者の就職可能性を改善する。

雇用保険制度（EIS）の対象範囲

❖ A民間部門のすべての雇用者は、個々の従業員に対して月間の拠出を義務付けられる。

❖ 従業員とは、雇用契約によって、または見習い身分で、給与を対価として雇用される者をいう。雇用契約または見習い身分は明示的に表現されていても暗示的なものでもよく、口頭によるものでも書面によるものでもよい。

❖ 18歳から 60歳のすべての従業員は拠出の義務を負う。ただし57歳以上の従業員で、57歳になるまで拠出したことのない者は、拠出を免除される。

❖ 拠出料率については、基準となる月給が5,000リンギットに制限される。

雇用保険制度(EIS)の料率

- 雇用者:0.2%
- 従業員:0.2%

雇用保険制度(EIS)による給付

- 就職活動手当(JSA)
- 減額所得手当(RIA)
- 訓練費(TF)
- 訓練手当(TA)
- 早期再就職手当 (ERA)
- 再就職先紹介プログラム
- キャリアコンサルティング

2022年専業主婦社会保障法(法律838号)

専業週社会保障制度(SKSSR)は2022年12月1日に実施され、家庭を管理する主婦に家庭内の怪我や失業に対する社会保障を提供することを目的としている。

120リンギットの拠出金を、連続する12カ月間にわたって前払いしなければならない。この拠出金は、主婦のために、また主婦に代わって、夫、主婦、家族または第三者が支払うことができる。

社会保障適用範囲の拡充

- 配偶者

2018年7月1日、社会保障機関(SOCSO)は法律第4号および法律第800号の対象となる企業において、自身の配偶者とともに働く配偶者に対する社会保障適用範囲を拡充した。社会保障による保護の拡充により、法律第4号および法律第800号に基づいて、配偶者に雇用され、配偶者のために働く妻または夫は、両法に基づく社会保障の対象となる。

- 外国人労働者

PERKESOはまた、2019年1月1日より、マレーシアで働くすべての合法外国人労働者(家事使用人を除く)を対象に、法律第4条に基づく雇用傷害(EI)制度の適用範囲を拡大した。保険料率は被保険者月給の1.25%で、雇用主が負担する。EI制度は、従業員に対し、業務に起因する事故または業務上の疾病に対する保護を提供するものである。

復職プログラム

復職プログラムは、雇用上の負傷や疾病に苦しむPERKESOの被保険者を支援するための積極的なアプローチとして、2007年に導入された。このプログラムを受けた傷病労働者は、自身とその家族を経済的に支え続けることができるだけでなく、再び国の生産的労働力の一員となり、国の経済成長に貢献することができる。

PERKESOリハビリテーション・センター(PRP)

PERKESOリハビリテーション・センター(PRP)は、医療と職業リハビリテーションを統合した国際基準のリハビリテーション・センターで、PERKESOの被保険者が怪我や病気を患った場合、身体的、職業的、心理的に回復し、最終的に生産的な仕事に復帰し、社会復帰できるよう支援します。

PRPは、理学療法、作業療法、神経ロボット療法、感覚療法、作業訓練、産業リハビリテーション、義肢・装具を組み合わせた身体リハビリテーション・プログラムを提供し、被保険者が自立して仕事を再開できるようにすることを目的とした職業リハビリテーション・プログラムでは、包括的な再スキルアップ・モジュールを含む。PRPはまた、日本のサイバニクス技術を利用した先進的な神経ロボット・リハビリテーションのセンターでもある。この技術は、人間、ロボット、情報の相互作用を組み合わせ、麻痺や神経変性疾患など脊髄や脳に損傷を受けた患者を治療するものである。

健康診断プログラム(HSP)

PERKESOは2013年に健康診断プログラム(HSP)を導入し、40歳になった被保険者に健康診断バウチャーを配布している。HSPプログラムは、健康的な生活習慣を促進し、労働者の非伝染性疾患に対処する努力の一環である。

4.5 1994年職業安全保健法 (OSHA)

人的資源省傘下の職業安全保健局(DOSH)は、職業安全と健康に関する法律の管理と執行の責務を負っている。

この執行活動は、3つの法律によって規定されている:

a) OSHA 1994;
b) 工場・機械法(1967年)
c) 1984年の石油(安全対策)

* 注:現在、OSHA(改正)2022とFMA(廃止)2022は2022年3月16日に公布され、間もなく施行される。

4.5.1. OSHA 1994

OSHA1994は、以下のようなさまざまな経済部門における職業活動に起因する危険から、職場の人々やその他の人々の安全、健康、福祉を規制している:

- 製造業
- 採鉱および採石
- 建設業
- 農業、林業、漁業
- 公益事業(ガス、電気、水道、衛生サービス)
- 運輸、貯蔵、通信
- 卸売・小売業
- ホテル、レストラン

❖ 金融、保険、不動産、ビジネスサービス

❖ 公共サービスおよび法的機関

TheOSHA 1994は、個別の産業や団体に合うよう策定された自主規制制度を通して、すべてのマレーシアの雇用主と従業員に、高水準の健康で安全な職場環境を普及、促進、奨励するための法律的枠組みを規定している。

OSHA1994は、雇用主、従業員、自営業者、設計者、製造者、輸入者、および工場や物質の供給者の責任を定義している。OSHA1994に基づき、雇用主は可能な限り、雇用主のために働く人々の健康、安全、福祉を守らなければならない：

❖ 植物や物質の使用、取り扱い、保管、輸送における安全と健康を確保するための取り決め。

❖ 物質の使用、保管、輸送による健康へのリスクを最小限に抑えなければならない。

❖ 使用者は、安全な作業方法のために必要な情報、指導、訓練、監督を提供しなければならない。

❖ 安全な工場および作業システムを提供し、維持すること。

❖ 40人以上を雇用する雇用主は、職場に安全衛生委員会を設置しなければならない。委員会の主な役割は、安全衛生対策が定期的に見直されるようにすることであり、さらに安全衛生に関する事項の調査は委員会が行う。

❖ 使用者は、職場で事故、危険な出来事、職業中毒、疾病が発生した場合、または発生する可能性がある場合、最寄りのDOSH事務所に通知しなければならない。

❖ 健康に有害な化学物質を使用する工程では、化学物質の健康リスク評価、個人監視を実施する有能な人材が必要であり、産業保健医は関連する労働者の適切な医学的監視を実施する必要がある。

DOSHが執行するOSHA 1994には、下記の8つの行政規則がある。

1) 雇用者による労働安全保健についての原則の提示（例外）規則1995年

2) 重大な労働災害ハザード管理規則1996年

3) 安全保健委員会規則1996年

4) 安全保健担当官規則1997年

5) U健康に危険を及ぼす化学物質の使用基準規則2000年

6) 事故・危険の発生・職業性中毒・職業病の告知規則2004年

7) 危険化学物質の分類・表示・安全データシート規則2013年

8) 騒音曝露規則2019年

DOSHはまた、本法に基づくすべての要求事項の遵守を確実にするため、雇用主が本法の要求事項を遵守するのを支援し、助言するためのいくつかのコンピテンシーを法律に導入している。その中には以下のようなものがある：

1) 安全衛生責任者（SHO）およびOSHコーディネーター*；

2) 化学物質健康リスク評価者（CHRA）；

3) 衛生技術者 I (HT I) および衛生技術者 II (HT II) ；

4) 室内空気質評価者（IAQ）；

5) 認定ガステスター（AGT）および入室監督者（ES）；

6) 騒音リスク評価者（NRA）；

7) 産業保健医（OHD）、および

8) CIMAHコンピテントパーソン

*現在OSHA（改正）2022年

4.5.2. 1967年工場機械法（FMA）

一方、1967年工場機械法（FMA）の目的は、人の安全、健康、福祉に関する工場の管理、機械の登録と検査を規定することである。

ボイラー、非火災圧力容器、旅客用ホイスト、天井走行型ホイストなど、認証された機械はすべて、工場で使用される。ボイラー、未焼成圧力容器、乗客用ホイスト、天井走行クレーン、ゴンドラなど、認証された機械はすべて、設計要件、技術仕様、試験、検査の面で承認されなければならない。

すべての工場や一般機械は、マレーシアで設置・操業する前にDOSHに登録しなければならない。

特定の機器や工程の操作、設置、保守、解体には、有能な人材が必要である。そのため、クレーン、リフト、足場などの機械・電気（M&E）の設置には、安全な架設を確保するため、有資格者による作業が義務付けられている。

DOSHはFMA 1967に基づく14の規制を執行している：

1) 電動式旅客及び物品リフト規則（1970 年）

2) 機械柵及び安全規則（1970 年）

3) 1970年通達、適合証明、検査規則

4) 責任者規則（1970年）

5) 担当者規則（改正）（2014 年）

6) 1970年安全衛生福祉規則

7) 蒸気ボイラーおよび非燃焼圧力容器規則(1970年)

8) 能力証明書-試験規則(1970 年)

9) 管理規則(1970年)

10) 鉛規則(1984年)

11) アスベスト処理規則(1986 年)

12) 1986 年建築作業および土木建設作業(安全)規則

13) 1989年鉱物粉塵規則

14) 特別検査制度(リスクベース検査)規則(2014年)

DOSHはまた、本法律に基づくすべての機械と要件を確実に遵守するため、雇用主が本法律の要件を遵守するのを支援する、いくつかのコンピテンシーを法律に導入している。その中には以下のようなものがある:

1) 蒸気機関士

2) ボイラーマン、内燃機関(ICE)運転手

3) 現場安全監督者(SSS);

4) 足場工

5) クレーンオペレーター

6) リフト能力者

7) リフティング・マシン・コンピテント・パーソン

4.5.3. 石油(安全対策)法

石油(安全対策)法は1984年から施行されている。この法律の目的は、石油の輸送、貯蔵、利用の安全を規制することである。この法律の適用範囲は、道路、鉄道、水路、パイプラインによる石油の輸送、石油の貯蔵、取り扱いを含む。

石油の輸送に関しては、この法律に基づいて2つの規制が制定された:

1) 1985年 パイプラインによる石油輸送規制

2) 水による石油輸送規制(1985年)

すべてのサービスおよびDOSHへの対応は、myKKP (https://mykkp.dosh.gov.my/myKKP/) からオンラインで行うことができます。

5. 労使関係

5.1 労働組合

通常、雇用主と従業員の双方に、自らの利益を守るため、組合を形成し、参加する権利があるとともに、特定の組織、業界、職業、産業における条件を満たす義務がある。労働組合の組合員資格は、地理的に限定される。例えば、マレーシア半島の従業員は、すべての組合員が半島で働いている労働組合に加入し、サバ州またはサラワク州に勤務する従業員は、サバ州またはサラワク州に設立された労働組合の組合員となる。

労働組合の主な目的は、下記の通り。

- 労働者と雇用者の良好な労使関係の促進、労働条件の改善、経済的・社会的ステータスの強化、生産性の向上などを目的とした、労働者と雇用者の関係の調整。
- 労働者間の関係や雇用者間の関係の調整。
- 労使紛争時の、労働者または雇用者の代理。
- 労使紛争や関連する事項の実施または対応。
- 業界や産業におけるストライキやロックアウトの推進、組織化、資金繰り、またはストライキやロックアウト中の組合員への賃金や諸手当の提供。

労働組合の構成、機能、活動の政策とガイドラインは、通常、人的資源省労働組合関係局が担当する1959年労働組合法と1959年労働組合規則に記載されている。

5.2 1967年労使関係法

マレーシアの労使関係は、1967年労働関係法(法律第177号)の法的枠組みに従って運営されている。この法律は、マレーシア労使関係局(DIRM)によって執行され、雇用者と従業員の関係や、国内の労働組合を規制する。この法律は、特に下記の事項を概括する。

- 労働組合の承認要求と代表権の範囲に関する手続きについて概要を示した規定。
- 労働組合と雇用者との効果的な集団交渉と、それに伴う団体協約の促進に関連する規定。
- 人的資源大臣や労働裁判所に判断を委託することを含む、労働紛争の予防と解決に関連する規定。
- ピケ、ストライキ、ロックアウトなどの争議行為に関連する規定。
- 労働者の復職要求のための代表権に関連する規定。
- 労働裁判所の運営に関連する規定。
- マレーシア労使関係局(DIRM)の職員による調査権に関連する規定。

また、マレーシア労使関係局(DIRM)は、全国各地にある事務所を通して、雇用に関するあらゆる事項や質問に対するアドバイザリー・サービスも提供している。

5.3 労働組合が組織されていない企業の労使関係

労働組合が組織されていない企業では、通常、被雇用者が上司、現場監督、雇用者に対して直接改善を要求することで紛争を解決しようとする。また、被雇用者は人的資源省に苦情を申し立てることができ、これにより同省は事情調査を実施する。

第VI章 マレーシアの銀行、金融、外国為替を利用する

1. マレーシアの金融システム
1.1 中央銀行
1.2 金融機関
1.2.1 イスラム金融業界
1.2.2 開発金融機関

2. 輸出再融資-i
2.1 融資の方法
2.2 融資期間とマージン
2.3 支払い

3. マレーシアの資本市場
3.1 マレーシア証券委員会
3.2 マレーシア証券取引所 (Bursa Malaysia)

4. ラブアン金融サービス
4.1 ラブアン金融サービス庁(Labuan FSA)
4.2 ラブアンIBFCにおける事業活動
4.3 ラブアンIBFCの事業活動

5. 外国為替政策
5.1 非居住者に適用される規則
5.1.1 マレーシアへの投資
5.1.2 国内融資の利用可能性
5.1.3 支払いと受取
5.1.4 外国為替(FX)ヘッジ
5.1.5 リンギット口座と外貨口座
5.2 居住者に適用される規則
5.2.1 外貨資産への投資
5.2.2 オンショアおよびオフショアでの借入
5.2.3 支払いと受取
5.2.4 物品の輸出
5.2.5 為替ヘッジ
5.2.6 外貨口座

マレーシアの銀行、金融、外国為替を利用する

マレーシアの成熟し統合された金融システムは、国内経済のますます多様化・複雑化するニーズに対応するため、多様な金融機関から構成されており、投資家の資金調達ニーズに十分に応えることができる。金融システムには、従来型の金融システムとイスラム金融システムの両方が含まれ、両者は並行して運営されている。

1. マレーシアの金融システム

マレーシアの成熟し統合された金融システムは、国内経済のますます多様化・複雑化するニーズに対応するため、多様な金融機関から構成されており、投資家の資金調達ニーズに十分に応えることができる。金融システムには、従来型の金融システムとイスラム金融システムの両方が含まれ、両者は並行して運営されている。

1.1 中央銀行

マレーシア中央銀行（BNM）の主な目的は、マレーシア経済の持続的成長に資する金融・財政の安定を促進することである。マレーシア中央銀行法（2009 年）に定められているその主な機能は以下の通りである：

- マレーシアにおける金融政策を策定し、実施する;
- マレーシアの通貨発行;
- BNM が施行する法律の対象となる金融機関を規制・監督する;
- マネーおよび外国為替市場に対する監督を行う;
- 決済システムに対する監督を行う;
- 健全かつ先進的で包括的な金融システムを推進する;
- マレーシアの外貨準備を保有・管理する;
- マレーシアの外国為替管理体制を管理する;
- 政府のアドバイザーとして、特にマクロ経済政策に関して行動する。

1.2 金融機関

以下の表は、2022 年 12 月末現在、BNM の管轄下にある金融機関数の概要である:

	合計	マレーシア系金融機関	外資系金融機関
商業銀行	26	8	18
イスラム銀行	16	11	5
国際イスラム銀行	2	0	2
投資銀行	11	11	0
保険会社	36	10	26
タカフル運営業者(イスラム保険会社)	15	11	4
再保険会社	7	2	5
再タカフル運営業者(イスラム再保険会社)	3	0	3
開発金融機関	6	6	0

商業銀行、投資銀行、イスラム銀行からなる銀行システムは、マレーシアの経済活動を支える主要な資金動員源であり、主要な資金調達源である。金融機関は、全国に2,201以上の支店と3,839の代理店銀行のネットワークを通じて業務を行っている。マレーシアには18の外資系銀行もある。マレーシアの銀行グループ8行は、支店、駐在員事務所、子会社、資本参加、合弁事業を通じて、ASEAN諸国を含む世界19カ国に進出している。

ノンバンクの金融機関、すなわち開発金融機関、保険会社、タカフル事業者は、貯蓄を動員し、経済の金融ニーズに応える上で、銀行機関を補完している。保険会社やタカフル事業者は、全国に892の事務所と21万4,236の登録代理店のネットワークを通じて事業を展開しており、企業や個人を問わず、リスク管理やファイナンシャル・プランニングのためのソリューションを提供している。

1.2.1 イスラム金融業界

マレーシアのイスラム金融は、包括的な規制、法律、シャリア・ガバナンスの枠組み、多様な業界関係者、専門的な付帯サービス・プロバイダー、そして質の高い人材に支えられ、力強い成長を続けている。業界は、バランスの取れた経済成長のビジョンを実現することで、マレーシアの金融システム全体に貢献することを目指している、イスラム金融業界は、シャリアの原則に基づく価値ベースの金融を推進することで、バランスの取れた、進歩的で持続可能かつ包括的な経済成長のビジョンを実現し、マレーシアの金融システム全体に貢献することを目指しています。

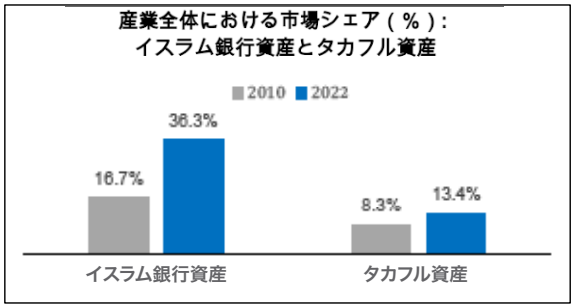

資料出所:マレーシア中央銀行

2022年末現在、イスラム銀行業界は銀行総資産の36.3%[1]（1,3161億マレーシアリンギット）を占めている。40以上の金融機関（イスラム銀行、従来型銀行や投資銀行のイスラム窓口、国際イスラム銀行など）が、競争力のある革新的な商品を幅広く提供している。
これらには、イスラム銀行、従来型銀行や投資銀行のイスラム窓口、国際イスラム銀行、開発金融機関が含まれる。

タカフル・セクターに関しては、2022年末時点で、タカフル・ファンドの総資産は保険・タカフル・セクター全体の13.4%（499億リンギ）の市場シェアを占めている。ファミリー・タカフル市場の普及率は20.1%で、タカフル・スキームが提供するベネフィットが一般に受け入れられつつあることを示している。

マレーシアにおけるイスラム金融のさらなる発展を支援するため、2013年イスラム金融サービス法（IFSA）に基づき、投資口座が導入された。

スククの住所別優秀作品 (2022)

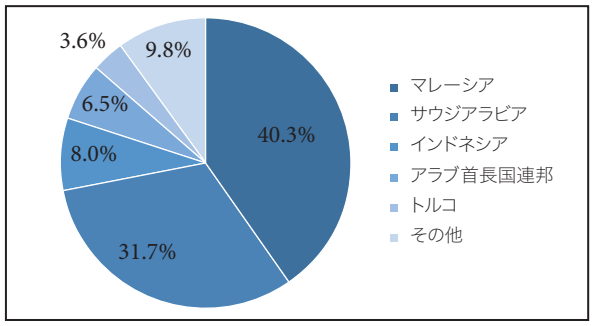

出典: MIFC推定

世界的に見ても、マレーシアはイスラム金融の世界的な主要拠点であり続けている。マレーシアは世界最大のスクーク市場の本拠地であり、2022年末時点で世界のスクーク発行残高の40.3%を占め、その額は3,029億米ドルに達する。マレーシアはまた、2022年の世界のコーポレート・スクーク発行総額の69.6%に貢献している。

[1] 開発金融機関(DFIs)を含む

イスラム・ファンド運用資産（AuM）国別
（2022年末現在）

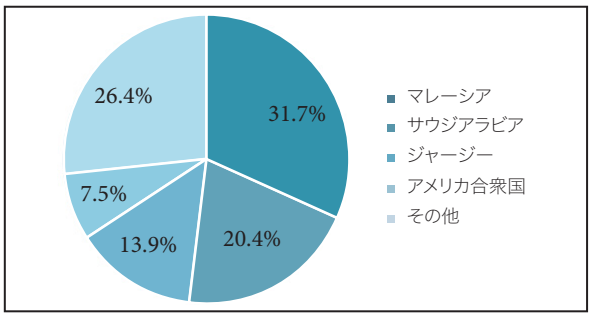

国別イスラム・ファンドの数
（2022年末現在）

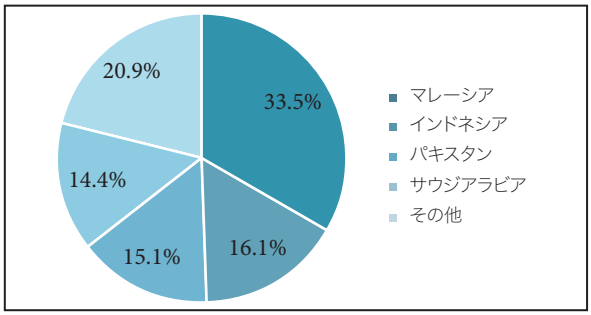

出典: MIFC推定

イスラム・ウェルス・マネジメントに関しては、マレーシアは世界市場シェアの31.7%を占め、2022年末時点の運用資産（AUM）は292億米ドルとなっている。マレーシアのファンド数は世界第1位で、世界シェアの33.5%を占めている。ファンドの登録数は378本で、世界シェアの33.5%を占めている。現在、マレーシアには24のイスラム・ファンド運用会社と33のイスラム窓口付きファンド運用会社がある。のファンド運用会社がある。

1.2.2 開発金融機関

マレーシアの開発金融機関（DFI）は、国の社会経済開発目標全体にとって戦略的に重要であると考えられる主要セクターを開発・促進することを特定の任務として、政府によって設立された専門金融機関である。これらの戦略的セクターには、農業、中小企業、インフラ、海運、輸出志向セクター、資本集約型産業、ハイテク産業などが含まれる。

専門機関であるDFIは、対象となる戦略的セクターの具体的なニーズに合わせて、様々な専門的な金融商品やサービスを提供している。また、DFIは、特定セクターの育成と発展のために、コンサルティングやアドバイザリーサービスといった形で付随的なサービスも提供している。したがって、DFIは銀行機関を補完し、長期的な経済発展を目的として、特定された戦略的分野への金融商品・サービスの供給におけるギャップを埋める戦略的導管として機能する。

2002年、持続可能な慣行と必要な規制・監督の枠組みを通じてDFIの財務および運営の健全性を促進し、DFIが慎重かつ効率的、効果的な方法で本来の役割を果たせるようにするため、2002年開発金融機関法（DFIA）が制定された。DFIAの制定に伴い、BNMはDFIsの中央規制・監督機関に指定された。

DFIAには6つのDFIが規定されている:

- 中小企業開発銀行マレーシア製造業、サービス業、建設業に携わる中小企業に融資とアドバイザリーサービスを提供している;
- ペムバングナン・マレーシア銀行インフラ・プロジェクト、海運、資本集約型、ハイテク産業、その他国家開発政策に沿ったセクターに中長期の融資を行う;
- ケルジャサマ・ラクヤト・マレーシア銀行 貯蓄を奨励し、会員と非会員の両方に金融サービスを提供する協同組合銀行;
- マレーシア輸出入銀行またはEXIM Bank物品の輸出入、海外プロジェクトを支えるための信用供与、ならびに輸出信用保険と保証サービスの提供;
- シンパナン・ナシオナル銀行リテール・バンキングと個人向け金融、特に小口貯蓄者向け金融に重点を置き、小口融資とエージェント・バンキング・サービスの提供を通じて金融包摂政策を支援している;
- ペルタニアン・マレーシア銀行(アグロバンク)は、貯蓄預金の受け入れ、農業部門と地域社会の発展を支援するための融資とアドバイザリーサービスを提供している。

DFIのさらなる強化に向けた継続的な努力の中で、DFIAは、厳しい事業環境の中、戦略的経済セクターを支援するDFIの仲介的役割をさらに強化するために改正された。この改正は、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化、業務効率の向上、およびDFIsの能力と能力の向上に重点を置いたものである。

DFIAの改正は、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化、業務効率の向上、およびDFIがその任務をより効果的に遂行するための能力と能力の向上に焦点を当てた。DFIAの改正は2015年7月に国会で可決され、2016年1月31日に発効した。

2. 輸出信用リファイナンス-i

輸出信用リファイナンス(ECR)は、直接または間接の輸出業者に対し、シャリアに準拠した従来型の短期出荷前・出荷後融資を、リンギットまたは米ドルで提供する。マレーシアで設立され、直接または間接的に輸出や国際貿易に携わる製造業者や商社が利用できる。参加金融機関(ECR Banks)との間で ECR クレジットラインを正式に設定した企業は、以下の種類の融資を受ける資格がある:-

- 出荷前ECR

出荷前 ECR 融資は、マレーシア製品の輸出出荷前の購入・輸入を促進し、輸出志向産業における輸出業者と現地サプライヤーとの後方連携を促進するために、EXIM 銀行が融資を行うものです。

- 出荷後ECR

出荷後 ECR は、輸出業者が出荷後に輸出や貿易のための資金を調達するための融資です。

2.1融資方法

出荷前 ECR 制度では、以下の 2 つの方法がある。
直接・間接輸出業者への2つの融資方法: -

a. 受注ベース方式:

直接輸出者の場合、出荷前 ECR 融資は輸出注文の証拠に対する前払いであり、間接輸出者の場 合、輸出者のために発行された ECR-i 国内信用状(DLC)、ECR 国内発注書(DPO)、または現地発注書(LPO)に対する前払いである。

b. 履行証明書(CP)方式:

直接輸出業者、間接輸出業者ともに、EXIM 銀行が発行する CP を担保に船積み前融資を行う。融資限度額は、有効期間1年のCP限度額に基づいている。

出荷後 ECR 融資では、輸出手形を割引価格で購入し、輸出書類を ECR 銀行に提示することで融資が実行される。

2.2融資期間とマージン

出荷前注文および出荷後注文の融資期間は、それぞれ最長 4 ヶ月(120 日)および最長 6 ヶ月(183 日)である。

出荷前注文ベース方式では、直接輸出者の場合、融資可能額は輸出注文額の95%まで、間接輸出者の場合、ECR DLC、ECR DPO、LPOの95%までとなる。

出荷前CP方式では、CP限度額が融資対象額となる。CP限度額は3つの期間に分けられ、各期間は4ヶ月間となる。製造業および貿易業に従事する直接輸出業者に対する融資の対象額は、過去12ヶ月間の輸出額の100%である。製造業および貿易業を営む間接輸出業者に対する融資対象額は、過去12ヶ月間の輸出額の80%である。

船積後の場合、融資額は輸出インボイス額の100%。

2.3 支払い

直接輸出者の場合、出荷前融資の支払原資は、海外バイヤーからの輸出代金、ECR 銀行からの出荷後代金とする。間接輸出者の場合、船積み前ファイナンスの支払原資は、ECRユーザー、FTZ(Free Trade Zone)／LMW(Licensed Manufacturing Warehouse)企業から受領する現地での販売代金とする。

出荷後融資の場合、支払いは輸出代金の受領時、または出荷後手形の満期日のいずれか早い日に清算されます。

ECRの詳細については www.exim.com.my をご覧ください。

3. マレーシアの資本市場

3.1 マレーシア証券委員会

マレーシア証券委員会(SC)は、マレーシア資本市場の規制と発展に責任を負っている。マレーシア証券委員会、調査権限と執行権限を有する独立法定機関である。

証券委員会の目的は、公正、効率的、安全、透明な証券・デリバティブ市場を促進・維持し、革新的で競争力のある資本市場の秩序ある発展を促進することである。SCは、資本市場マスタープラン（CMP3）で定めた将来の方向性に沿って、適切で効率的かつ多様な資本市場を構築することにコミットしている。CMP3は、5年間にわたる戦略的イニシアチブの指針を示している。戦略的な柱は次の通りである。競争力のある成長の促進、より良い未来に向けた投資家のエンパワーメント、ステークホルダー経済の形成に重点を置く一方、説明責任を共有し、効率性と成果を優先し、テクノロジーを採用する。

マレーシア資本市場の発展

マレーシアは、株式市場における1,000社を超える上場企業、日本、韓国に次ぐアジア第3位の債券市場、世界的に認知された革新的なイスラム資本市場の継続、粗パーム油（CPO）の価格発見センターを有するデリバティブ市場、地域最大級の国内ユニット・トラスト産業など、多様性に富んだ資本市場となった。

2022年、マレーシアの資本市場は3.6兆リンギに達し、国内経済規模の2倍に相当する。マレーシアはイスラム資本市場の世界的リーダーでもあり、その規模は2.3兆リンギットに達する。これは、シャリアに準拠した証券の時価総額が1.1兆リンギ、スクークの発行残高が1.2兆リンギであり、世界最大のスクーク市場を有する国としての地位を示している。ファンド運用業界の運用資産総額は2022年に9,065億リンギットに増加し、その22.7%にあたる2,059億リンギットがイスラム運用資産総額を占めた。

著名なイスラム資本市場を基盤に、マレーシア証券取引所は、マレーシアにおける持続可能で責任ある投資（SRI）のエコシステムを促進し、活気あるものにするための取り組みを主導してきた。SCのNaviGate、2021年の資本市場グリーン・ファイナンシング・シリー」、の立ち上げに続き、SCは、地域のSRIハブとしてのマレーシアの知名度を促進し、高めるため、関連ステークホルダー主催の講演会を通じて、思考リーダーシップ・イニシアチブをしばしば推進している。

2022年末現在、58の適格SRIファンドが投資家に提供されており、純資産総額は71億リンギである。今後は、環境・社会・ガバナンス（ESG）のアジェンダを推進し、持続可能かつ社会的責任のある成果を促進する包括的なマカシド・アル・シャリアの指導原則を形成することが重要な優先課題である。

実体経済の支援

マレーシアの資本市場は、経済の成長と回復力を可能にするため、様々な資金調達イニシアチブを提供してきた。2022年には、債券、スクーク、株式発行を通じて調達された資金総額が1,794億リンギットという最高記録を達成した。さらに、設立以来、株式クラウドファンディングやピアツーピアファイナンスといった零細・中小企業向けの代替資金調達チャネルは、それぞれ330のキャンペーンを通じて5億6,034万リンギットを、54,791のキャンペーンを通じて38億7,000万リンギットを調達した。

SCは、投資家保護と仲介の効率性を確保しつつ、アクセシビリティを提供するエコシステムの構築に注力している。その中核的な任務とは、すなわち以下のとおりである、規制と市場成長の確保は、投資家保護を目的に実施される。見過ごせないのは、金融・投資リテラシーの向上に向けた取り組みも含まれていることだ。この目的を達成するため、証券監督委 員会は、その旗艦事業である投資家支援プログラムInvestSmart® を導入した。その目的は、さらに情報を提供された投資家をつくり、情報に基づいた投資決定を行うよう彼らを力づけるためである。この成長の軌跡を支えるために、規制枠組みを強化し、イノベーションを促し、コーポレート・ガバナンスを強化するための継続的な努力と前進が必須である。

詳細については www.sc.com.myをご覧ください。 www.sc.com.my.

3.2 ブルサ・マレーシア（Bursa Malaysia）

1976年に設立されたブルサ・マレーシアは、ASEANで最も著名な証券取引所のひとつに成長し、約1,000社が上場し、50の経済活動にまたがる資本を調達している。今日、ブルサ・マレーシアは、地域企業や天然資源をベースとするセクターの大手企業のホストであることを誇りに思っている。

ブルサ・マレーシアは、さまざまな投資商品やサービスへのシームレスなアクセスを提供し、国内外の市場参加者を、資金調達や投資の目的を達成するためのさまざまな機会へと効果的に結びつけている。ブルサ・マレーシアの多様なポートフォリオは、証券、デリバティブ、オフショア資産、イスラム資産に加え、ストラクチャード・ワラント、上場債券・スクーク（ETBS）、上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（REIT）など、その他の投資商品も取り揃えている。さらに、上場、取引、清算、決済、預託などの取引所関連サービスも提供している。

ASEANの資金調達先の一つとして、ブルサ・マレーシアは発行体の資金調達ニーズに効率的に対応している。大企業向けにはメイン・マーケットに、様々な規模の新興企業向けにはACEマーケットに上場している。2017年、ブルサ・マレーシアは、中小企業を含む新興企業に資本市場を通じてより良い資金調達と可視性を提供することを目的としたアドバイザー主導の市場であるLEAP市場を立ち上げた。ASEANで初めてのLEAPは、マレーシアをこの地域における資本市場イノベーションの最前線に位置づけるものである。

ボラティリティの高まりや世界的な株式市場の課題にもかかわらず、マレーシア株式市場は成長軌道を維持してきた。過去10年間（2013年～2022年）、マレーシア証券取引所の全上場企業（PLC）の時価総額は18%増加した。同時に、1日平均売買代金（ADV）も同期間に32%の伸びを記録している。 マレーシア市場は外国人投資家の関心を維持し続けており、外国人持ち株比率は常に20%を超えている。

2005年3月18日の上場以来、ブルサ・マレーシアは数々の重要な節目を迎えてきた。今日、ブルサ・マレーシアは、シャリアに準拠した取引と投資サービスにおける比類なき多様性と革新性で世界的に認められている。この栄誉は、世界初の包括的なシャリア証券投資プラットフォームであるブルサ・マレーシア-iの立ち上げなど、先駆的な取り組みによるものだ。

ブルサ・マレーシアは、世界初の包括的なシャリア証券投資プラットフォームであるブルサ・マレーシア-iや、世界初のエンド・ツー・エンドのシャリア準拠商品ムラバハ取引プラットフォームであるブルサ・スク・アルシラなど、先駆的な取り組みが評価されています。

ブルサ・マレーシアはイスラム資本市場部門に秀でているだけでなく、パーム油先物取引の世界的なハブとしても知られている。同取引所の粗パーム油先物（FCPO）契約は、パーム油業界における世界的な価格ベンチマークとして長い間認知され、参照されてきた。

ブルサ・マレーシアは2022年12月、シャリアに準拠したESGソリューションの拡大に向け、世界初のシャリアに準拠したブルサ・カーボン取引所（BCX）を開設した。この革新的な動きは、ブルサ・マレーシアの商品多様化へのコミットメントをさらに強固なものにする。この革新的な動きは、世界のトレンドと持続可能で責任ある投資の重要性の高まりに沿った形で、商品提供の多様化を図るというブルサ・マレーシアのコミットメントをさらに強固なものにしている 。

マレーシアにおけるESGとネット・ゼロの推進におけるブルサ・マレーシアの役割

マレーシア証券取引所は、PLCの持続可能な実践を奨励するため、資本市場における持続可能性推進の最前線に長年立ってきた。これは、継続的なガイダンス、アドボカシー、および市場内での関与を通じて行われた。これは、最前線の規制当局および市場運営者としての役割と並行して、市場内での継続的な指導、提言、関与を通じて行われている。近年、ブルサ・マレーシアはPLCのESG慣行の改善を支援する取り組みを強化している。

その主な取り組みは以下の通りである: -

- 2012 年に国連の持続可能な証券取引所（SSE）イニシアティブに参加し、発行体と市場 の持続可能な戦略推進へのコミットメントをさらに強化。

- 2014年にFTSE4グッド ブルサ・マレーシア指標(F4GBM)を導入し、優れたESG慣行を実証するPLCのパフォーマンスを測定。F4GBM指数のシャリア版であるFTSE4グッド ブルサ・マレーシア指標(F4GBMS)を2021年に導入し、同指数シリーズを補完。

- 2018年にブルサ・サステインを立ち上げ、コーポレート・ガバナンス（CG）と持続可能性に関するワンストップの知識と情報のハブとして設計された包括的なオンライン・ポータル。ステークホルダーがCGと持続可能性に関する最新情報に容易にアクセスできるプラットフォームを提供することを目的としている。

- 2022年8月28日、FTSEブルサ・マレーシア・インデックス・シリーズの下、ESGをテーマとした2つの新しいインデックスを発表 - (i) FTSEブルサ・マレーシア・トップ100ESG低炭素セレクト・インデックス（FBM100LC）、(ii) FTSEブルサ・マレーシア・トップ100ESG低炭素セレクト・シャリア・インデックス（FBM100LS）。これらの追加により、取引所が提供するベンチマーク提供は進化する投資家の要求に応えるため、ESG、低炭素と気候リスク指標まで拡大する。

- 2022年9月、上場発行体のサステナビリティの実践と開示を強化するため、本則市場のサステナビリティ報告フレームワークとACE市場の上場要件の強化を導入.

- 2022年12月9日、ブルサ・カーボン取引所を開設。早ければ2050年までに温室効果ガス（GHG）排出量をネット・ゼロにするというマレーシアの目標達成に向けた野心を支援するとともに、マレーシア企業のグリーン経済への軸足を加速し、持続可能なサプライチェーンに対する世界的な需要に応える

- 2023年3月22日、サステナビリティ・インテリジェンス（CSI）プラットフォームを発表した。これは興味を持っているPLCとそのサプライチェーンに使用してもらうための、ESG情報公開における中心的なリポジトリーの開発のための努力である。

ブルサ・マレーシアは、様々な戦略的アプローチを通じて、PLC 間および市場内の ESG 実践を推進するというコミットメントを堅持している。

市場参加者

a.　証券会社

2023 年 5 月 31 日時点で、証券ディーリングサービスを提供する証券ブローカー会社は 8 行を含む 30 社である。投資銀行は以下を保有している。投資銀行は、2013年金融サービス法(FSA)および2013年イスラム金融サービス法(IFSA)に基づきマレーシア銀行が発行するマーチャント・バンキング・ライセンス、およびマレーシア証券委員会が発行するキャピタル・マーケッツ・サービス・ライセンスを保有している。マレーシア証券委員会発行の資本市場サービス免許を取得している。これらのライセンスにより、コーポレート・ファイナンス、負債証券取引、証券ディーリングなど、総合的な資本市場・金融サービスを提供することができる。

b.　取引参加者

取引参加者はデリバティブを取り扱う企業で、2007 年資本市場・サービス法に基づき証券委員会からライセンスを取得している。2023年5月31日現在、16の取引参加者がIFSAおよび資本市場サービスライセンスに基づき、デリバティブ取引を行うライセンスを取得している。

投資家教育と保護

ブルサ・マレーシアは、十分に機能し、活気に満ちた持続可能な資本市場を確保するため、投資家の教育、保護、市場の健全性を最も重視している。これは、継続的な教育を提供し、市場とその参加者を公正かつ秩序ある方法で管理するための包括的で強固な規制の枠組みを維持することによって達成される。

投資家を教育し、投資に関する十分な情報に基づいた意思決定を支援する継続的な努力の一環として、ブルサ・マレーシアは「ブルサ・アカデミー」を開設した。

マレーシアは2020年6月、証券、デリバティブ、イスラム資本市場の個人投資家を主な対象としたeラーニング・プラットフォーム「ブルサ・アカデミー」を開設した。ブルサ・アカ

デミーは、ブルサ・マレーシアの多面的な投資家教育イニシアチブの一環であり、投資家と国民のための金融教育を促進するためのアウトリーチである。投資家のさまざまなニーズ、専門知識、スキルレベルに対応した総合的な学習の旅を提供することを目的としている。このプラットフォームは、取引所の教育イニシアチブを強化し、投資家が利用できる他のデジタルツール（市場データや取引アイデアを提供するブルサ・マーケットプレイスアプリや、中央預託システム（CDS）の口座管理取引を簡素化するどこでもアプリなど）を補完する。

投資家保護を守るため、ブルサ・マレーシアは明確で包括的、かつ利用しやすいルールを導入しており、そのルールは適切かつ効果的で、市場規制の国際基準に照らしてベンチマークされ続けるよう、随時見直されている。これは、規則が適切なレベルの投資家保護を提供すると同時に、負担のかかるコンプライアンス・コストをもたらさず、ビジネスのしやすさや成長を妨げないことを目的としている。

また、ブルサ・マレーシアは、その規制機能を果たすにあたり、市場の十分な透明性を確保し、上場発行体や仲介業者のガバナンスや行動を改善することにも大きな重点を置いている。特に以下のような活動を通じて、情報開示の基準、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティの実践を高め続けている、監督的アプローチとアウトリーチ教育プログラム さらに、ブルサ・マレーシアの規制が実施する注意深い監視と積極的な措置により、不規則または不当な企業活動や取引活動を適時に発見し、管理することができる。

これらにより、市場参加者による自主規制の文化や実務の質が強化され続け、市場が公正で秩序を保っている、十分な投資家保護水準に支えられた規制の整った市場に貢献している。

市場規制の強化は国際的にも評価されており、特筆すべき成果には以下のようなものがある:

- コーポレート・ガバナンスの分野では、マレーシアはアジア・コーポレート・ガバナンス協会が維持する地域コーポレート・ガバナンス・ランキングである CG ウォッチ 2020 で 5 位を獲得した。
- 少数株主ウォッチ・グループ（MSWG）が発表した 2021 年マレーシア-ASEAN コーポレー ト・ガバナンス・スコアカードでは上昇傾向が続いており、マレーシアの上位 100 社による CG 実践の改善に向けた継続的な取り組みを示している。マレーシアの上位１００社の平均CGスコアは104.6点である・
- 2021年アセアン・コーポレート・ガバナンス・スコアカード（ACGS）賞においてマレーシアのPLC54社がアセアン・アセット・クラス賞を受賞した。これは、2019年に認められたマレーシアのPLC37社からの勇気づけられる改善である。

ブルサ・マレーシアの詳細については www.bursamalaysia.com. をご覧ください。

4. ラブアン金融サービス

4.1 ラブアン金融サービス庁 (Labuan FSA)

ラブアン金融サービス庁(Labuan FSA)は、ラブアン国際ビジネス金融センター(Labuan IBFC)の開発と管理を担当する財務省管轄の法定機関である。

ラブアン金融サービス庁の重要な役割は、ラブアンIBFC内で活動する認可事業体を認可し規制し、立法により受け入れられた国内と国際的な最上の標準にこれらの事業体すべてが合致し続けることを確かにすることである。これは投資家の利益を保護し、ラブアンIBFCの規制環境の健全性を維持するためである。

ラブアンIBFCの監督官庁として、ラブアン金融サービス庁はラブアンIBFCを規制の行き届いた評判の高い国際金融センターとして維持することに尽力しており、同センターのプロモーションはラブアン金融サービス庁の完全子会社であるラブアンIBFCインコーポレーテッド(Labuan IBFC Inc.)により担われている。

ラブアンIBFCインコーポレーテッドには専門のマーケティングチームがあり、規制当局、市場関係者、業界専門家と緊密に協力し、アジアへの進出を目指すグローバル企業と、国際的な事業展開を目指すアジア企業の双方を支援している。その究極の目的は、ラブアンIBFCの主要な価値提案が理解され、評価されるようにすることで、センターの持続可能性を確保することである。

4.2 ラブアンIBFCにおけるビジネス

ラブアンIFBCは、アジア太平洋地域の中心に位置し、アジア太平洋地域内外への投資のゲートウェイとなっている。ラブアンIFBCはミッドショアの司法管轄区であり、グローバルな投資家や企業に国際的な基準やベストプラクティスを遵守し、十分に規制監督された司法管轄区であるというメリットを提供する。ラブアンIFBCはまた貨幣中立的な運営環境における財政中立性と確実性を提供する。

ラブアンIFBCは、国際的に認知された強固な法的枠組みに支えられながら、ビジネスを促進する以下のような特徴を備えている。クロスボーダー取引や国際ビジネスのために、従来型、シャリア・コンプライアント型、デジタル型など、幅広いストラクチャーとソリューションを提供している。

ラブアンIFBCのホールセール金融仲介センターとしての役割は、その実用的なミッドショア提案によって投資家を魅了し続けている。IBFCは、そのコスト効率の高さも相まって、投資家を引き付けている。センターはアジアで革新的な成長を目指すグローバルビジネスの先駆者にとって理想的な拠点である。

ラブアンIBFCに設立／登録された法人は、コスト効率に優れた実体の構築から、円滑な税制優遇措置、マレーシアの二重租税条約ネットワークを通じた広範な二重租税条約協定へのアクセスに至るまで、多くのメリットを享受することができる。

ラブアンIBFCの課税枠組みでは、ラブアンで取引活動を行う法人は、経済的実体の要件に従うことを条件に、監査済みの純利益の３%の税率で毎年納税する。非貿易活動を行うラブアン法人には課税されない。政府はまた投資家がラブアンIBFCに拠点を置くことをさらに促すために源泉徴収税や印紙税の免除など様々な免税措置を認めている。

ラブアン法人は、1967年マレーシア所得税法に基づき課税される取消不能の選択も可能である。これにより、事業取引を効果的に構成するための柔軟性が増し、投資家にとってより有利な税制上の条件が整うことになる。

4.3 ラブアンIBFCの事業活動

ブアンIBFCはデジタル関連ソリューションを含め、クロスボーダー取引や国際的なビジネス取引に対応する幅広いビジネスストラクチャーや投資ソリューションを提供している。センターはリスク管理、商品取引、ウェルス・マネージメント、国際事業会社、イスラム金融サービスやソリューションを提供している。

ラブアンIBFCはアジアで唯一資産管理ソリューションとしてプライベートファウンデーションを提供しており、自己保険ソリューションであるキャプティブ用のプロテクテッド・セル・カンパニーを提供する世界でも数少ない法的地域のひとつである。

ラブアンIBFCの詳細については www.labuanibfc.com. をご覧ください。

5. 外国為替政策

マレーシアは、金融・財政の安定を確保するためのBNMの広範なプルデンシャルツールキットの一部をなす、自由な外国為替政策（FEP）体制を維持している。FEPはマレーシアリンギット（RM）の国際収支の地位と価値を守るとともに、国境を越えた実質的な為替取引のより助長的な環境を通じてマレーシア経済の競争力を支援している。

FEP詳細については https://www.bnm.gov.my/fep をご覧ください。

5.1 非居住者に適用される規則

5.1.1 マレーシアへの投資

マレーシア市場は世界の投資家が容易にアクセスでき、マレーシアへの投資に対する資本の流入と流出が自由に行える。現行のFEP規則では非居住者は自由に以下のことが行える:

- ❖ 直接投資またはポートフォリオ投資の形で、あらゆる種類のRM資産または外貨建て資産に投資する。
- ❖ 売却益、利益、配当、またはマレーシアへの投資から生じる所得を外貨で送還する。

5.1.2 国内融資へのアクセス

a. 外貨建て借入

- ❖ 非居住者は認可されたオンショア銀行（LOB）から自由に外貨を借りることができる。借入金はオフショアでもオンショアでも利用できる。
- ❖ 非居住者がマレーシアで外貨建てスクーク／債権を発行しオンショアまたは海外で使用することは自由である。

b. マレーシアリンギットでの借入

- ❖ 非居住者（金融機関を除く）は、マレーシアにおける不動産セクターの活動の資金調達や借り換えのためにLOB（認可を受けた国際イスラム銀行を除く）や他の居住者から自由に任意の金額をRMで借りることができる。
- ❖ 非居住者はLOBからRMで自由に借りることができる:
  - 居住者との商品またはサービスの貿易決済のための貿易金融の金額;
  - 当座貸越限度額 (2営業日以内でロールオーバーなし)[2] ;
  - 買戻し契約または売却戻し契約により、総額1000万リンギットを上限とする。

5.1.3 払いと領収書

非居住者はLOBまたはその指定海外事務所（AOO）を通じて、商品またはサービスの国際取引、および居住者との間でマレーシアで稼いだ所得または発生した費用について、RMまたは外貨で決済を行うことができる。

5.1.4 外国為替ヘッジ

非居住者はLOB（認可を受けた国際イスラム銀行を除く）またはそのAOOとの当座及び金融勘定取引から生じる為替エクスポージャーを、自己勘定で、または関連事業タイのために自由にヘッジすることができる。またポートフォリオ投資 3を除き、原資産となるいかなる投資についても、フォワード取引の巻き戻しや解約に制限はない。[3].

5.1.5 リンギットおよび外貨建て口座

非居住者は、マレーシアでの事業活動や投資を促進するために、どのLOBでも自由にマレーシアリンギットまたは外貨建て口座を開設することができる。またこれらの口座の資金を海外に自由に送金することもできる。

5.2 居住者に適用される規則

5.2.1 外貨資産への投資

a. 国内リンギット借入 (DRB)4を行わない居住者は、国内外を問わず、外貨資産への投資を自由に行うことができる。

b. DRBを持つ居住事業体は国内外を問わず、外貨資金を利用して自由に外貨資産への投資を行うことができる:

- ❖ 商品輸出代金を除きマレーシア国外にて;
- ❖ FEP通達2のパートBに従い、外貨建て借入を承認した場合;
- ❖ 海外に直接投資するためにLOBから外貨で借り入れること。

c. DRBを持つ居住者は、企業グループ単位で1暦年あたり総額5千万リンギット相当を上限として、国内外を問わず自由に外貨建て資産に投資することができる:

- ❖ RMの外貨への換算;
- ❖ 貿易外貨口座 (FCA);
- ❖ 海外への直接投資以外の目的でLOBから取得した外貨借入;
- ❖ マレーシア国内の金融資産をマレーシア国外の金融資産と交換すること。

5.2.2 オンショアの借入とオフショア

a. 外貨建て借入

❖ 居住者である事業体はいくらでも自由に外貨を借りることができる:

- LOB;
- 企業グループ内の居住企業および非居住企業;
- 居住者と非居住者の直接株主;
- そのほかの居住者は、外貨建て債権の発行を通じて

❖ 居住企業は、非居住金融機関や企業グループ内外の非居住企業から自由に外貨を借りることができる。企業グループベースで総額1億リンギットに相当するプルデンシャルリミットまで。

b. マレーシアリンギット (RM)での借入

❖ 居住者である法人は、RMから自由に借入を行うことができる:

- 企業グループ内の非居住者事業体および非居住者の直接株主がマレーシアの不動産セクターにおける活動に融資する場合;
- マレーシア国内で使用するための償還可能優先株式または社債の発行による非居住者5(非関連非居住者事業体または非居住者金融機関向けに発行された非流通社債を除く);
- 非居住者 (金融機関を除く) からのマレーシア国内での使用は合計100万リンギットを上限とする。

5.2.3 支払いと領収書

a. 居住者は非居住者との商品またはサービスの国際取引およびマレーシアで得た収入または発生した費用の決済をRMまたは外貨で行うことができる。

b. 居住者である輸出者はグローバルサプライチェーン6内で活動するほかの居住者と、直接または居住者である中間事業体を通じて外貨建ての商品またはサービスの国内取引を決済することができる。このような支払いは、居住者の支払人と受取人の貿易FCAとの愛亜で行われなければならない。

5.2.4 商品の輸出

居住者である輸出者は出荷日から6か月以内に輸出代金を全額マレーシアに送還しなければならない。居住者輸出業者には以下のような柔軟性が与えられている:

- ❖ 商品輸出代金の6ヶ月超の本国送還、また居住者である輸出者の管理が及ばない許可された理由による場合は最長24ヶ月;
- ❖ 商品の輸出代金を、許可された取引または理由と相殺または償却する.

5.2.5 外為ヘッジ

居住者はLOB(認可を受けた国際イスラム銀行を除く)との当座及び金融口座取引から生じる為替エクスポージャーを、自己勘定で、または関連事業体のために自由にヘッジすることができる。またポートフォリオ投資を除く原資産のフォワード取引7の巻き戻しや解約にも制限はない。[7]

5.2.6 外国通貨口座

居住者は認可されたオンショア銀行や非居住者金融機関に自由に外貨口座を開設できる。

---

[2] 非居住者のカストディアン銀行、証券会社、信託銀行、または非居住者の投資家に代わって行動する国際的な中央証券保管機関にのみ適用されます。
[3] これはBNMのダイナミックヘッジの枠組みのもと、登録投資家に認められている。
[4] 国内RM借入とは居住者がほかの居住者から取得したRMによる借入、またはFEP通達のいずれかに基づき国内RM借入とみなされる、もしくはみなされる債務をいう(FEP通知の前文および解釈を参照のこと)。
[5] マレーシア証券委員会の関連ガイドラインに基づく。
[6]居住者である輸入者が居住者である輸出者による輸入活動のための商品またはサービスの生産及び流通を支援するために、海外から商品またはサービスを購入する事業活動と定義される。
[7]これはBNMのダイナミックヘッジの枠組みのもと、登録投資家に認められている。.

第VII章 マレーシアにおける知的財産権保護

1. 特許
2. 商標
3. 工業デザイン
4. 著作権
5. 集積回路のレイアウトデザイン
6. 地理的表示
7. 知的財産権評価
8. 知的財産権ファイナンシング
9. 知的財産権市場

第 VII 章

マレーシアにおける知的財産権保護

マレーシアは独自の知識と知的財産(IP)の保護に真剣に取り組んでいる。マレーシアにおける知的財産の監視は、国内貿易・生活費省傘下のマレーシア知的財産公社(MyIPO)が行っている。マレーシアの知的財産保護は、特許、商標、工業デザイン、著作権、地理的表示、集積回路のレイアウトデザインで構成されている。マレーシアは世界知的財産権機関 (WIPO)のメンバーであり、これらの知的財産権を統括するパリ条約とベルヌ条約に加盟している。

さらにマレーシアはWTOの後援のもと、貿易に関連する知的財産権に関する協定にも署名している。マレーシアは国内外の投資家に十分な保護を提供している。マレーシアの知的財産方は国際基準に適合しており、TRIPS理事会によって定期的に見直されている。

1. 特許

マレーシアにおける特許保護は、1983年特許法及び1986年特許規則によって規定されている。出願人がマレーシアに居住している場合は、直接特許出願を行うことができる。外国からの出願は、出願人を代理するマレーシアの登録特許代理人を通じてのみ行うことができる。

諸外国の法律と同様、発明は新規であり、進歩性があり、産業上利用可能であれば特許を受けることができる。TRIPSに従い、特許法は出願日から20年の保護期間を定めている。この法の下、実用新案証は、二期連続5年ずつ計10年出願日から保護される。特許権者は特許発明を利用する権利、特許権を譲渡または移転する権利、ライセンス契約を締結する権利を有する。ただし特許の例外として、強制実施権や並行輸入もまた含まれる。

2. 商標

商標の保護は、2019年商標法や2019年商標規則に規定されている。

同法は、マレーシアにおける商標登録及びサービスマークの保護を規定している。いったん登録されると、その所有権または認可されたもの以外の個人または企業はその商標を利用することができない。違反者に対しては侵害訴訟を起こすことができる。保護期間は10年で、以後10年ごとに更新される。商標またはサービスマークの所有者は取引権、譲渡権、使用許諾権を有する。

特許と同様、国内の出願人は自分で出願することができるが、外国からの出願人は登録商標代理人を通じて出願しなければならない。

3. 工業デザイン

マレーシアにおける工業デザインの保護は、1996年工業デザイン法と1999年工業デザイン規則によって規定されている。同法は登録された工業デザインの権利を法の運用により譲渡及び移転が可能な個人財産として規定している。

登録を受けるためには、工業デザインは新奇なものでなければならず、また機能のみによって規定される構造やデザインを含むものであってはならない。さらに物品のデザインはそれが一体となっているほかの物品の外観に依存してはならない。

国内の出願人はオンライン(https://iponline2u.myipo.gov.my)で個人または登録工業デザイン代理人を通じて登録出願を行うことができる。ただし外国の出願人は登録工業デザイン代理人のサービスを受ける必要がある。登録された工業デザインは当初5年間保護され、さらに4回連続して5年間延長することができ、計25年間保護される。

マレーシアは1996年工業デザイン法を改正し、2013年7月1日に施行した。この改正には、世界的な新規性、保護期間の延長、知的財産ジャーナル制度の導入、工業デザインの収益化と証券化に関する規定が含まれる。

4. 著作権

1987年著作権法は、著作物の包括的な保護を規定している。同法は、著作権の対象となる著作物(コンピュータープログラムを含む)の性質、保護の範囲、および保護が与えられる方法を概説している。著作権は、著作者が有資格者である著作権保護の対象となるすべての著作物に存続する。

文学、音楽、芸術作品の著作権保護は、著作者の生存期間と死後50年続く。録音物、放送、映画については、著作権保護は著作物が最初に公表または作成されてから50年続く。

同法はまた、実演家の権利の保護も規定しており、実演家の権利は、最初に実演が行われ、または録音物にされたときから存続する。実演の権利は、実演が行われた年または録音物に収録された年の翌年の暦年の初めから50年存続する。

この法律の特徴は、その執行に関する規定が含まれていることである。最新の2022年改正著作権法は、2022年3月18日に発効し、1987年著作権法を執行するため、国内貿易生活費省の執行官に、物理的環境とデジタル環境の両方における権利者の排他的権利を保護するために、捜査、逮捕、差し押さえ、没収、基礎、通信傍受および情報開示の権限を付与する。

同法に規定されているもうひとつの注目すべき特徴として、著作権者がMyIPO に登録し、著作物の所有権を確保するための手段を提供することを目的とした著作権任意届出制度の導入があげられる。

その他の特徴としては、集団管理組織(CMO)の規則や著作権審判所の制度がある。同法はまた、不正なストリーミング装置の作成・製造や、違法な著作権コンテンツへのハ

イパーリンクの提供を犯罪として取り締まることで、権利者の著作権侵害に対する救済措置を強化している。

5. 集積回路のレイアウトデザイン

2000年集積回路レイアウトデザイン法は、集積回路のレイアウトデザインについて、独創性、作成者自身の発明、捜索が自由に行われたことに基づく保護を規定している。集積回路のレイアウトデザインの登録はない。

保護期間は商業的に利用された日から10年、商業的に利用されていない場合は作成日から15年である。また同法は、同法に基づき認められた権利が侵害された場合、所有者が行動を起こすことを認めている。権利の一部または全部は譲渡、ライセンス、遺言、または法の執行により移転することもできる。

同法は、マレーシアの電子産業への投資家に保証を提供し、同国における技術の成長を確保するため、TRIPS協定に準拠して実施されている。

6. 地理的表示

2022年地理的表示法は、商品の品質、評判、そのほかの特性が、本質的に地理的原産地に起因する場合、商品の生産地名にしたがう商品の保護を規定している。この保護は、ワイン、蒸留酒、調理済み食品や飲料、農産物、水産物、園芸製品、手工芸品、織物などの商品に適用される。

国内の出願人は、個人で、または地理的登録表示代理人を通じて登録を申請することができる。しかし、外国の出願人は地理的登録表示代理人のサービスを求める必要がある。保護期間は10年で、その後10年ごとに更新可能である。

MyIPOはまた、特許、商標、工業デザイン、地理的表示のオンライン検索・出願サービスや著作権のオンライン届出検索も提供している。知的財産権保護の詳細については、www.myipo.gov.myをご覧ください。

7. 知的財産権評価

投資家は、WTOおよびスイスのベルン大学の協力の下、知的財産権評価トレーニングプログラムの訓練を受け、認定された国内の知的財産評価者を用いて、知的財産の評価を行うことを選択することができる。

そうすることにより、知的財産の融資や担保のための評価を提供するために外国の知的財産評価人を任命するコストや複雑性を軽減することができる。そして、知的財産権評価が、中小企業や知的財産所有者にとり、よりアクセス可能なものとなる。これはひいてはエコシステム全体の活性化に貢献する。

8. 知的財産権ファイナンシング

地元中小企業の競争力を改善・強化する政府の全体的な戦略の一環として、マレーシア企業委員会は、融資の担保として使用される動産の担保権登録に関する規定を定める新たな法的枠組み（動産担保権法案）を導入する予定である。

現在、融資の担保として最も一般的なのは、土地や建物等の固定資産や不動資産である。しかし本法案は、その他の利点とともに、企業、特に中小企業に対し、動産を担保として融資を受ける機会を提供するものである。

この枠組はまた、担保として認められる動産の種類、特に知的財産権などの無形財産の種類を拡大するうえで、促進の役割を持つだろう。

法案は現在草案段階であり、2024年に国会に提出される予定である。

9. 知的財産権市場

知的財産エコシステムを強化する全体的な推進力一貫として、知的財産の健全な需要と供給を確保することは、知的財産やその他の形態のノウハウや無形資産の創造への継続的な投資を促進する上で極めて重要である。

MyIPOは知的財産権マーケットプレイスと呼ばれる試験的なプラットフォームを、ライセンスを出すか権利を売りたい知的財産権所有者にとってのアクセスと可視性を改善するために、開発し立ち上げました。

このポータルは、知的財産の所有者が、その知的財産を知らしめ、潜在的なライセンシーや買い手にアクセスする上で直面する困難に対抗するために作られた。

このポータルは、国内外のマーケットプレイスを追加することで、さらに改善される予定だ。

第VIII章 環境持続可能性の確保

1. **政策**

2. **環境保護上の要求項目**
   2.1 特定の活動における環境影響評価
   2.2 立地適正評価

第 VIII 章

環境の持続可能性の確保

環境に配慮した持続可能な開発を促進するために、マレーシア政府は環境保護のための法的制度的枠組みを確立している。投資家は、プロジェクト計画の初期段階で環境要因を考慮することが奨励されている。公害防止の側面には、リサイクルという選択肢に焦点を当てる、事業全体に自主規制文化を根付かせるなど、廃棄物の発生を最小限に抑えるための製造ラインの変更の可能性や、公害防止プロジェクトを生産工程の一部としてとらえることが含まれる。

環境保母は、天然資源環境気候変動省の傘下にある環境局(DOE)が監督している。奇病はプロジェクトが環境的に健全で持続可能であることを保証する方法に関する手続きやガイダンスの詳細についてマレーシアDOEを参照すべきである。

1. 政策

環境に関する国家政策(DASN)は経済的、社会的、文化的な継続的な進歩とマレーシア人の人生の質を環境に配慮した持続可能な開発を通じて向上するために制定された。DASNの目的は以下の通りである:

- 現在および将来の世代のために、清潔で安全で健康的で生産的な環境を提供する;
- 社会のあらゆるセクターの効果的な参加を得て、この国独自の多様な文化自然遺産を保護する;
- 持続可能なライフスタイルと消費生産のパターン

DASNには8つの原則があり、経済開発目標と環境問題を調和させるためのものである。

- 環境の責任ある管理;
- 環境の活力と多様性の保護;
- 環境の質の継続的な改善;
- 天然資源の持続可能な利用;
- 統合的な意思決定;
- 民間の役割;
- コミットメントと説明責任;
- 国際社会への積極的な参加.

DASNは長期的な経済成長と人間開発を促進し、環境を保護強化するために、開発活動や関連するすべての意思決定プロセスに環境への配慮を統合することを目指している。それは、林業や産業などほかの国家政策の環境側面を強化し、世界的な関心事に関する国際条約を認識することを強化し補完する。

2. 環境要件

1974年環境品質法とそれに付随する規則は、環境影響アセスメント(EIA)、立地適正アセスメント、モニタリング、コンプライアンスにおける自主規制を求めている。産業活動はプロジェクト実施に先立ち、環境品質局長から以下の承認を得る必要がある: -

- 所定の活動に対するEIA;
- 産業排水または混合排水の新たな排出源および新たな排出源となる施設の建設に関する書面による提出;
- 所定の施設および所定の運送物を建設、占有、運営するための書面による許可及び免許

2.1 所定活動のためのEIA

投資家はまず最初に計画している産業活動にEIAが必要かどうかを確認する必要がある。EIA調査は通常プロジェクト承認機関による評価を受けてプロジェクト承認を取得するために必要な第二段階の承認を形成する。取得したEIA承認は、ワンストップセンターを通じて関連技術機関のほかの承認要件とともにプロジェクト承認機関に提出する。以下は2015年環境(所定活動)(環境影響評価)令に規定される活動で、EIAを必要とするものである。

第一表

1. 農業:

(a) 20ヘクタール以上500ヘクタール未満の、森林を農業生産に転換するための土地開発計画

(b) 農業利用の種類変更を伴う500ヘクタール以上の農業用地の開発。

2. 飛行場:

1000メートル以上の滑走路を含む飛行場の拡張

3. 排水と灌漑:

(a) 100ヘクタール以上の人口湖沼の建設および拡張

(b) 500ヘクタール以上の灌漑計画.

4. 漁業:

20ヘクタール以上50ヘクタール未満のマングローブ林、泥炭湿地林、淡水湿地林の皆伐を伴う陸上養殖事業。

5. 林業:

(a) 20ヘクタール以上100ヘクタール未満の平均海抜300メートル以上の森林をほかの土地用途に変換すること。

(b) 100ヘクタール以上500ヘクタール未満の伐採または森林からほかの土地利用への転換を目的とした木材伐採または搬出。

(c) 永久保留林以外の、100ヘクタール以上の面積を持つ平均海抜300メートル未満の森林からの伐採、または木材伐採か搬出。

(d) 土地区画の転換—:

(i) マングローブ林;

(ii) 泥炭湿地林;

(iii) 淡水湿地林

上記の土地を20ヘクタール以上50ヘクタール未満、工業用、住宅用、農業用に。

(e) 100ヘクタール以上500ヘクタール未満の人工林の開発

6. 工業:

(a) 化学

各製品または複合製品の生産能力が1日当たり100トン以上。

(b) セメント

日産200トン以上のセメント生産能力を持つセメント粉砕プラント.

(c) 石灰

回転炉による日産100トン以上の焼成石灰または竪型炉による日産50トン以上の焼成石灰の製造。

(d) 石油化学:

各製品または複合製品の生産能力が1日当たり50トン未満.

(e)造船所:

自重トン数が5000トン以上.

7. 土地の埋め立て:

面積50ヘクタール未満の海岸埋め立てまたは河川堤防の埋め立て.

8. 鉱業:

(a) アルミニウム、銅、金、鉄、タンタル、希土類元素の濃縮を含む鉱区以外での加工。

(b) 陸上、河川、沿岸または干潮潮位線から測定して3海里を超えない了解における砂の採取で20ヘクタール以上の面積を伴うもの。

(c) 大陸棚地域における砂の採取

9. 石油:

(a) 以下の開発:

(i) 油田;

(ii) ガス田;

(iii) 油ガス田.

(b) 総延長30キロ以上の次のものの建設—:

(i) 海中パイプライン;

陸上パイプライン; または

その両方.

(c) 次のものの建設—:

(i) 油分離、処理、取り扱い、貯蔵施設;

(ii) ガス分離、処理、取り扱い、貯蔵施設;

(iii) 油・ガスの分離、処理、取り扱い、貯蔵施設

(d) 商業地域、工業地域、または住宅地から3キロ以内にある6万バレル以上の総貯蔵容量(サービスステーションを除く)を持つ、ガソリン、ガス、経由を貯蔵する製品貯蔵所の建設.

10. 港湾:

(a) 年間取扱量の50%以上の増加を伴う港湾の拡張。

(b) 年間水揚げ量のの50%以上の増加を伴う漁港の拡張。

11. 発電と送電:

(a) 化石燃料(石炭を除く)を使用し、10メガワット以上の容量を持つ蒸気発電所の建設。

(b) 送電線の有無に拘わらず、複合サイクル発電所の建設。

(c) 環境的に影響を受けやすい地域での送電線の建設。

12. 海岸および丘陵地帯における開発:

(a) 沿岸地域に80室以上の建物または施設を建設する場合。

(b) 平均海抜300メートル以上20ヘクタール以上の丘陵地にリゾート施設やホテルを建設する場合

13. 傾斜地の開発:

勾配25度以上35度未満の区域の50%未満の開発または整地。

14. 廃棄物処理と処分:

(a) 指定廃棄物:

(i) 回収工場(オフサイト)の建設

(ii) 廃水処理施設の建設(敷地外)

(iii) 貯蔵施設の建設(オフサイト)

(b) 固形廃棄物:

(i) 堆肥化プラントの建設

(ii) 回収工場またはリサイクル工場の建設

(c) 下水:

(i) 人口2万人相当以上の下水処理場の建設。

(ii) 汚泥処理施設。

15. 浚渫:

(a) 資本浚渫。

(b) 浚渫廃土の処分。

16. 住宅:

50ヘクタール以上の住宅開発。

17. 工業団地開発:

20ヘクタール以上の工業団地の開発。

18. 新興住宅地:

2,000戸以上の住宅、または100ヘクタール以上の面積を持つ新興住宅地の建設。

19. 採石:

岩石の砕石

20. 道路:

(a) 高速道路の建設

(b) ハイウェイ建設

(c) 環境的に影響を受けやすい地域を横断または隣接、近接する道路、トンネル、橋の建設。

21. 給水:

日量4500立方メートル以上の工業用水、農業用水、または都市用水のための地下水開発。

第二表

1. 農業:

(a) 森林を農業生産に利用するための500ヘクタール以上の土地開発計画

(b) 常住豚頭数が2000頭以上の新規養豚地域。

2. 飛行場:

(a) 1000メートル以上の滑走路を含む新しい飛行場の建設。

(b) 州立公園、国立公園、国立海洋公園を囲む島、または環境的に敏感な地域またはその隣接地もしくは近接地での飛行場の建設。

3. 排水と灌漑:

(a) 環境的に影響を受けやすい地域またはその隣接地や近隣地に表面積50ヘクタール以上の人工湖沼を建設し人為的に拡張すること。

(b) 20ヘクタール以上の湿地、野生動物の生息地、または乾燥した内陸林の排水。

4. 漁業:

50ヘクタール以上のマングローブ林、泥炭湿地林、淡水湿地林の皆伐を伴う陸上養殖事業。

5. 林業:

(a) 100ヘクタール以上の平均海抜300メートル以上の森林をほかの土地用途に変換すること。

(b) 以下の土地における森林伐採または他の用途への転換—:

(i) 都市給水、灌漑、水力発電に使用される貯水池の集水域;

(ii) 州立公園、国立公園、国立海洋公園、に隣接または近接する地域;

(iii) 州立公園、国立公園、国立海洋公園;

(iv) 1984年国有林野法により集水林として公示された地域。

(c) 永久保留林以外の、100ヘクタール以上の面積を持つ平均海抜300メートル以上の森林からの伐採、または木材伐採か搬出。

(d) 500ヘクタール以上の木材伐採または搬出。

(e) 500ヘクタール以上の人工林の開発

(f) 用途転換—

(i) マングローブ林;

(ii) 泥炭湿地林;

(iii) 淡水湿地林

50ヘクタール以上の工業用、住宅用、農業用の土地へする場合.

(g) 国立海洋公園に隣接する島しょ部におけるマングローブ林、泥炭湿地林、淡水湿地林の伐採。

6. 工業:

(a) 非鉄:

(i) アルミニウムの一次精錬(全サイズ).

(ii) 銅の一次精錬(全サイズ).

(iii) その他の非鉄の一次精錬(1日当たり50トン以上の製品を生産するもの)

(b) セメント:

クリンカー生産能力が毎時30トン以上。

(c) 鉄鋼:

(i) 1日当たり100トン以上の鉄鉱石を原料として生産に使用すること.

(ii) 1日当たり200トン以上の鉄くずを原料として生産に使用すること.

(d) 石油化学:

各製品または複合製品の生産能力が1日当たり50トン以上.

(e) パルプと紙:

1日当たり50トン以上の生産能力.

(f) 再生紙:

1日当たり50トン以上の生産能力.

7. 土地埋め立て:

(a) 面積50ヘクタール以上の海岸干拓または河川堤防沿いの干拓.

(b) 環境的に影響を受けやすい地域またはそれに隣接または近接する河川堤防沿いの海岸埋め立てまたは土地の埋め立て.

(c) 人工島の埋め立て.

8. 鉱業:

(a) 大規模な操業を伴う新しい地域での鉱物の採掘.

(b) 環境的に影響を受けやすい地域またはその隣接地、近接地での鉱物の採掘.

9. 石油:

(a) 精油所建設.

(b) ガス精製所の建設.

(c) 石油ガス精製所の建設.

10. 港湾:

(a) 新港建設.

(b) 新漁港建設.

11. 発電と送電:

(a) 送電線の有無にかかわらず10メガワット以上の石炭火力発電所の建設.

(b) 送電線の有無にかかわらず核燃料発電所の建設.

12. 沿岸地域、レクリエーション施設、その他の施設の開発:

観光施設、レクリエーション施設、その他の施設の開発:

(a) 国立公園または州立公園内;r

(b) 1985年漁業法に基づき国立海洋公園または海洋保護区として公示された周辺海域の島.

13. 傾斜地開発:

(a) 勾配25度以上35度未満の区域の50%以上の開発または整地.

(b) 勾配が35度以上の地域を横断する道路、トンネル、橋の建設.

14. 廃棄物処理と処分:

(a) 指定廃棄物:

(i) 熱処理工場の建設.

(ii) 鉛蓄電池廃棄物のオフサイト回収工場の建設.

(iii) 公共水道取水口上流に位置する、大量の排水を発生させるオフサイト回収工場または処理施設の建設.

(iv) 安全な埋め立て施設の建設.

(b)固形廃棄物:

(i) 熱処理プラントの建設.

(ii) 衛生的な埋め立て施設の建設.

(iii) 移送施設の建設.

15. ダム建設:

(a) 灌漑、洪水緩和、沈泥防止、レクリエーション、給水、またはその他の目的で、表面積100ヘクタール以上のダムまたは貯水池の建設.

(b) 以下のいずれかまたは両方を備えたダムと水力発電計画:

(i) 総面積40ヘクタール以上の高さ15メートル以上のダムおよびその付属構造物;

(ii) 表面積100ヘクタール以上の貯水池.

16. 運輸:

(a) 大量高速輸送プロジェクトのための新路線または支線の建設.

(b) 鉄道路線または鉄道支線の新設.

17. 放射性物質および放射性廃棄物:

放射性物質を使用し、放射性廃棄物を発生させるこの別表および別表第一に定める活動.

環境影響評価報告書の提出段階:

(i) 承認用TORの提出(第二表に該当する活動の場合).

承認を得るための環境影響評価報告書の提出(第一表または第二表に該当する活動の場合).

両文書は有資格者(DOE に登録されたEIAコンサルタント) によって作成されなければならず、環境総局が規定するガイドラインおよびほかの機関が発行する他の関連ガイドラインに従わなければならない。2016年度マレーシアにおける環境影響評価ガイドラインは、プロジェクト推進者が、EIAの目的、EIA調査の実施手順、EIA報告書の作成に関するガイドラインを理解するのを支援するために作成された.

2.2 立地適正評価

産業プロジェクトが計画される前に、予定地がその目的に適していること、環境上の懸念は設計や計画において処されることが事前に考慮されなければならない。適切な立地によって紛争を回避し、さらに重要なこととして、環境制御と汚染防止を考慮することはあらゆる産業活動の長期的な持続可能性にとって重要である。とりわけ公害防止、プロジェクトや活動に対する一般の認識の向上において要求されるだろう、不必要なコストを削減することをこれは助けるだろう。
DOEが発行した2012年度産業と住宅地域の立地とゾーニングのためのガイドラインと、2017年度マレーシアにおける産業立地のための環境重要事項は、プロジェクトデベロッパーが製造業や産業施設の設置に適した場所を選定する際のガイダンス文書となっている。
提案される産業活動は、工業団地に立地し、環境的に健全な管理手段を用いて、開発管理されなければならない。候補地の適性を検討する際には、公示された構造計画や地方計画、周辺の土地利用、プランマレーシア(Jabatan Perancangan Bandar dan Desa)が定めたセットバックや緩衝地帯の提供、追加的な汚染負荷を受け入れる地域の能力や廃棄物処理要件に対する適合性の観点から、対象地が評価される。

第IX章 あなたのビジネスとマレーシアのインフラとアメニティをつなぐ

1. **工業用地**
   - 1.1 工業団地
   - 1.2 自由地区
     - 1.2.1 自由貿易区 (FCZs)
     - 1.2.1 自由工業区(FIZs)
   - 1.3 保税工場

2. **電力供給**

3. **水の供給**

4. **通信サービス**

5. **航空貨物施設**

6. **海港**

7. **貨物輸送**
   - 7.1 コンテナ輸送
   - 7.2 貨物フォワーディング

8. **高速道路**

9. **鉄道**

10. **デジタルインフラ**

第 IX 章

あなたのビジネスとマレーシアのインフラとアメニティをつなぐ

1. 工業用地

1.1 工業団地

世界クラスのインフラとビジネスのしやすさは、投資家が投資を決定する際の重要な基準のひとつであり続けている。マレーシアには500を超える工業団地があり、小規模産業、ハラル産業、バイオテクノロジー、エコ工業団地、ハイテク産業など、幅広い業種の企業のニーズに対応している。これらの工業団地は、投資家にとってビジネスしやすい環境を提供するために開発・管理されています。主要都市への容易なアクセス、十分な電力と水道の供給、最大1Gbpsの高速ブロードバンド(HSBB)、ガスパイプライン、物流・保管施設、工場警備、複数階の建売施設、「プラグ・アンド・プレイ」機能地区など、優れたインフラや設備が容易に利用できる。これらの施設は、投資家のスタートアップ・コストを削減し、マレーシアでのプロジェクト実施を容易にする。

マレーシアの主要工業団地はクラスター・ベースの拠点であり、産業バリュー・チェーン全体のニーズに応えるエンド・ツー・エンドのサービスが容易に利用できる。著名なクラスター型工業団地には、次のようなものがある:

❖ クリムハイテク工業団地 (KHTP)

KHTPは、インターモーダルな物流接続と優れた産業インフラを備えた最初のハイテク工業団地で、資本集約的なハイテク製造、先端技術、研究開発活動に重点を置いている。また、ハイテク、先端技術、医療産業の企業にとって、アジアで最も好ましい投資地の一つとして知られている。

❖ バトゥカワン工業団地 (BKIP)

BKIPは、エレクトロニクスおよびオートメーション・クラスターへの研究開発投資を含む、ハイテクおよび高付加価値投資のために特別に開発された、国内有数の技術ハブである。この総合的なパークは、質の高いインフラ設備を備え、空港や港湾へのアクセスも容易であるため、多くの投資家を惹きつけている。この総合的な設備が整ったパークは、高品質なインフラ設備と空港や海港へのアクセスが容易なことから、多くのマレーシア系企業や著名な多国籍企業(MNC)がBKIPに進出している。

❖ Iパーク

IIパークは、ジョホール州で開発された革新的で持続可能な工業団地のコンセプトである。現在までに、3つのIパークが開発された。すなわち、IパークSILC、Iパーク・セナイ@エアポートシティ、Iパーク・クライである。これらのIパークは国際基準に基づいて建設され、優れた設備が完璧に統合されている。また、投資家にワンストップ・ソリューションを提供し、すぐに利用可能な天然ガス接続、労働者寮、HSBBへのアクセスなどのプラグ・アンド・プレイ設備を提供することで、事業運営を効率化し、投資家の便宜を図っている。

Iパークは、ハイテク製造、研究、ロジスティクス、イノベーション活動に携わる地元企業と多国籍企業の双方にとって最適な目的地である。また、セナイ国際空港とシンガポール・チャンギャン国際空港を経由し、空路で容易にアクセスできる。これらの工業団地は、マレーシアへの再投資に熱心な多国籍企業の要求に応える準備が整っている。

❖ パーム油工業クラスター (POIC)ラハド・ダトゥ

POICラハド・ダトゥはパーム油産業クラスター専用ゾーンである。軽・中・重パーム油産業向けに特別に設計された総合産業団地である。コンテナ・ターミナル、ドライ・バルク・ターミナル、リキッド・バルク・ターミナル、バージ・バースなどの施設もPOICで容易に利用できる。

パーム油に直接関連する投資以外にも、POICラハド・ダトゥは、港湾や物流、バイオマス、バイオ精製、O&G、その他中小企業に関連するサービスなど、幅広い支援サービスにおけるビジネスチャンスも提供している。

❖ サマラジュ工業団地(SIP)

サラワク州ビントゥルにあるサマラジュ工業団地(SIP)は、アルミニウム製錬、鉄鋼、石油精製、シリカ系産業、海洋工学、幅広い産業・支援サービスなど、エネルギー集約型重工業専用の7,000ヘクタールの工業団地である。

この工業団地には、優れた施設やユーティリティのほかに、効率的で近代的な荷役設備を備えたサマラジュ工業港という港湾施設もある。この港は、サマラジュ工業団地に立地する多くの多国籍企業や地元企業の物流ハブとして機能している。

マレーシアの工業団地のより包括的なリストについては、MIDAとマレーシア工業連盟(FMM)が共同で発行している「マレーシア工業団地総覧」をご覧ください

1.2 フリー・ゾーン

フリー・ゾーン(Free Zone)とは、1990年フリー・ゾーン法第3条第1項の規定に基づき、財務大臣がマレーシアのいずれかの地域を自由商業区または自由工業区と宣言したものである。主に輸出向けの製品を生産または組み立てる製造会社のために特別に設けられたものである。

フリー・ゾーンでの活動や産業は、1967年関税法第2条(1A)に基づき、主要関税地域外とみなされるため、最低限の税関手続きが必要となる。この地域の非課税とは対照的に、第31条に基づく輸出入の禁止、第IVA部に基づくトランジットと積み替え、第V部に基づく港湾通関、第VI部に基づく領海内の船舶に影響する一般規定、および1967年関税法第VII部に基づくマニフェストが適用される。ただしその地域が主要関税地域とみなされる場合は、財務大臣の承認を条件として、絶対的または条件付き禁止品目は除外される。

1.2.1　自由貿易区 (FCZ)

FCZは、貿易（小売業を除く）、バルクの破砕、等級付け、再梱包、再ラベル貼りなどの商業活動を行うために割り当てられたフリーゾーンである。小売業は、1990年フリーゾーン法第6条Aに基づき、財務大臣によって特定のフリーゾーンに対して認可されている。

現在までに23のFCZがあり、ポートクラン北港、南港、西港、プラウ・インダ（ポートクラン・フリーゾーン／PKFZ）MILSロジスティクスハブ（MLH）、バターワース、バヤン・レパス、KLIA、ランタウ・パンジャン、ペンカラン・クボル、ストゥラン・ラウト、ブキット・カユ・ヒタム、タシク・ケニル、クアンタン港、パシル・グンダン港、タンジュン・ペレパス港にある。

1.2.2　自由工業区(FIZ)

FIZを利用することで、輸出志向の製造企業は、最低限の税関手続きだけでなく、製造工程で直接必要となる原材料、部品、機械設備を免税で輸入することができる。この地区では、製造活動に加え、研究開発、製品設計、品質管理、試験および試運転、校正および設定、ラベリング、包装または再包装、IPCステータスによるマーケティング、RDCステータスによる流通、再製造、修理、サービス、サプライチェーン管理、戦略的調達活動、、総合支援ソリューションなどの付加価値活動も認められている。

現在までに22のFIZが、パシル・グンダン、タンジュン・ペレパス、バトゥ・ベレンダム、タンジュン・クリン、テロク・パンィマ・ガラン、プラウ・インダ（PKFZ）、Sg. Way,　ウル・クラン、ジェラパン、キンタ、バヤン・レパス、セベラン・ペライ、サマ・ジャヤにある。

企業は、以下の場合にFIZ内に立地することができる:

- 全生産、または製品の 80%以上が輸出向けである;
- 原材料／部品は主に輸入品である。しかしながら、政府はFIZ企業が地元の原材料／部品を使用することを奨励している

1.3保税工場

FIZを設立することが現実的でなく、また望ましくない地域でもFIZ施設を利用できるようにするため、企業は保税工場（LMW）を設立することができる。LMWに与えられる施設は、FIZで操業する工場と同様である。2023年以降、LMWの事業者は直送の適用も認められる。

通常、LMWとして認可されるのは以下の企業である:

- その全生産量または80%以上が輸出向けである;
- 原材料／部品が主に輸入品である

関税の支払い

2011年1月1日より、FIZおよびLMW企業は、主要関税地域における完成品の販売において以下の条件を満たす場合、ATIGA（ASEAN物品貿易協定）税率と同等の輸入関税免除を受ける資格がある:

- 現地調達率が40%以上であること
- 現地調達率が 40%に達しない場合、FIZ/LMW 企業が、生産される最終製品の非原産原材料が、以下の工程を経たものであることを証明できる場合、考慮することができる。FIZ/LMW企業が、生産される最終製品の非原産原材料が、設定されたメカニズムによって実質的な変換プロセスを経たことを証明できれば、考慮される。

2. 電力供給

マレーシアの電力供給は十分であるばかりでなく、高品質・高信頼性を特徴としており、この地域や世界の他の電力会社に匹敵する。

西マレーシアでは、主な電力供給会社は国営電力会社のテナガ・ナシオナル・ベルハド（TNB）である。しかし、この地域には、ケダ州にあるクリム・ハイテク工業団地（KTHP）の顧客に発電と配電を行う独立系電力会社（IPU）であるヌル電力会社がある。さらに例えば、マラコフ・ユーティリティーズ社はクアラルンプール・セントラル開発地区（KLS）に電力を供給し、ベイフ湾岸ホールディング（マレーシア）社はマレーシア＝中国クアンタン工業団地で配電を行っている

サバ州とサラワク州を含む東マレーシアでは、電力供給はそれぞれサバ電力センディリアン・ベルハド（SESB）とサラワク・エネルギー・ベルハド（SEB）によって管理されている。これらの会社は、それぞれの地域における主要な電力供給会社である。

マレーシアの発電は、主に火力、ガス、水力の混合である。発電所は電力会社と独立系発電事業者（IPP）の両方が所有している。太陽光、小水力、バイオガス、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、国のグリーン技術イニシアチブの一環として積極的に推進されている。

マレーシアの送電電圧は500kV、275kV、132kVに設定されており、配電電圧は33kV、11kV、400/230Vに維持されている。

電気の接続性、規制、料金/レートの詳細については、こちらをご覧ください:

- テナガ・ナショナル (Tenaga Nasional Berhad)
- サバ電力会社 (Sabah Electricity Sendirian Berhad)
- サラワク・エネルギー会社 (Sarawak Energy Berhad)

3. 水の供給

半島マレーシアおよびラブアン連邦直轄領の水供給と関連サービスは、マレーシア連邦政府と各州政府の同時管轄下にある。水道サービスの質を向上させ、特に消費者の権利を保護するために、2つの連邦法の枠組み、すなわちスルハンジャヤ・ペルキッドマタン・アイル・ネガラ2006年法（法律654）と水道サービス産業法2006年法（法律655）が、それぞれ2007年と2008年から施行されている。半島マレーシアとラブアン連邦直轄領の消費者は、信頼性が高く安全な水の継続的供給を享受している。保健省

(MOH)は、すべての水道事業者が飲料水の水質に関する世界保健機関(WHO)のガイドラインに準拠していることを確認するため、綿密な監視と定期検査を行っている。家庭用、商業用、工業用の水道料金は、すべて従量制である。水道料金は州によって異なる。

東マレーシアでは、水供給は各州政府とその関連機関の責任である。

4. 通信サービス

マレーシアには、固定通信と移動通信の両方を提供する電気通信事業者(telcos)が多数あり、事実上マレーシア全土をカバーしている。この業界はマレーシア通信マルチメディア委員会(MCMC)によって規制されている。

マレーシアの主要な固定通信事業者はテレコム・マレーシアで、小売・ビジネス・ユーザー向けにはユニファイ・ブランド、企業・公共部門ユーザー向けにはTMワン・ブランドで事業を展開している。テレコム・マレーシアは、音声、データ、ブロードバンド、マルチメディア・サービスを提供しており、その通信速度は最大10Gbpsである。さらに、ワイヤレス接続ソリューション、デジタル・インフラ・ソリューション、マネージドITサービス、ユニファイ・モバイル・ブランドによる携帯電話サービスも提供している。

通信接続、規制、料金の詳細については、こちらをご覧ください:

- MCMC
- テレコム・マレーシア (Telekom Malaysia Berhad)

ユニファイ・モバイル以外にも、マレーシアには仮想移動体通信事業者を含む複数の携帯電話サービスプロバイダーがあります。ほとんどのサービスプロバイダーは、ポストペイドとプリペイドの両方の携帯電話プランを提供しています。現地SIMの利用者は、適切な身分証明書(パスポートやIDカードなど)を使って登録することが義務付けられている。

ジャリナン・デジタル・ネガラ・プラン(JENDELA)の発表を受けて、マレーシアの主要モバイルネットワーク事業者は、既存の3Gネットワークを2021年末までに停止すると発表しており、携帯電話ユーザーは、自分の端末が4G/LTEか2G(GSM)に対応していることを確認する必要がある。

5Gネットワークは2021年末までにクランバレー内で運用を開始する予定である。

マレーシア滞在中の国際ローミングの適用範囲や料金の詳細については、出張者の方は現地の携帯電話サービスプロバイダーにお問い合わせください。

5. 航空貨物施設

マレーシアは東南アジアの交差点に位置するため、積み替えの中心地として特に魅力的である。特にマレーシアにある6つの国際空港では、航空貨物施設が発達している。

セランゴール州セパンにある高度に洗練されたクアラルンプール国際空港(KLIA)は現在、年間7,500万人の旅客と290万トンの貨物を収容できる。将来的には、KLIAの10,000ヘクタールの土地で、年間1億4,000万人の旅客と540万トンの貨物を収容する計画である。

その他の国際空港としては、半島マレーシアのペナン国際空港、ランカウイ国際空港、セナイ国際空港、サバ州のコタキナバル国際空港、サラワク州のクチン国際空港がある。

MABカーゴ社(MASkargo)は貨物部門であり、マレーシア・アビエーション・グループ(MAG)の子会社である: 航空会社、ロイヤリティ&トラベル・ソリューションズ(LTS)、アビエーション・サービスの3つの事業ポートフォリオから成る世界的な航空組織である。MASkargoはMHの航空会社コードで貨物航空会社として運営され、世界約100都市に定期便およびチャーター便の航空貨物サービスを提供している。MASkargoはまた、貨物ターミナル運営会社としても機能している。

MASkargoはまた、貨物ターミナル運営会社としても機能しており、KLIAの40社以上の航空会社および全国11カ所の航空貨物倉庫に地上サービスおよび貨物取扱サービスを提供している。

MASkargoは、マレーシアのセパンにあるFCZ内で、108エーカーのメインハブ、KLIAの最新鋭のアドバンスト・カーゴ・センター(ACC)を運営している。このセンターは年間100万トンの貨物を取り扱うことができます。このセンターは、完全自動化された倉庫管理、リアルタイムのデータ追跡、スムーズな通信フローなど、最新技術と結びついた安全で高度なセキュリティーシステムが特徴である。ACC内の施設には、メール・eコマースセンター、6つ星動物ホテル、主要フォワーディングエージェント向けのプライオリティ・ビジネスセンター(PBC)などがある。ACCの最新施設は、生鮮貨物のワンストップセンターであるMK Centigrade@KULとハラル物流地区(HALゾーン)である。MASkargoは、JAKIMによって認証された世界初、そして現在唯一のハラル認証貨物ターミナル施設である。

また、子会社のMASkargo Logistics Sdn.Bhd. (MLSB)を通じて、貨物輸送、トラック輸送、在庫管理、倉庫管理、配送、フルフィルメントなどのサードパーティロジスティクスサービスも提供しています。

6. 海港

一般に、マレーシアの港湾は連邦港湾、州港湾、民間港湾に分類される。連邦港湾はすべて運輸省の管轄下にある。現在、主要な連邦港湾は、クラン港、ペナン港、ジョホール港、タンジュン・ペレパス港(PTP)、クアンタン港、ケママン港、ビントゥル港の7港である。これらの連邦港湾はすべて近代的な設備を備えている。

経済と貿易の拡大に伴い、国内の港湾は近年目覚ましい成長を遂げている。ポート・クランとPTPの2つの港は、2013年以降、世界のコンテナ港トップ20にランクインしている。

港湾に関する政府の政策は、以下の点に重点を置いている:

- 供給主導であること;

- 以下のことを通じて港の利用を強化する:
  - 港のオペレーションの生産性と効率を改善する;
  - 港の民営化;
  - 補助的サービスの発展と改善;
  - 陸所輸送の発展と改善
- ロードセンター化：クラン港は国の積荷センターおよび積み替えセンターとして認識されており、PTPは地域の積み替えハブとして認識されている。

7. 貨物輸送

マレーシアでは、様々な会社が総合的なコンテナ貨物輸送サービスを提供している。その中には、コンテナ輸送、貨物フォワーディング、倉庫保管、バンカリング、流通関連サービス、港湾・通関、コンテナの修理、リース、メンテナンスなどが含まれる。

マレーシアの荷受人や顧客は、現地の支店や営業所のネットワークを通じて、スピーディーで効率的、かつ信頼性の高い貨物輸送を享受している。ほとんどの会社は、代理店による国際的なネットワークも提供している。

7.1 コンテナ輸送

マレーシア政府は陸上公共交通機関を通じてコンテナ輸送を規制している。コンテナ輸送は、トレーラーやプライムムーバーの多様なフリートを通じて、多様な貨物ニーズに対応している。最新の追跡システムを装備し、路上で運搬車両と連絡が取れるようになっているものもある。その他、多数の中規模・小規模の事業者が、従来型の貨物をトラックで全国の目的地に輸送している。道路と鉄道（マルチモーダル）輸送システムによる貨物移動は、貨物の迅速な配達を保証し、国内および国際貿易を促進する。

7.2 貨物フォワーディング

マレーシア全土に駐在する何百社もの貨物フォワーディング業者が全国的な貨物フォワーディングサービスを提供しており、一方、国際的な目的地へ向かう貨物は様々な国際貨物フォワーダーを通じて転送することができる。

また、通関に必要な許認可や免税・免税の申請手続きにおいて、製造業者を支援することもできる。

8. 高速道路

マレーシア高速道路公社は、マレーシアの都市間高速道路の設計、建設、規制、運営、保守を監督・実施している。これらの快適な高速道路は、すべての主要なタウンシップと潜在的な開発地域を結んでおり、効率的な輸送を可能にすることで産業の成長を促してきた。

マレーシアの民営化計画が成功し、力強い経済成長も相まって、ここ数年、高速道路開発プロジェクトが増加している。

今日、南北高速道路はペナン橋、クアラルンプール-カラク高速道路、東海岸高速道路とともに半島マレーシアの道路インフラの基幹を形成し、同国の急速な社会経済発展に貢献している。

9. 鉄道

半島マレーシアで事業を展開するKeretapi Tanah Melayu Bhd.（KTMB）は、マレーシア政府が全額出資する企業である。国内最大の輸送機関として、KTMBは穀物から機械に至るまで、様々な種類の商品を輸送する能力を持つ。

そのネットワークは半島マレーシアを縦横に走り、北はパダンブサールのターミナルから南はジョホールのパシル・グダンまで伸びている。同じ北側の路線はペナンの埠頭や港湾施設にも乗り入れている。

乗客輸送を含む、マレーシアの鉄道サービスの詳細については、https://www. mot.gov.my/en/land/infrastructure/current-rail-servicesをご覧ください。

コミューター路線

クランバレー

- バトゥケイブ – プラウ・セバン/タンピン
- タンジュン・マリム – ペラブハン・クラン

北部

- パダン・レンダス – バターワース (ソーン・イポー – バターワース)
- バターワース – パダン・ベサル

KTM Komuter is a commuter rail service brand
KTMコミューターは、ケレタピ・タナ・メラユ（KTM）が運営するマレーシアの通勤鉄道サービス・ブランドである。1995年に導入され、クアラルンプールとクランバレーの周辺郊外でローカル鉄道サービスを提供している。

クランバレーにおけるKTMコミューターの二路線は、セレンバン線（バトゥケイブ – プラウ・セバン/タンピン）とクラン港線（タンジュン・マリム – クラン港）である。KTMコミューターはクランバレー地域に５７の駅を持ち、KLセントラル、クアラルンプール、国立銀行とプトラ駅への便利な乗り換えが可能である。

詳細については www.ktmb.com.myをご覧ください。

10. デジタルインフラ

マルチメディア・スーパー・コリドー（MSC）マレーシアは、1996年にマレーシア政府によって設立され、マレーシアのデジタル経済の発展を促進している。当初、MSCマレーシアは、マレーシア国内に世界トップクラスの企業を誘致するための指定経済回廊の創設に重点を置いていた。資格のある国内外のテクノロジー企業に与えられるMSC

マレーシア・ステータスは、デジタル経済の発展を推進するために、政府からさまざまな優遇措置、権利、特権を提供するものであった。過去25年間、MSCマレーシアは一貫して数多くの地域および世界の多国籍企業の関心を集めてきた。
2022年7月4日、MSCマレーシアの後継としてマレーシア・デジタル(MD)イニシアチブが発足した。MDの主な目的は、国家のデジタル能力を高め、デジタル経済の成長を強化することである。極めて重要な国家戦略的イニシアチブとして、政府は企業、人材、投資を誘致するとともに、マレーシアの企業と市民(ラクヤット)が世界のデジタル革命と経済において主導的な役割を果たせるようにすることを目指している

MDサイバーシティーと サイバーセンター

MSCマレーシア・サイバーシティー／サイバーセンターは現在、MDサイバーシティーと サイバーセンターとして知られている。これらは、ICT投資家を誘致し、地元のICT企業の成長を促進するためのエコシステムを提供する、ビジネス環境の整ったインパクトの大きい地域に指定されており、同じセクターの企業が急速な成長に拍車をかけるために一緒に配置されている。

これらの企業は、マレーシアの発展したデジタル経済ビジョンの枠組みの中で事業を成長させるために、助長的なエコシステムの中に収容される。健全な競争を促進する環境は、イノベーションと発展を促すと同時に、国や地域レベルの能力を向上させる。

2022年12月現在、75の MDサイバーシティーとサイバーセンターがある。 MDサイバーシティーとサイバーセンターのリストについてはhttps://titan.mdec.my/wp-content/uploads/2022/07/MSC-CC-DH-List-5-July-2022. PDFをご覧ください。

マレーシア、アジアのデジタル虎

ASEANのデジタル経済は、2030年までに2兆米ドルに達すると予測されており、同部門はASEANのGDPに約28%寄与すると予測されている。この地域の中心に位置するマレーシアは、ASEANのデジタル経済大国として主導的な役割を果たすのに十分な立場にある。マレーシアのデジタル経済は、2025年までに同国のGDPに25.5%寄与すると予想されている。

マレーシアデジタル経済公社(MDEC)は、デジタル投資におけるマレーシアの専門投資促進機関(IPA)として、デジタル経済を前進させ、企業のマレーシア進出を促進・緩和し、あらゆる段階での成長と拡大を支援し、ASEANへの足がかりとすることに精通している。

投資先としてマレーシアの魅力を高めるこの努力の先頭に立っているのが、MD構想である。MDの地位により、適格な企業は、マレーシア国内のどこででも、事業、成長、拡大、投資を行う柔軟性と機会を得ることができる。MDECはMDの強力な実施機関として、MDステータスのある企業に財政的・非財政的インセンティブを提供する。

MDECは、MSCマレーシア・イニシアチブの実施に始まり、それ以来、マレーシア全土のデジタル・トランスフォーメーションと成長を促進してきた。MDECは、成長と再投資のためのより大きなインセンティブとガバナンスを提供することで、ASEANのデジタルハブとしてのマレーシアの地位を強化し、新たな扉を開き、すべてのマレーシア人のための繁栄を共有することを目指している。

デジタル投資局(DIO)

DIOはMIDAとMDECの完全デジタル共同プラットフォームであり、すべてのデジタル投資を調整・促進する。この協力関係の目的は、マレーシアにおけるデジタル投資に対する認識を高めるだけでなく、この急速に進化するセグメントへの新規投資の促進と誘致において、すべてのIPA間の連携を強化することである。

DIOは、デジタル投資プロジェクトの調整、評価、査定を行うとともに、投資家にエンドツーエンドの円滑化を提供する。DIOはまた、人材要件やデジタル・インフラストラクチャー・ネットワークについて、将来に備えた政策や指針を打ち出すとともに、現在の大流行期やそれ以降に企業が直面する運営上の問題にも対処する。

DIOは、デジタルイネーブラー、高所得者層の雇用創出、地域の労働力と企業のデジタルスキル向上を通じて、新規および既存の経済クラスターの変革を促進する。投資家は、マレーシア・デジタル・エコノミー・ブループリント(MyDIGITAL)の目標に沿った質の高いデジタル投資の機会を得るために、単一のエントリー・ポイントを通じて投資案件を提出することができる。

デジタルインフラ、施設、税制優遇措置のさらなるアップデートと情報については、以下のウェブサイトをご覧ください。

マレーシア・デジタルについては
https://mdec.my/malaysiadigital

サイバーシティーとサイバーセンターについては
https://mdec.my/what-we-offer/cybercities-cybercentres-digital-hubs/

デジタル投資局(DIO)のウェブサイトは
https://mydigitalinvestment.gov.my/

第X章 その他の投資促進機関

1. バイオ経済公社
2. 東海岸経済地域開発評議会(ECERDC)
3. ハラル開発公社 (HDC)
4. インベストKL
5. イスカンダル地域開発庁 (IRDA)
6. マレーシアデジタル経済公社 (MDEC)
7. 北部回廊I担当庁 (NCIA)
8. 地域回廊開発庁 (RECODA)
9. サバ経済開発庁 (SEDIA)

第 X 章

その他の投資促進機関

MIDAはマレーシアの主要な投資促進機関（IPA）であるが、他のIPAとも手を携えてマレーシアの国家的な投資課題を先導している。これらの機関は、国内の様々な地域を開発し、人材や特定の産業を育成するMIDAの継続的な取り組みを補完している。

1. バイオ経済公社

バイオ経済公社は、マレーシアにおけるバイオベース産業の主導的開発機関である。国家バイオテクノロジー政策(NBP)の目的を実行する責任を負い、研究開発と商業の両方における価値提案を特定し、金融支援と開発サービスを通じてこれらのベンチャーを支援する。

バイオ経済公社は、その他の任務の中でも、支援、促進、助言サービスを提供し、マレーシアのバイオベース企業の育成と成長を加速させる中心的な役割を担っている。バイオベース産業への海外からの直接投資を積極的に促進し、そのための環境を整備する。

バイオ経済公社に関する詳細は、
www.bioeconomycorporation.my/をご覧ください。

2. 東海岸経済地域開発委員会 (ECERDC)

ECERDCは、東海岸経済地域（ECER）の社会経済的発展に拍車をかけ、バランスの取れた地域発展を達成し、地域の人々の生活水準を向上させることを目標としている。地域の均衡ある発展、地域の人々の生活水準の向上、地方と都市の格差の是正を目標としている。

ECERDCの役割は、戦略的でインパクトの大きいプロジェクトやプログラムの実施を加速させることである。これは、すべての利害関係者の問題に確実に対処し、地域のニーズを満たすために、協議と協力のアプローチを通じて、既存の政府の取り組みを補完することによって行われる。

ECERは、半島マレーシアの東海岸に位置するケランタン州、トレンガヌ州、パハン州、ジョホール州を包括している。

ECERDCの詳細については、www.ecerdc.com.my/ をご覧ください。

3. ハラル開発公社 (HDC)

HDCは政府が支援する世界初のハラル産業開発公社であり、マレーシアの総合的かつ包括的なハラル産業の開発を先導している。
マレーシアの総合的かつ包括的なハラル・エコシステムとインフラストラクチャーの開発を先導している。マレーシアのハラル・エコシステム開発への参加を促進し、業界関係者の成長を促進する中心的なコーディネーターである。

HDCは、ハラル・エコシステム内での機会創出、投資、貿易、雇用、情報共有、技術移転を通じて、マレーシアを世界のハラル産業のリーダーへと変貌させた。

HDCの詳細については、www.hdcglobal.com/をご覧ください。

4. インベストKL

インベストKLは、フォーチュン500やフォーブス2,000の多国籍企業、ユニコーン企業、急成長企業、「隠れたチャンピオン」タイプの企業を誘致し、グレーター・クアラルンプールに地域拠点を設立し、地域活動を行うことに注力している。

インベストKLは様々な政府機関と提携し、米国、欧州、アジア太平洋地域の多国籍企業がイノベーションと人材ハブを設立し、グレーター・クアラルンプール地域で地域ビジネスや価値の高いビジネスサービス活動を実施し、アジアにおける企業の成長を促進するよう誘致している。

InvestKLの詳細については、www.investkl.gov.my/ をご覧ください。

5. イスカンダル地域開発庁 (IRDA)

IRDAはマレーシア連邦政府の法定機関であり、イスカンダル・マレーシアを強力で持続可能な国際的大都市に発展させるというビジョンを達成するため、官民両部門の様々な利害関係者を規制し、推進することを目的としている。マレーシア最南端のジョホール州に位置するイスカンダル・マレーシアは、豊かな土地、自然資源、人的資源、持続可能な生活環境を誇る。

IRDAは、イスカンダル・マレーシアへの投資の計画、促進、促進に関する活動を行っている。

IRDAの詳細については、www.irda.com.my/ をご覧ください。

6. マレーシア・デジタル・エコノミー公社 (MDEC)

MDECは、マレーシアのICTとデジタル経済の成長を成功に導いてきた約25年の実績がある。MDECは、マレーシアがデジタルASEANの中心地として確固たる地位を築き、第4次産業革命をリードするグローバル・チャンピオンを生み出す地域のデジタル強国となることを目指すとともに、デジタル経済がマレーシア国民全員の繁栄を分かち合うことを確実にすることを目指している。

MDECは、マレーシアのデジタル経済の成長を加速させ、それがすべての人にとって包括的でやりがいのあるものであることを保証することに専念している。これは、マレーシア人のデジタル・スキルの向上、デジタル・パワーのあるビジネスの実現、デジタル・セクターへの投資の誘致という重要な推進力を通じて達成される。

MDECの詳細については、mdec.myをご覧ください。

7. 北部回廊実行庁 (NCIA)

NCIA は、北部回廊経済圏（Northern Corridor Economic Region：NCER）の発展を促進・加速するための政策や戦略を立案し、方向性を示す責任を負う法定機関です。NCIA は、北方回廊経済地域（NCER）の開発を促

進し、加速させるための政策と戦略を立案し、実行する。

NCIA の詳細については、www.ncer.com.my/about-ncer/about-ncia/をご覧ください。

8. 地域回廊開発庁 (RECODA)

RECODAはサラワク再生可能エネルギー回廊プロジェクト (SCORE)を管理監督している。RECODAの主目標は、新規および既存市場の創出と開拓によってSCOREを推進し、サラワクの野心的な投資と開発目標の達成に取り組むことである。

SCOREは7万平方キロメートル、人口60万人、800万ヘクタールの森林と500万ヘクタールの農耕可能地と泥炭地をカバーしている。SCOREの水力発電というインフラによる豊富な再生可能エネルギーは、とりわけエネルギー多消費型産業にとり、重要な競争優位性である。

RECODA,の詳細については www.recoda.com.my/をご覧ください。

9. サバ経済開発投資庁 (SEDIA)

SEDIAはサバ開発回廊 (SDC)を推進するためのワンストップ機関であり、社会開発と持続可能な開発を優先事項として確保しつつ、SDCの計画、調整、促進、開発の加速を主な責務としている。

SEDIAの詳細については、www.sedia.com.my/をご覧ください。

連絡先

省庁

関連機関

国際通商産業省(MITI)海外事務所

マレーシア投資開発庁(MIDA)海外事務所

マレーシア投資開発庁(MIDA)国内事務所

マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 海外事務所

マレーシア貿易開発公社(MATRADE)国内事務所

省庁

PRIME MINISTER'S OFFICE
Main Block, Perdana Putra Building
Federal Government Administrative Centre
62502 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8888 3444
ウェブサイト : www.pmo.gov.my
電子メール : ppm@pmo.gov.my

MINISTRY OF AGRICULTURE AND FOOD SECURITY
Block 4 G1, Wisma Tani
No. 28, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62624 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8888 6020
ウェブサイト : https:/www.kpkm.gov.my
電子メール : pro@kpkm.gov.my

MINISTRY OF DEFENCE
Wisma Pertahanan
Jalan Padang Tembak
50634 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 4019 9999
ファックス :(603) 2691 4163
ウェブサイト : www.mod.gov.my
電子メール : mindef@mod.gov.my

MINISTRY OF DOMESTIC TRADE AND COST OF LIVING
No. 13, Persiaran Perdana, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62623 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8882 5983
ウェブサイト : www.kpdn.gov.my

MINISTRY OF EDUCATION
Block E8, Complex E
Federal Government Administrative Centre
62604 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8884 6411
ウェブサイト : www.moe.gov.my
電子メール : kpkkpm@moe.gov.my

MINISTRY OF SCIENCE, TECHNOLOGY AND INNOVATION
Level 1 – 7, Block C4 & C5, Complex C
Federal Government Administration
62662 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8888 9070
ウェブサイト : www.mosti.gov.my
電子メール : enquiry@mosti.gov.my

MINISTRY OF FEDERAL TERRITORIES
Block 1 & Block 2, Menara Seri Wilayah
Precint 2, 62100 Putrajaya
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8889 7957
ウェブサイト : www.jwp.gov.my
電子メール : webmaster@jwp.gov.my

MINISTRY OF FINANCE
Ministry of Finance Complex
No.5 Persiaran Perdana, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62592 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8882 3893 / 3894
ウェブサイト : www.treasury.gov.my
電子メール : pro@treasury.gov.my

MINISTRY OF FOREIGN AFFAIRS
Wisma Putra Complex
No. 1, Jalan Wisma Putra, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62602 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8889 1717 / 8889 2816
ウェブサイト : www.kln.gov.my
電子メール : pro.ukk@kln.gov.my

MINISTRY OF HEALTH
Block E1, E3, E6, E7 & E10, Complex E
Federal Government Administrative Centre
62590 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ウェブサイト : www.moh.gov.my
電子メール : ukk_khpgn@moh.gov.my

MINISTRY OF HOME AFFAIRS
Setia Perkasa 1,2,7 & 9
Kompleks Setia Perkasa Pentadbiran
Kerajaan Persekutuan
62546 Putrajaya
電話番号 : (603) 8886 8000
ファックス : (603) 8889 1613 / 1610
ウェブサイト : www.moha.gov.my
電子メール : pro@moha.gov.my

MINISTRY OF HOUSING AND LOCAL DEVELOPMENT
No. 51, Persiaran Perdana
Precint 4, 62100 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8891 3182
ウェブサイト : www.kpkt.gov.my
電子メール : pro@kpkt.gov.my

MINISTRY OF HUMAN RESOURCES
Setia Perkasa 3 & 4
Kompleks Setia Perkasa
Pusat Pentadbiran Kerajaan Persekutuan
62530 Putrajaya
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8889 2381
ウェブサイト : www.mohr.gov.my
電子メール : akpukk@mohr.gov.my

MINISTRY OF COMMUNICATIONS AND DIGITAL
Lot 4G9, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Goverment Administrative Centre
62100, Putrajaya
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8911 5183
ウェブサイト : www.kkd.gov.my
電子メール : webmaster@kkd.gov.my

MINISTRY OF ENERGY AND NATURAL RESOURCES
Wisma Sumber Asli
No. 25, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62574 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8889 2672
ウェブサイト : www.nre.gov.my
電子メール : aduannre@nre.gov.my

MINISTRY OF PRIMARY INDUSTRIES
No. 15, Level 6-13
Persiaran Perdana, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62654 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8880 3441
ウェブサイト : www.mpic.gov.my
電子メール : webmaster@mpic.gov.my

MINISTRY OF RURAL AND REGIONAL DEVELOPMENT
No. 47, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62100 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ウェブサイト : www.rurallink.gov.my
電子メール : info@rurallink.gov.my

MINISTRY OF TOURISM, ARTS AND CULTURE
No. 2, Tower 1, Jalan P5/6, Precinct 5
62200 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8891 7100
ウェブサイト : www.motac.gov.my
電子メール : info@motac.gov.my

MINISTRY OF TRANSPORT
No. 26, Jalan Tun Hussein, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62100 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8888 0158
ウェブサイト : www.mot.gov.my
電子メール : aduan@mot.gov.my

MINISTRY OF WOMEN, FAMILY AND COMMUNITY DEVELOPMENT
No. 55, Persiaran Perdana, Precinct 4
62100 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8323 2037
ウェブサイト : www.kpwkm.gov.my
電子メール : info@kpwkm.gov.my

MINISTRY OF WORKS
Tingkat 1 – 14, Kompleks Kerja Raya
Jalan Sultan Salahuddin
50580 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 2711 3320
ウェブサイト : www.kkr.gov.my
電子メール : pro@kkr.gov.my

MINISTRY OF YOUTH AND SPORTS
Menara KBS
No.27, Persiaran Perdana, Precinct 4
Federal Government Administrative Centre
62570 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8871 3333 / 8871 3000
ファックス : (603) 8888 8770
ウェブサイト : www.kbs.gov.my
電子メール : webmaster@kbs.gov.my

MINISTRY OF ECONOMY
Menara Prisma
No. 26, Persiaran Perdana, Precinct 3
Federal Government Administrative Centre
62675 Putrajaya
電話番号 : (603) 8090 2094 / 2095
ウェブサイト : www.ekonomi.gov.my
電子メール : ukk@ekonomi.gov.my

MINISTRY OF ENTREPRENEUR AND COOPERATIVES DEVELOPMENT
Block E4/5, Government Complex Parcel E
Federal Government Administrative Centre
62668 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8889 3712
ウェブサイト : www.kuskop.gov.my
電子メール : korporat@kuskop.gov.my

MINISTRY OF NATURAL RESOURCES, ENVIRONMENT AND CLIMATE CHANGE
Block F11, Complex F
Lebuh Perdana Timur, Precinct 1
62000 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8889 2672
ウェブサイト : www.nrecc.gov.my
電子メール : webmaster@nrecc.gov.my

MINISTRY OF PLANTATION AND COMMODITIES
No. 15, Level 6-13
Persiaran Perdana, Precinct 2
62654 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ファックス : (603) 8880 3482
ウェブサイト : www.kpk.gov.my
電子メール : portalmaster@kpk.gov.my

関連団体

HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT FUND
Wisma HRDF
Jalan Beringin, Damansara Heights
50490 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : 1800-88-4800
ウェブサイト : www.hrdcorp.gov.my
電子メール : support@hrdf.com.my

IMMIGRATION DEPARTMENT
Level 1 – 7(Podium)
No.15, Persiaran Perdana, Precinct 2
Federal Government Administrative Centre
62550 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8000 8000
ウェブサイト : www.imi.gov.my
電子メール : opsroom@imi.gov.my

INLAND REVENUE BOARD
Menara Hasil
Persiaran Rimba Permai Cyber 8
63000 Cyberjaya, Selangor, Malaysia
電話番号 : (603) 7496 8900
ウェブサイト : www.hasil.gov.my
電子メール : callcentre@hasil.gov.my

INTELLECTUAL PROPERTY CORPORATION OF MALAYSIA
Unit 1-7, Ground Floor, Tower B
Menara UOA Bangsar
No.5, Jalan Bangsar Utama 1
59000 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 2299 8400
ファックス : (603) 2299 8989
ウェブサイト : www.myipo.gov.my
電子メール : ipmalaysia@myipo.gov.my

LABUAN FINANCIAL SERVICES AUTHORITY (LABUAN FSA)
Level 17, Main Office Tower
Financial Park Complex, Jalan Merdeka
87000 Federal Territory Labuan, Malaysia
電話番号 : (603) 8873 2000
ファックス : (603) 8873 2209
ウェブサイト : www.labuanfsa.gov.my
電子メール : communication@labuanfsa.gov.my

MALAYSIA BIOECONOMY DEVELOPMENT CORPORATION SDN. BHD.
Ground Floor, Menara Z10
Jalan Alamanda 2, Presint 1
62000 Wilayah Persekutuan
Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8893 4200
ウェブサイト : www.bioeconomycorporation.my
電子メール : kc@bioeconomycorporation.my

MALAYSIAN INDUSTRIAL DEVELOPMENT FINANCE BHD (MIDF)
Level 21, Menara MIDF
82, Jalan Raja Chulan
50200 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 2173 8888
ウェブサイト : www.midf.com.my
電子メール : inquiry-feedback@midf.com.my

SUSTAINABLE ENERGY DEVELOPMENT AUTHORITY MALAYSIA
Galeria PjH
Aras 9 Jalan P4W
Persiaran Perdana, Presint 4
62100 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8870 5800
ファックス : (603) 8870 5900
ウェブサイト : www.seda.gov.my
電子メール : enquiry@seda.gov.my

ENERGY COMMISSION
No.12, Jalan Tun Hussein, Precinct 2
62100 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8870 8500
ファックス : (603) 8888 8637
ウェブサイト : www.st.gov.my

MALAYSIAN TECHNOLOGY DEVELOPMENT CORPORATION SDN BHD (MTDC)
Ground Floor, Menara Yayasan Tun Razak
Jalan Bukit Bintang
55100 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 2172 6000
ファックス : (603) 2163 7541
ウェブサイト : www.mtdc.com.my
電子メール : comms@mtdc.com.my

MALAYSIAN INDUSTRY-GOVERNMENT GROUP FOR HIGH TECHNOLOGY (MiGHT)
Prime Minister's Department
MiGHT Partnership Hub, Jalan Impact
63000 Cyberjaya, Selangor, Malaysia
電話番号 : (603) 8315 7888
ファックス : (603) 8312 0300
ウェブサイト : www.might.org.my
電子メール : info@might.org.my

MALAYSIA TOURISM PROMOTION BOARD
9th Floor, No. 2, Tower 1
Jalan P5/6, Precinct 5
62200 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8891 8000
ウェブサイト : www.tourism.gov.my
電子メール : enquiries@tourism.gov.my

MALAYSIA DIGITAL ECONOMY CORPORATION SDN. BHD.
2360, Persiaran APEC
63000 Cyberjaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia
電話番号 : 1 800 88 8338 / (603) 8315 3000
ファックス : (603) 8315 3115
ウェブサイト : www.mdec.com.my
電子メール : clic@MDeC.com.my

MALAYSIA PRODUCTIVITY CORPORATION
Lorong Produktiviti, Off Jalan Sultan
46200 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia
電話番号 : (603) 7955 7266
ウェブサイト : www.mpc.gov.my
電子メール : Ketua_Pengarah@mpc.gov.my

PORT KLANG AUTHORITY
Mail Bag Service 202, Jalan Pelabuhan Utara
42005 Port Klang, Selangor, Malaysia
電話番号 : (603) 3168 8211
ファックス : (603) 3168 8228
ウェブサイト : www.pka.gov.my
電子メール : onestopagency@pka.gov.my

ROYAL CUSTOMS MALAYSIA
Ministry of Finance Complex, Precinct 2
No.3, Persiaran Perdana
Federal Government Administrative Centre
62596 Putrajaya, Malaysia
電話番号 : (603) 8882 2100 / 2300
ウェブサイト : www.customs.gov.my
電子メール : cpa@customs.gov.my

SECURITIES COMMISSION
No. 3, Persiaran Bukit Kiara, Bukit Kiara
50490 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 6204 8000
ファックス : (603) 6201 1818
ウェブサイト : www.sc.com.my
電子メール : cau@seccom.com.my

SME CORPORATION MALAYSIA
Level 6, SME 1, Block B
Platinum Sentral, Jalan Stesen Sentral 2
Kuala Lumpur Sentral
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 2775 6204 / 6157 / 6303
ファックス : (603) 2775 6001
ウェブサイト : www.smecorp.gov.my
電子メール : info@smecorp.gov.my

SME BANK
Menara SME Bank
Jalan Sultan Ismail
50250 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 2603 7700
ウェブサイト : www.smebank.com.my
電子メール : customercare@smebank.com.my

SOCIAL SECURITY ORGANISATION (SOCSO)
Menara Perkeso
281, Jalan Ampang
50538 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 4264 5000
ウェブサイト : www.perkeso.gov.my
電子メール : perkeso@perkeso.gov.my

TELEKOM MALAYSIA BERHAD
Level 51, North Wing
Menara TM, Jalan Pantai Baru
50672 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 2240 1221
ファックス : (603) 2283 2415
ウェブサイト : www.tm.com.my

TENAGA NASIONAL BERHAD
TNB Platinum
No. 3, Jalan Bukit Pantai
Bangsar
59100 Kuala Lumpur
電話番号 : (603) 2296 5566
ファックス : (603) 2283 3686
ウェブサイト : www.tnb.com.my
電子メール : ird@tnb.com.my

MINISTRY OF INVESTMENT , TRADE & INDUSTRY (MITI)

Menara MITI No.7, Jalan Sultan Haji Ahmad Shah, 50480 Kuala Lumpur, Malaysia.
電話番号 : (603) 8000 8000　　ファックス : (603) 6026 4693
ウェブサイト : www.miti.gov.my　　電子メール : webmiti@miti.gov.my

国際通商産業省(MITI)海外事務所

シンガポール
Minister (Economic)
High Commission of Malaysia in Singapore
Malaysian Trade Commission
80 Robinson Road #01-02
Singapore 068896
電話番号 : (65) 6222 1356
ファックス : (65) 6221 5121
電子メール : kavitha@miti.gov.my

インドネシア
Counsellor of Economic Affairs
Embassy of Malaysia (Commercial Section)
Jalan H.R. Rasuna Said, Kav X6
No.1-3, Kuningan
Jakarta 12950, Indonesia
電話番号 : (6221) 522 4947 / 522 4962
ファックス : (6221) 522 4963
電子メール : najeeb@miti.gov.my

タイ
Counsellor of Economic Affairs
Embassy of Malaysia (Trade Office)
35, South Sathorn Road Tungmahamek,
Sathorn Bangkok 10120
Thailand
電話番号 : (662) 679 2190-9
Ext. 2303 / 2304 / 2305
ファックス : (662) 679 2200
電子メール : ezral@miti.gov.my

ベトナム
Minister Counsellor (Economic)
Embassy of Malaysia 43-45,
Dien Bien Phu Street Ba Dinh District
Hanoi, Vietnam
電話番号 : (8424) 3734 3849 / 3836
ファックス : (8424) 3734 3832
Email : suhaili.ismail@miti.gov.my

インド共和国
Minister of Economic Affairs
High Commission of Malaysia in New Delhi
50-M, Satya Marg
Chanakyapuri
New Delhi 110021
Republic of India
電話番号 : (91-11) 2415 9303
ファックス : (91-11) 2688 2372
電子メール : shamilah@miti.gov.my

中華人民共和国
Minister of Economic Affairs
Embassy of Malaysia (Economic Section)
No.2 Liang Ma Qiau Bei Jie
Chaoyang District, 100600 Beijing
People's Republic of China
電話番号 : (8610) 6532 2533 / 7990
ファックス : (8610) 6532 3617
電子メール : ongcy@miti.gov.my

ベルギー
Minister of Economic Affairs
Embassy of Malaysia in Belgium
Belgium Avenue de Tervuren 414A
1150 Brussels, Belgium
電話番号 : (322) 776 0376
ファックス : (322) 771 2380
電子メール : miti.brussels@skynet.be

スイス
Permanent Representative of Malaysia to the WTO
International Centre Cointrin (ICC)
3rd Floor, Block C
20, Route de Pre-Bois
Case Postale 1909
CH 1215, Geneva 15
Switzerland
電話番号 : (4122) 799 4040
ファックス : (4122) 799 4041
電子メール : syahril@miti.gov.my

アメリカ合衆国
Minister Counsellor (Economy) Embassy of Malaysia
3516 International Court NW Washington DC 20008
United States of America
電話番号 : (1202) 572 9700 / 10 / 34
ファックス : (12020 572 9782 / 882
電子メール : hairil@miti.gov.my

MALAYSIAN INVESTMENT DEVELOPMENT AUTHORITY

MIDA Sentral, No 5, Jalan Stesen Sentral 5, Kuala Lumpur Sentral, 50470 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 2267 3633　　ファックス : (603) 2274 7970
ウェブサイト : www.mida.gov.my　　電子メール : investment@mida.gov.my

マレーシア投資開発庁(MIDA)海外事務所

アジア・太平洋

シンガポール
Consul (Investment)/Director
High Commission of Malaysia
Malaysian Investment Development Authority
No.7, Temasek Boulevard
26-01, Suntec Tower One
Singapore 038987
電話番号　: (65) 6835 9326 / 9580 / 7069
ファックス　: (65) 6835 7926
電子メール　: singapore@mida.gov.my

オーストラリア
Consul (Investment)/Director
Consulate of Malaysia (Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
Level 6, 16 Spring Street
Sydney NSW 2000, Australia
電話番号　: (6102) 9251 1933
電子メール　: sydney@mida.gov.my

中華人民共和国
上海
Consulate General of Malaysia
(Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
Unit 807-809, Level 8
Shanghai Kerry Centre
No.1515, Nanjing Road (West)
Shanghai 200040
People's Republic of China
電話番号　: (8621) 6289 4547
ファックス　: (8621) 6279 4009
電子メール　: shanghai@mida.gov.my

広州
Director
Malaysian Investment Development Authority
Unit 1804B-05
CITIC Plaza Office Tower
233 Tianhe Be Road Guangzhou
510610, People's Republic of China
電話番号　: (8620) 8752 0739
ファックス　: (8620) 8752 0753
電子メール　: guangzhou@mida.gov.my

北京
Counselor (Investment)/Director
Embassy of Malaysia (Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
Unit C, 12th Floor, Tower A, Gateway Plaza
No. 18, Xiaguangli, East Third Ring North Road
Chaoyang District, 100600 Beijing
China
電話番号　: (8610) 8440 0071 / 0072
ファックス　: (8610) 8440 0076
電子メール　: beijing@mida.gov.my

日本
東京
Director
Malaysian Investment Development Authority
32F, Shiroyama Trust Tower
4-3-1, Toranomon, Minato-Ku
Tokyo 105-6032, Japan
電話番号　: (813) 5777 8808
ファックス　: (813) 5777 8809
電子メール　: tokyo@mida.gov.my

大阪
Director
Malaysian Investment Development Authority
Mainichi Intecio 18-F
3-4-5, Umeda, Kita-ku
Osaka 530-0001, Japan
電話番号　: (816) 6451 6661
ファックス　: (816) 6451 6626
電子メール　: osaka@mida.gov.my

大韓民国
Counselor (Investment)/Director
Embassy of Malaysia
(Malaysian Trade and Investment Centre)
Level 17, Standard Chartered Bank Korea Limited Building
47, Jongro, Jongro-gu
Seoul 110-702 Republic of Korea
電話番号　: (822) 733 6130 / 6131
ファックス　: (822) 733 6132
電子メール　: seoul@mida.gov.my

台湾
Director (Investment)
Malaysian Friendship & Trade Centre
Malaysian Investment Development Authority
12F, Suite A, Hung Kuo Building
167, Tun Hua North Road, Song Shan District 10549
Taipei, Taiwan
電話番号 : 886 (2) 2718 6094
ファックス : (8862) 2514 7581
電子メール : taipei@mida.gov.my

インド
Consul (Investment)/Director
Consulate General of Malaysia (Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
81 & 87, 8th Floor
3rd North Avenue Maker Maxity
Bandra Kurla Complex, Bandra (E)
Mumbai 400051
India
電話番号 : (9122) 2659 1155 / 1156
ファックス : (9122) 2659 1154
電子メール : mumbai@mida.gov.my

アラブ首長国連邦
Consul (Investment)/Director
Consulate General of Malaysia (Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
Unit 2205, 22nd Floor, Tower A,
Business Central Tower, Dubai Media City
(P.O. Box 502876) Dubai
United Arab Emirates
電話番号 : (9714) 4343 696 / 4343 697
ファックス : (9714) 4343 698
電子メール : dubai@mida.gov.my

欧州

フランス
Director
Malaysian Investment Development Authority
42, Avenue Kleber
75116 Paris, France
電話番号 : (331) 4727 6696 / 3689
電子メール : paris@mida.gov.my

ドイツ
フランクフルト
Consul (Investment)/Director
Consulate General of Malaysia
(Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
Level 9, HAT 64
Bleichstrasse 64-66
60313 Frankfurt Am Main
Germany
電話番号 : (4969) 8700 679-0
電子メール : frankfurt@mida.gov.my

ミュンヘン
Director
Malaysian Investment Development Authority
Level 6, Bürkleinhaus
Bürkleinstrasse 10
80538 Munich, Germany
電話番号 : (4989) 2030 0430
ファックス : (4989) 2030 0431-5
電子メール : munich@mida.gov.my

イタリア
Consul (Investment)/Director
Consulate of Malaysia (Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
2nd Floor, via Albricci 9
20122 Milan (MI), Italy
電話番号 : (3902) 8909 3824
ファックス : (3902) 8909 5418
電子メール : milan@mida.gov.my

スウェーデン
Economic Counsellor
Malaysian Investment Development Authority
c/o Embassy of Malaysia
Karlavaegen 37
P.O. Box 26053
S-10041 Stockholm, Sweden
電話番号 : (468) 440 8400 / (468) 440 8416
ファックス : (468) 791 8761
電子メール : stockholm@mida.gov.my

英国
Counsellor for Investment/Director
High Commission of Malaysia
Malaysian Investment Development Authority
17 Curzon Street
London W1J 5HR
United Kingdom
電話番号 : (4420) 7493 0616
ファックス : (4420) 7493 8804
電子メール : london@mida.gov.my

トゥルキエ
Director
Malaysian Investment Development Authority
APA-GIZ Plaza,
Büyükdere Caddesi
No: 191 Level: 12, No:24
34330 Leventİstanbul/TÜRKİYE
電話番号 : 90212 905 11 00
電子メール : istanbul@mida.gov.my

北米

サンノゼ
Director
Malaysian Investment Development Authority
226, Airport Parkway, Suite 480
San Jose, CA 95110
United States of America
電話番号 : (1408) 392 0617
電子メール : sanjose@mida.gov.my

シカゴ
Director
Malaysian Investment Development Authority
John Hancock Centre, Suite 1810
875, North Michigan Avenue
Chicago, IL 60611
United States of America
電話番号 : (1312) 787 4532
ファックス : (1312) 787 4769
電子メール : chicago@mida.gov.my

ニューヨーク
Consul (Investment)/Director
Consulate General of Malaysia
(Investment Section)
Malaysian Investment Development Authority
313 East, 43rd Street
New York, NY 10017
United States of America
電話番号 : (1212) 687 2491
ファックス : (1212) 490 8450
電子メール : newyork@mida.gov.my

マレーシア投資開発庁(MIDA)国内事務所

ケダ 州・プルリス州
Director
Malaysian Investment Development Authority
Level 4, East Wing
No. 88, Menara Bina Darulaman Berhad
Lebuhraya Darulaman
05100 Alor Setar
Kedah, Malaysia
電話番号 : (604) 731 3978
ファックス : (604) 731 2439
電子メール : kedah@mida.gov.my

ペナン州
Director
Malaysian Investment Development Authority
Unit 14.01, Level 14, Menara Boustead Penang
39, Jalan Sultan Ahmad Shah
10050 Pulau Pinang, Malaysia
電話番号 : (604) 228 0575
ファックス : (604) 228 0327
電子メール : penang@mida.gov.my

ペラ州
Director
Malaysian Investment Development Authority
4th Floor, Perak Techno Trade Centre (PTTC)
Bandar Meru Raya
Off Jalan Jelapang
P.O. Box 210
30720 Ipoh
Perak, Malaysia
電話番号 : (605) 5269 962 / 961
ファックス : (605) 5279 960
電子メール : perak@mida.gov.my

マラッカ州
Director
Malaysian Investment Development Authority
3rd Floor, Menara MITC Kompleks MITC
Jalan Konvensyen
75450 Ayer Keroh
Melaka, Malaysia
電話番号 : (606) 232 2878
ファックス : (606) 232 2875
電子メール : melaka@mida.gov.my

ネグリ・スンビラン州
Director
Malaysian Investment Development Authority
Suite 13.01 & 13.02
13th Floor Menara Zurich
70200 Seremban
Negeri Sembilan, Malaysia
電話番号 : (606) 762 7921
ファックス : (606) 762 7879
電子メール : nsembilan@mida.gov.my

ジョホール州
Director
Malaysian Investment Development Authority
No. 5, Level 13, Menara Tabung Haji
Jalan Ayer Molek
80000 Johor Bahru
Johor, Malaysia
電話番号 : (607) 224 5500 / 5057
ファックス : (607) 224 2360
電子メール : johor@mida.gov.my

パハン州
Director
Malaysian Investment Development Authority
Tingkat 10 KLM, Menara Zenith, P.O Box 178,
Jalan Putra Square 6, Putra Square
25200 Kuantan, Pahang Malaysia
電話番号 : (609) 513 7334
ファックス : (609) 513 7333
電子メール : pahang@mida.gov.my

クランタン州
Director
Malaysian Investment Development Authority
Aras 5-C, Menara Pejabat Kelantan Trade Centre
Jalan Bayam
15000 Kota Bharu
Kelantan, Malaysia
電話番号 : (609) 748 3151
ファックス : (609) 744 7294
電子メール : kelantan@mida.gov.my

セランゴール州
Director
Malaysian Investment Development Authority
22nd Floor, Wisma MBSA Persiaran
Perbandaran
40000 Shah Alam
Selangor, Malaysia
電話番号 : (603) 5518 4260
ファックス : (603) 5513 5392
電子メール : selangor@mida.gov.my

トレンガヌ州
Director
Malaysian Investment Development Authority
5th Floor, Menara Yayasan Islam Terengganu
Jalan Sultan Omar
20300 Kuala Terengganu
Terengganu, Malaysia
電話番号 : (609) 622 7200
ファックス : (609) 623 2260
電子メール : terengganu@mida.gov.my

サバ州
Director
Malaysian Investment Development Authority
Lot D9.4 & D9.5, Tingkat 9
Blok D, Bangunan KWSP Karamunsing
P.O Box 11915
88100 Kota Kinabalu
Sabah, Malaysia
電話番号 : (6088) 211 411
ファックス : (6088) 211 412
電子メール : sabah@mida.gov.my

サラワク州
Director
Malaysian Investment Development Authority
4th Floor, Bangunan Bank Negara Malaysia Kuching
Jalan Satok, P.O.Box 716
93714 Kuching
Sarawak, Malaysia
電話番号 : (6082) 254 251 / 237 484
ファックス : (6082) 252 375
電子メール : sarawak@mida.gov.my

MALAYSIA EXTERNAL TRADE DEVELOPMENT CORPORATION (MATRADE)

Menara MATRADE, Jalan Sultan Haji Ahmad Shah, Off Jalan Tuanku Abdul Halim, 50480 Kuala Lumpur, Malaysia
電話番号 : (603) 6207 7077　　ファックス : (603) 6203 7037　　Toll Free: 1800-88-7280
ウェブサイト : www.matrade.gov.my　　電子メール : info@matrade.gov.my

マレーシア貿易開発公社(MATRADE) 海外事務所

オーストラリア

Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
Trade Section (MATRADE)
Level 7, 432 St. Kilda Road
Melbourne, Victoria 3004, Australia
電話番号　: (613) 9832 8600
ファックス　: (613) 9832 8610
電子メール　: melbourne@matrade.gov.my

アジア

東アジア

中華人民共和国
北京
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia (Trade Section)
Unit E, 11th Floor, Tower B, Gateway
Plaza No. 18, Xiaguangli
North Road Dongsanhuan
Chaoyang District
Beijing 100027
People's Republic of China
電話番号　: (8610) 8451 5109 / 5110 / 5113
ファックス　: (8610) 8451 51123
電子メール　: beijing@matrade.gov.my

成都
Assistant Trade Commissioner
Level 14, Unit 1403 – 1404
The Office Tower, Shangri-La Centre
9 Binjiang Road (East)
Chengdu City, Sichuan 610021
People's Republic of China
電話番号　: (8628) 6687 7517
ファックス　: (8628) 6687 7524
電子メール　: chengdu@matrade.gov.my

広州
Trade Commissioner
Room A19, 30th Floor International
Commerce Center No.235 North
Tianhe Road Tianhe District
Guangzhou 510610
People's Republic of China
電話番号　: (8620) 3877 3865
ファックス　: (8620)3877 3985
電子メール　: guangzhou@matrade.gov.my

香港
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
(Trade Section)
1901, 19th Floor, Malaysia Building
50 Gloucester Road, Wanchai
Hong Kong Special Administrative Region
People's Republic of China
電話番号　: (852) 2527 8109
ファックス　: (852) 8148 3440
電子メール　: hongkong@matrade.gov.my

上海
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
(Trade Section)
Unit 807-809, Level 8
Shanghai Kerry Centre
No. 1515 Nan Jing Road (West)
Shanghai, 200040
People's Republic of China
電話番号　: (8621) 6289 4420 / 4467
ファックス　: (8621) 6289 4381
電子メール　: shanghai@matrade.gov.my

台湾
Trade Commissioner
Malaysian Friendship & Trade Centre
(Trade Section)
10F-D, Hung Kuo Building
No. 167 Dun Hua North Road
Taipei 105, Taiwan
電話番号　: (8862) 2545 2260
ファックス　: (8862) 2718 1877
電子メール　: taipei@matrade.gov.my

台湾
東京
Trade Commissioner
Ginza Showadori Building,
6F 8-14-14, Ginza, Chuo-ku
Tokyo 104-0061, Japan
電話番号 : (813) 3544 0712 / 0713
ファックス : (813) 3544 0714
電子メール : tokyo@matrade.gov.my

大阪
Marketing Officer
Malaysia External Trade Development Corporation
Mainichi Intecio 18F
3-4-5, Umeda, Kita-ku
Osaka 530-0001, Japan
電話番号 : (816) 6451 6520
ファックス : (816) 6451 6521
電子メール : osaka@matrade.gov.my

大韓民国
Trade Commissioner Embassy of Malaysia
(Malaysian Trade and Investment Centre)
17th Floor,
Standard Chartered Bank Korea Limited Building
47, Chongro, Chongro-gu
Seoul, 03160 Republic of Korea
電話番号 : (822) 739 6813 / 6814
ファックス : (822) 739 6815
電子メール : seoul@matrade.gov.my

南アジア

インド
チェンナイ
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia (Trade Section)
Capital 2A, 2nd Floor, 554 & 555, Anna Salai
Teynampet, Chennai 600018
India
電話番号 : (9144) 2431 3722/ 3724
ファックス : (9144) 2431 3725
電子メール : chennai@matrade.gov.my

ムンバイ
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
Trade Section (MATRADE)
Suite 301, 3rd Floor, Naman Centre
Block G, Bandra Kurla Complex, Bandra (E)
Mumbai 400051, India
電話番号 : (9122) 2659 7272 / 7273
ファックス : (9122) 2659 7274
電子メール : mumbai@matrade.gov.my

東南アジア

カンボジア
Marketing Officer
Embassy of Malaysia (Trade Office)
No. 220-222, Preah Norodom Boulevard
Sangkat Tonle Bassac
Khan Chamkarmorn, Phnom Penh, Cambodia
電話番号 : (855) 2372 1224
ファックス : (855) 2372 1225
電子メール : phnompenh@matrade.gov.my

フィリピン
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
Level 4, 107 Tordesillas Street
Salcedo Village
Makati, Metro Manila 1227, Philippines
電話番号 : (632) 8662 8270
ファックス : (632) 8662 8271
電子メール : manila@matrade.gov.my

インドネシア
ジャカルタ
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
12th Floor, Plaza Mutiara
Jl. DR. Ide Anak Agung Gde Agung
Kav. E.1.2 No. 1 & 2
Kawasan Mega Kuningan, Jakarta 12950
Republic of Indonesia
電話番号 : (6221) 576 4297 / 4322
ファックス : (6221) 576 4321
電子メール : jakarta@matrade.gov.my

メダン
Marketing Officer
Konsulat Jeneral Malaysia
Jln. P. Diponegoro
No.43 Kota Medan
Sumatera Utara 20152, Indonesia
電話番号 : (62) 61 4531342/5271
ファックス : (62) 61 4534681
電子メール : medan.robert@matrade.gov.my

タイ
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Commercial and Investment Office
4th Floor, Unit 401
Sathorn Square Office Tower
98, North Santhorn Road, Silom
Bangrak, Bangkok 10500,Thailand
電話番号 : (662) 2108 1792 / 1793 / 1794
ファックス : (662) 2108 1795
電子メール : bangkok@matrade.gov.my

ミャンマー
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
No. 82, Pyidaungsu Yeiktha Road
Dagon Township, 11191 Yangon, Myanmar
電話番号 : (951) 230 1951 / 1952
ファックス : (951) 230 1954
電子メール : yangon@matrade.gov.my

ベトナム
ホーチミン市
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia (Trade Section)
1206-1207, 12th Fioor, Me Linh Point Tower
2, Ngo Duc Ke Street, District 1
Ho Chi Minh City, Vietnam
電話番号 : (8428) 3822 1468
ファックス : (8428) 3823 1882
電子メール : hcmc@matrade.gov.my

ハノイ
Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
45-46 Dien Bien Phu Street
Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam
電話番号 : (8424) 3734 7521
ファックス : (8424) 3734 7520
電子メール : hanoi@matrade.gov.my

西アジア

サウジアラビア
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
(Commercial Section)
14th Floor Saudi Business Centre
Madina Road P.O Box 20802
Jeddah 21465, Saudi Arabia
電話番号 : (96612) 653 2143 / 2198
ファックス : (96612) 653 0274
電子メール : jeddah@matrade.gov.my

アラブ首長国連邦
Trade Commissioner
Malaysia Trade Centre
c/o Consulate General of Malaysia
Lot 1-3 Ground Floor &
6-10 Mezzanine Floors
Al-Safeena Building Near Lamcy Plaza
Zaabeel Road P.O.Box 4598, Dubai
United Arab Emirates
電話番号 : (9714) 335 5528
ファックス : (9714) 335 2220
電子メール : dubai@matrade.gov.my

カタール
Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Office No. 939, 9th Floor
Al Fardan Office Tower
PO Box 31316, West Bay
Doha, Qatar
電話番号 : (974) 4410 1604/ 974 4410 1605
ファックス : (974) 4410 1500
電子メール : doha@matrade.gov.my

欧州

フランス
Marketing Officer
Service Commercial De Malaisie
De L' Ambassade De Malaisie
90, Avenue Des Champs Elysees
75008 Paris, France
電話番号 : (331) 4076 0000 / 0034
ファックス : (331) 4076 0001
電子メール : paris@matrade.gov.my

ドイツ
Trade Commissioner
Consulate of Malaysia (Trade Section)
Level 9, HAT 64
Bleichstrasse, 64 – 66, 60313
Frankfurt am Main, Germany
電話番号 : 49 (0) 69 247 5015 - 10
ファックス : 49 (0) 69 247 5015 - 20
電子メール : frankfurt@matrade.gov.my

ハンガリー
Embassy of Malaysia
Marketing Officer
Trade Office (MATRADE)
Hazman utca 8
1026 Budapest, Hungary
電話番号 : (361) 461 0290
ファックス : (361) 461 0291
電子メール : budapest@matrade.gov.my

イタリア
Trade Commissioner
Consulate of Malaysia
Via Albricci 9
20122 Milan, Italy
電話番号 : (3902) 669 81839
ファックス : (3902) 670 2872
電子メール : milan@matrade.gov.my

オランダ
Assistant Trade Commissioner
Embassy of Malaysia (Commercial Section)
Rustenburgweg 2
2517 KE The Hague, The Netherlands
電話番号 : (3110) 4627 759
ファックス : (3110) 4627 349
電子メール : rotterdam@matrade.gov.my

ロシア
Trade Commissioner
The Embassy of Malaysia (Trade Section)
2nd Floor, R01-209
Dobrynya Business Centre
#8, 4th Dobryninskiy per.
119409 Moscow, Russian Federation
電話番号 : (7495) 966 00 62
電子メール : moscow@matrade.gov.my

ウクライナ
Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Trade Office
18, Arselnalna St.
Pechersk
Kiev 01011, Ukraine
電話番号 : (38044) 285 5235
ファックス : (38044) 285 5238
電子メール : kiev.vitaly@matrade.gov.my

トルコ
Trade Commissioner
Matrade Istanbul
No.76, 20th Floor, Buyukdere Caddesi
Maya Akar Center Plaza
34394 Esentepe Istanbul, Turkey
電話番号 : (90212) 217 8003
ファックス : (90212) 217 8005
電子メール : istanbul@matrade.gov.my

ポーランド
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office
Premises 3, 9th Floor
Zlote Tarasy Tower
59, Zlota Street
00-120, Warsaw, Republic of Poland
電話番号 : (4822) 222 1765 / 1766
ファックス : (4822) 222 1764
電子メール : warsaw@matrade.gov.my

英国
Trade Commissioner
Malaysian Trade Commission
3rd & 4th Floor, 17 Curzon Street
London W1J 5HR, United Kingdom
電話番号 : (4420) 7499 5255 / 4644
ファックス : (4420) 7499 4597
電子メール : london@matrade.gov.my

北米

ロサンゼルス
Trade Commissioner
Consulate General of Malaysia
Commercial Section
777 South South Figueroa Street, Suite 600
Los Angeles, CA 90071
United States of America
電話番号 : (1213) 892 9034
ファックス : (1213) 955 9142
電子メール : losangeles@matrade.gov.my

マイアミ　アメリカ合衆国
Trade Commissioner
Malaysia Trade Centre
703 Waterford Way, Suite 150
Miami, Florida 33126
United States of America
電話番号 : (1305) 267 8779
ファックス : (1305) 267 8784
電子メール : miami@matrade.gov.my

ニューヨーク
Trade Commissioner/Consul Commercial
Consulate General of Malaysia
Commercial Section
3rd Floor, 313 East, 43rd Street
New York, NY 10017
United States of America
電話番号 : (1212) 682 0232
ファックス : (1212) 983 1987
電子メール : newyork@matrade.gov.my

南米 - ラテン・アメリカ

アルゼンチン
Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
Villanueva 1040
C1426BMD Buenos Aires
Republic of Argentina
電話番号 : (54) 11 4776 0504 / 2533
ファックス : (54) 11 4776 0604
電子メール : buenosaires@matrade.gov.my

ブラジル
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia
Trade Office
771, Alameda Santos, Suite 72
7th Floor, 01419-001, Sao Paulo, Brazil
電話番号 : (5511) 3285 2966
ファックス : (5511) 3289 1595
電子メール : saopaulo@matrade.gov.my

チリ
Trade Commissioner
Oficina Commercial de Malasia
Embajada De Malasia
Avda Tajamar 183
Oficina 302, Las Condes
Santiago, Chile
電話番号 : (5622) 234 2647
ファックス : (5622) 234 2652
電子メール : santiago@matrade.gov.my

メキシコ
Trade Commissioner
MATRADE Mexico City
Embassy of Malaysia (Trade Office)
Paseo de Las Palmas # 425
Torre Optima 3, Office 1102
Col. Lomas de Chapultepec
Del. Miguel Hidalgo, C.P. 11000
Mexico City, Mexico
電話番号 : (5255) 5201 4540
ファックス : (5255) 5202 7338
電子メール : mexicocity@matrade.gov.my

アフリカ

エジプト
Marketing Officer
Embassy of Malaysia
Commercial Section (MATRADE)
21, E1-Aanab Street
Lavel 2, Mohandessine, Giza
Arab Republic of Eqypt
電話番号 : (20) 100 623 7229
電子メール : cairo@matrade.gov.my

ケニヤ
Marketing Officer
High Commission of Malaysia
Trade Section (MATRADE)
Block 91/404, Gigiri Groove
P.O Box 42286
00100, Nairobi, Kenya
電話番号 : (25420) 712 0915
ファックス : (25420) 712 0916
電子メール : nairobi@matrade.gov.my

SOUTH AFRICA
Trade Commissioner
High Commission of Malaysia
Economic Office (MATRADE)
8th Floor, Sandton City Office Tower
Cnr Rivonia Road and 5th Street
Sandhurst Ext 3
Sandton, Johannesburg
Republic of South Africa
電話番号 : (2711) 268 2380 / 2381
ファックス : (2711) 268 2382
電子メール : johannesburg@matrade.gov.my

ラゴス
Assistant Trade Commissioner
High Commission of Malaysia
Trade Office (MATRADE)
Unit 2, Block F28
502 Close, 5th Avenue, Off Ondo Street
Ikoyi, Lagos, Nigeria
電話番号 : 234 (0) 908 723 1987
電子メール : lagos@matrade.gov.my

中央アジア

アルマトイ
Trade Commissioner
Embassy of Malaysia (Trade Section)
7th Floor, Block A, "Ken Dala" Business Centre
38 Dostyk Ave, Medeuskiy District
Almaty, 050010, Kazakhstan
電話番号 : 7 (727) 232 1582 / 1583 /1584
電子メール : almaty@matrade.gov.my

タシケント
Marketing Officer
Trade Office (MATRADE)
Embassy of Malaysia
56-58, Tafakkur Street,
Yakkasaray District Tashkent 100070,
Republic of Uzbekistan
電話番号 : 998 71 254 0961
ファックス : 998 900 04 1122
電子メール : tashkent.ulugbek@matrade.gov.my

マレーシア貿易開発公社(MATRADE)国内事務所

南部地域事務所
Director
Matrade Southern Regional Office
Suite 6B, Level 6
Menara Ansar, 65 Jalan Trus
80000 Johor Bahru, Johor, Malaysia
電話番号 : (607) 222 9400
ファックス : (607) 222 9500
電子メール : johor@matrade.gov.my

北部地域事務所
Director
Matrade Northern Regional Office
Bangunan KWSP, Ground Floor
No. 3009, Off Lebuh Tenggiri 2
13700 Bandar Seberang Jaya
Pulau Pinang
電話番号 : (604) 398 2020
ファックス : (604) 398 2288
電子メール : penang@matrade.gov.my

東部地域事務所
Director
Matrade Eastern Regional Office
Level 5, Menara Yayasan Islam Terengganu
Jalan Sultan Omar
20300 Kuala Terengganu
Terengganu, Malaysia
電話番号 : (609) 624 4778 / 6778
ファックス : (609) 624 0778
電子メール : terengganu@matrade.gov.my

サラワク
Director
Matrade Sarawak Office
Level 10, Menara Grand
Lot 42, Section 46, Ban Hock Road
93100 Kuching
Sarawak, Malaysia
電話番号 : (6082) 246 780
ファックス : (6082) 256 780
電子メール : sarawak@matrade.gov.my

サバ州
Director
Matrade Sabah Office
Lot C5.2A, Tingkat 5, Block C
Bangunan KWSP, Jalan Karamunsing
88100 Kota Kinabalu
Sabah, Malaysia
電話番号 : (6088) 240 881 / 242 881
ファックス : (6088) 243 881
電子メール : sabah@matrade.gov.my

付録 I

パイオニア・ステータスと投資税額控除の対象となる奨励事業および奨励製品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

I. 農業生産

1. 花卉栽培

II. 農産品の加工

1. チョコレート、チョコレート菓子
2. 野菜、芋類、根菜、果物
3. 畜産品
4. 農業廃棄物、農業副産物
5. 水産物
6. 水産養殖用飼料
7. 製薬用、香料用、化粧品用、食品用の植物抽出物や精油
8. 補助食品
9. 添加物、香料、着色料、機能性原料

III. ゴム製品の製造

1. 地ならし機、農業用車両、工業用車両、商業用車両、オートバイ、航空機向けのタイヤ
2. ラテックス製品
   a) 安全用手袋、特別機能手袋
3. 乾燥ゴム製品
   a) ベルト材料
   b) ホース、パイプ、チューブ
   c) ゴム・プロファイル
   d) シール、ガスケット、ワッシャー、パッキン、リング、ゴム裏張り材
   e) 防振、防湿、防音製品

IV. パーム油製品とその派生物の製造

1. オレオケミカル、オレオケミカル派生物や製剤
2. パーム油栄養補助食品、パーム油またはパーム核油の成分要素
3. パーム油食品および成分
   a) 特殊動物油代替品
   b) パーム主成分のマヨネーズとサラダ・ドレッシング
   c) ミルクまたはココナッツ・パウダーの代用品
   d) レッド・パーム油とその関連製品
   e) パーム食品成分
   f) 改良パーム油とパーム核油製品
   g) マーガリン、バナスパチ、ショートニング、その他加工油脂製品
   h) ココア・バター代替品、ココア・バター代用品、ココア・バター同等品、パーム油中間製品、特殊オレイン
4. 下記を原料とする加工製品:
   a) パーム核油糟
   b) パーム油工場廃液
   c) パーム・バイオマス

V. 化学品と石油化学品の製造

1. 有機または無機素材からの、化学派生物または調合品
2. 石油化学製品

VI. 医薬品・医薬関連製品の製造

1. 医薬品または生物医薬品
2. 栄養補助食品
3. 微生物やプロバイオティクス

VII. 木材製品の製造

1. 木製家具の設計、開発、生産
2. 合板を除く加工木材製品

VIII. パルプ、紙、板紙の製造

1. 段ボール中紙、テストライナー、クラフトライナー、またはクラフト紙および板紙

IX. ケナフ製品の製造

1. 飼料、ケナフ片、ケナフ繊維、再生パネルボード、再生製品（パーティクルボード、中質繊維版など）、成形製品などのケナフ製品

X. 繊維および繊維製品の製造

1. 天然または合成繊維
2. 天然または合成繊維の紡績糸
3. 織物布地
4. 編物布地
5. 不織布
6. 漂白、染色、印刷などの生地の仕上げ
7. 特殊衣服
8. 技術的または機能的繊維や繊維製品

XI. 粘土製品、砂製品、その他非金属鉱物製品の製造

1. 高アルミナおよび塩基性耐火レンガ
2. 実験用品、化学用品、産業用品
3. 人工ダイヤモンド
4. レンガ、タイル、厚板、ペレット、舗装レンガ、角材などの、結晶ガラス品や成型ガラス品
5. 吸水性の粘土材料
6. 大理石、花崗岩製品
7. セメント、石膏、その他鉱物性結合剤で固められた、天然繊維や合成繊維のパネル、ボード、タイル、ブロック、その他類似製品

XII. 鉄鋼の製造

1. スチールの鋼片やスラブ
2. 高さ200ミリ以上の形鋼
3. スチール製のプレート、シート、コイル、フープ、ストリップ:
   a) 熱間圧延
   b) 冷間圧延または冷間薄板
4. シームレス・スチール・パイプ
5. フェロマンガン、シリコン・マンガン、フェロシリコン
6. コイル状の電解亜鉛メッキ・スチール・シート

XIII. 非鉄金属・非鉄金属製品の製造

1. 金属錫以外の非鉄金属の一次インゴット、ビレット、スラブ
2. EC銅棒を除く非鉄金属製の棒、ロッド、形鋼
3. 非鉄金属製のプレート、シート、コイル、フープ、ストリップ
4. 非鉄金属製のパイプ、チューブ
5. アルミニウム複合パネル

XIV. 機械および機械コンポーネントの製造

1. 特定の産業向けの特殊機械または機器
2. 発電機械または機器
3. 一般産業向け機械または機器
4. 機械または機器向けのモジュールや産業用部品またはコンポーネント
5. 金属加工向け機械または機器
6. 重機を含む械機や機器の、改良またはリコンディショニング

XV. サポーティング製品とサービス

1. 金属鋳造
2. 金属鍛造
3. 表面加工
4. 機械加工、治具、固定具
5. モールド金型、治工具、プレス金型
6. 熱処理

XVI. 電気電子製品、コンポーネント、部品の製造と関連サービス

1. 半導体:
   a) ウェーハ・ファブリケーション
   b) 半導体の組み立て
   c) 半導体のコンポーネントおよび部品:
      i) 最新の回路基板
      ii) はんだ材料
      iii) 接着パッド
   d) 半導体用具
      i) ウェーハ・キャリアー
      ii) 集積回路(IC)キャリアー
      iii) フォトマスクとマスクブランク
   e) 半導体関連サービス
      i) ダイまたはウェーハ・レベル処理
      ii) 集積回路(IC)検査
      iii) ウェーハの精密分析または仕訳
      iv) ウェーハのバンピング
2. 先端のディスプレイ製品と部品
   a) 最新のディスプレイ製品
   b) 最新のディスプレイ・モジュール
   c) バックライト・システム
3. 情報通信技術(ICT)製品、システム、またはデバイス
   a) デジタル・コンバージェンス製品またはデバイス
   b) データ保存システムまたはデバイス
4. デジタル・エンターテイメントまたはインフォテイメント製品
   a) デジタルTV
   b) デジタル・ホームシアター・システムまたは関連製品
   c) デジタル・オーディオまたはビデオ、映像録画機またはプレーヤー
5. オプトエレクトロニクス機器、システム、デバイス、またはコンポーネント
   a) フォトニクス・デバイスまたはコンポーネント
   b) オプトエレクトロニクス機器またはシステム、デバイス、コンポーネント
   c) 光ファイバー、光ファイバー製品
6. 電子トラッキングもしくはセキュリティ・システムまたはデバイス
   a) 音声／パターン／ビジョン認識装置または合成装置、システム、またはデバイス
   b) 電子ナビゲーションおよびトラッキング機器、システム、またはデバイス
   c) 無線自動識別(RFID)システムまたはデバイス
7. 電子コンポーネント
   a) 多層の、またはフレキシブルなプリント配線基板
   b) 先端のコネクタ
8. 代替エネルギー機器、製品、システム、デバイス、またはコンポーネント
   a) 太陽電池、モジュール、システム
   充電式バッテリーまたは蓄電システム
   燃料電池
9. 省エネ照明
10. 電気製品:
    a) 無停電電源供給
    b) インバータまたはコンバータ

XVII. 専門家用、医療用、科学用、計測用のデバイス／部品の製造

1. 医療用、外科用、歯科用、獣医用のデバイスまたは機器と関連部品、コンポーネントまたは付属品
2. 検査用、計測用または実験用の機器もしくは装置

XVIII. プラスチック製品の製造

1. 特殊プラスチック・フィルムまたはシート
2. ジオシステム製品
3. エンジニアリング・プラスチック製品
4. クリーン・ルームで成形された製品
5. バイオポリマーまたはバイオポリマー製品

XIX. 保護機器と保護デバイス

1. コーティング済み安全手袋またはニット安全手袋
2. 先端的弾道保護ガラス
3. 落下保護装置

XX. 製造関連サービス

1. 統合的ロジスティック・サービス
2. 食品向けコールドチェーン施設とサービス
3. ガスと放射線滅菌サービス

4. 環境管理:
   a) 下記の廃棄物リサイクル:
      i) 有害・無害廃棄物
      ii) 化学薬品
      iii) 再生ゴム
5. 工業デザイン・サービス

XXI. ホテル業・観光業

1. 中低料金のホテルの建設(3つ星ホテルまで)
2. 4つ星および5つ星ホテルの建設
3. 既存ホテルの拡張または近代化
4. 観光プロジェクトの設定
5. 観光プロジェクトの拡張または近代化
6. レクリエーション・キャンプ場の設立
7. コンベンションセンターの設立

XXII. その他

1. スポーツ用品または器具
2. 貴金属ジュエリー
3. コスチューム・ジュエリー
4. 生分解性の使い捨てパッケージおよび家庭用品

付録 II

パイオニア・ステータスと投資税額控除の対象となるハイテク企業向け奨励事業と奨励製品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

I. 先端なエレクトロニクスおよびコンピュータ関係の、設計、開発、製造

1. 下記の設計、開発、製造:
   a) 高密度のモジュールまたはシステム
   b) 最新のディスプレイ
   c) 最新の半導体デバイス
   d) 先端のコネクタ
   e) データ記憶デバイスまたはシステム
   f) 最新の回路基板
   g) 情報通信製品、システム、デバイス
   h) デジタル・エンターテイメントまたはインフォテイメント製品
   i) オプトエレクトロニクス機器、システム、デバイス
   j) 電子セキュリティおよび監視システムまたはデバイス
   k) 電子機械、機器、システム、デバイス
   l) 最新のエレクトロニクス・コンポーネント

II. 専門家用、医療用、科学用、計測用の装置または部品

1. 下記の設計、開発、製造:
   a) 医療用機器、部品、コンポーネント
   b) 医療用インプラント、医療デバイス、部品、コンポーネント
   c) 検査用、計測用または実験用の機器もしくは装置

III. バイオテクノロジー

1. 下記の開発、検査、製造:
   a) 医薬品
   b) 精密化学品
   c) 生物学的診断

IV. 新素材

1. 下記の開発と製造:
   a) ポリマーまたはバイオポリマー
   b) ファイン・セラミックスまたはアドバンスト・セラミックス
   c) 高張力複合材
2. ナノ粒子とその生成法

V. 代替エネルギー技術

1. 代替エネルギー分野で使用される製品、機器、システム、デバイス、コンポーネントの設計、開発、製造

VI. 鉄鋼

1. 2.0ミリ以下の微細な線バネ

付録 III

パイオニア・ステータスと投資税額控除の対象となる小規模企業向け奨励事業と奨励製品リスト
(1986年投資促進法に基づく)

I. 農業活動

1. 水産養殖
2. 養蜂

II. 農産品の加工

1. コーヒー
2. 茶
3. 果物
4. 野菜
5. ハーブまたはスパイス
6. ココア、ココア製品
7. コプラと未精製ココナッツ油を除く ココナッツ製品
8. スターチ、スターチ製品
9. シリアル製品
10. 砂糖、菓子類
11. 植物抽出物
12. 養蜂製品
13. 家畜飼料用原料

III. 林業製品

1. 籐製品（竿、皮、裂片を除く）
2. 竹製品
3. その他の林業製品

IV. ゴム製品の製造

1. 成型ゴム製品
2. 押出成型ゴム製品
3. 一般ゴム製品

V. パーム油製品およびその派生物の製造

1. パーム油の加工品
2. パーム・バイオマス／パーム廃棄物／副産物から加工した製品

VI. 化学品・医薬品の製造

1. 顔料製剤、顔料分散、特殊コーティング
2. 乾燥剤
3. バイオ樹脂（バイオポリマー）
4. インクジェット・インク

VII. 木材・木材製品の製造

1. 装飾合板（普通のベニヤ板を除く）
2. 木製モールディング
3. 建設用木工品、建具類
4. 木材廃棄物利用製品（活性炭、練炭、木毛など）
5. 木製家庭用品、木製事務用品

VIII. 紙・紙板の製造

1. 成形紙製品

IX. 繊維および繊維製品の製造

1. バティック、ソンケット、プア
2. 繊維産業用アクセサリー

X. 粘土製品、砂製品、その他非金属鉱物製品の製造

1. セラミック製またはガラス製の美術品、装飾品、物品
2. グラインディング、ポリッシング、シャープニングのための研磨材

XI. 鉄鋼製品、非鉄金属、非鉄金属製品の製造

1. ワイヤー、ワイヤー製品
2. 加工製品

XII. サポーティング製品およびサービス

1. 金属プレス加工
2. 工業用シール、シール原料

XIII. 輸送機器、コンポーネント、部品、アクセサリーの製造

1. 輸送用コンポーネント、部品、アクセサリー

XIV. 機械および装置の部品およびコンポーネントの製造

1. 機械および装置の部品およびコンポーネント

XV. 電気・電子製品、コンポーネント部品の製造

1. 家庭用電化製品、部品、コンポーネント
2. 家庭用電子製品、部品、コンポーネント
3. 工業用電気製品、部品、コンポーネント
4. 工業用電子製品、部品、コンポーネント

XVI. 家具、家具部品およびコンポーネントの製造

1. 家具、家具部品、コンポーネント

XVII. ゲーム、附属品の製造

1. ゲーム、附属品

XVIII. 土産物の製造

1. 土産物、贈答品、装飾品

XIV. プラスチック製品の製造

1. 装飾パネルと装飾品
2. エポキシ・カプセル成形材料

付録 IV

パイオニア・ステータスと投資税額控除の対象となる特定産業向け奨励事業と奨励製品リスト(1986年投資促進法に基づく)

I. 機械および機器

1. 工作機械
2. マテリアル・ハンドリング機器
3. ロボットおよびファクトリーオートメーション機器
4. 工作機械、マテリアル・ハンドリング機器、ロボットおよびファクトリーオートメーション機器用モジュールおよびコンポーネント

II. 特殊機械および機器

1. 特定産業向けの特殊加工機械または機器
2. パッケージング機械
3. 特定産業やパッケージング機械向けの、特殊加工機械または機器のモジュールやコンポーネント

III. パーム油バイオマス

1. 付加価値製品の製造におけるパーム油バイオマスの活用

IV. 再生可能エネルギー

1. 再生可能エネルギー発電

V. エネルギー保存

1. エネルギー保存

付録Ⅴ

再投資向け奨励事業と奨励製品リスト(1986年投資促進法に基づく)

I. 資源産業

1. a) ゴム
   b) パーム油
   c) 木材

II. 食品加工

1. 食品加工事業

III. 研究開発

1. 研究開発

IV. ホテル業・観光業

1. ホテル事業と観光事業

V. パーム油バイオマス

1. 付加価値製品の製造におけるパーム油バイオマスの活用

VI. コールドチェーン設備とサービス

1. 生鮮農業製品（果物、野菜、花卉、シダ植物、食肉、海鮮製品）のコールドチェーン設備とサービスの提供

Published by

Malaysian Investment Development Authority

MIDA Sentral
No. 5, Jalan Stesen Sentral 5
Kuala Lumpur Sentral
50470 Kuala Lumpur
Malaysia
Tel : (603) 2267 3633
Website : www.mida.com.my
E-mail : investment@mida.gov.my

2022/2023 EDITION